



Title	飲酒にまつわる事故と責任(一) : ある訴訟事例を通して見た死別の悲しみと法
Author(s)	小佐井, 良太
Citation	九大法学 88 p468-310; Kyudai Law Review 88 p468-310
Issue Date	2004-09-15
URL	http://hdl.handle.net/2324/10974
Right	

This document is downloaded at: 2013-10-20T01:43:56Z

飲酒にまつわる事故と責任 (一)

—— ある訴訟事例を通して見た死別の悲しみと法 ——

小佐井 良太

目次

I. はじめに

II. 事件の概要と展開

1. 事件の概要

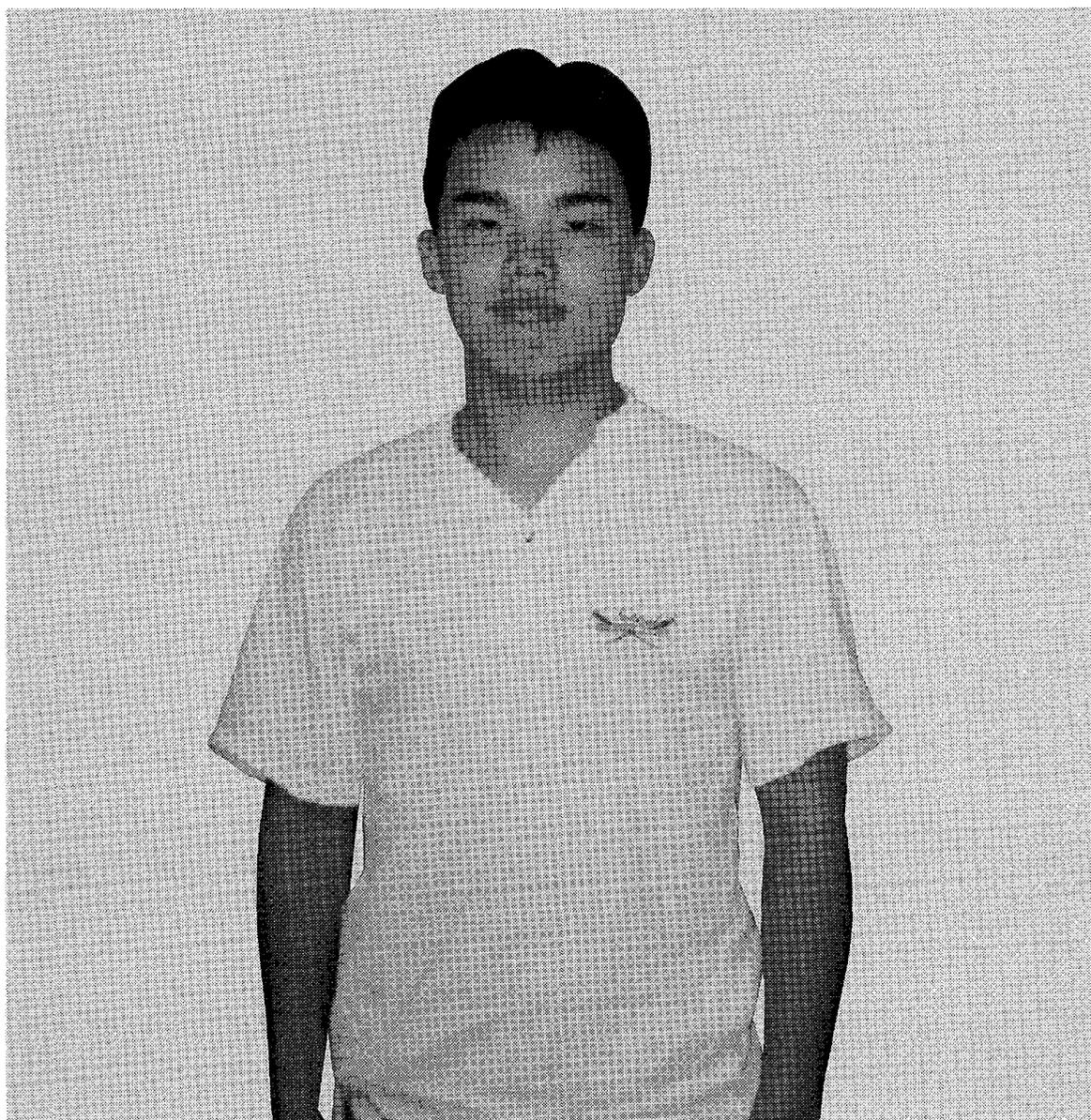
2. 事件の展開

- (1) 事故発生とサークル学生たちによる両親への事故状況説明
- (2) サークル学生たちによる再度の事故状況説明と「このままにはしておけない」気持ち
- (3) 「解決」の模索
- (4) 提訴へ向けて
- (5) 提訴と訴訟の進行
- (6) 和解の成立

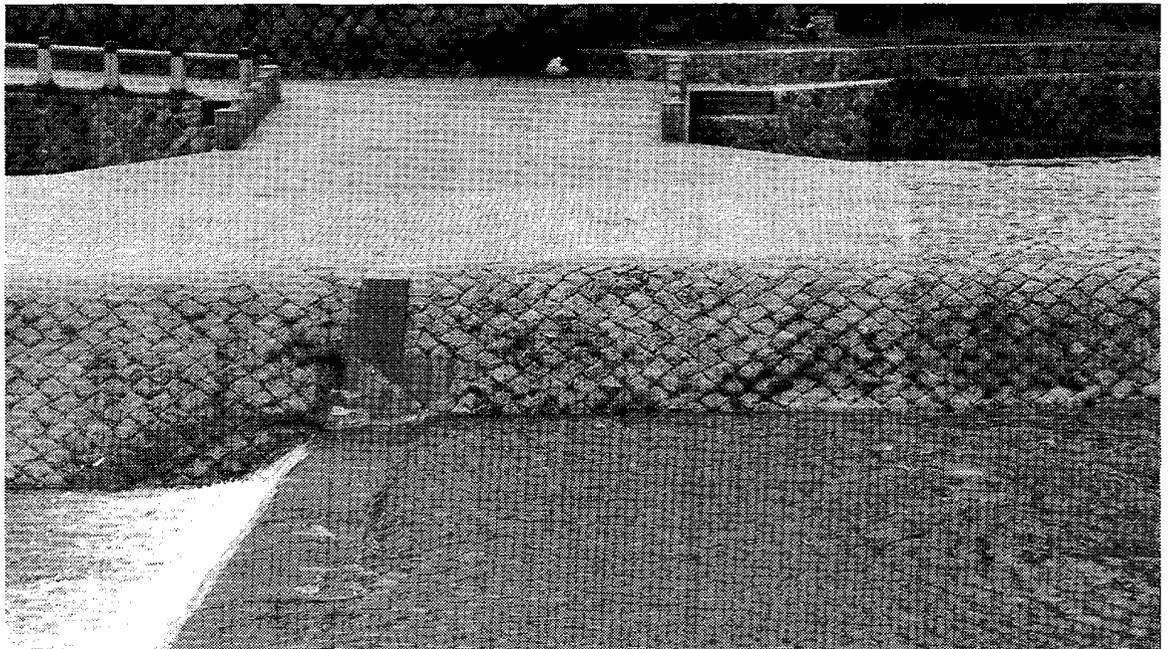
(以上、本号)

III. 検 討

IV. むすびにかえて



山口^{ともひろ}倫弘さん



〈写真 上〉 事故当日とほぼ同水位まで増水した鴨川事故現場

〈写真 下〉 同場所の通常時の様子

（* 1 は倫弘さんと上回生の転落地点、2 は上回生が川から上がった地点）



〈事故現場・全景〉

写真左側を流れる鴨川に沿って、中央に延びている石畳敷の部分が三条河原。鴨川に接する部分が斜面状に傾斜している。

写真右端、中段付近に見える小さな橋の下を流れているのが、鴨川の支流・みそそぎ川。2つの川は、写真手前（下）から写真奥（上）に向かって流れており、写真奥にかすかに見えるのが四条大橋。手前側すぐ近くに三条大橋が架かっている。

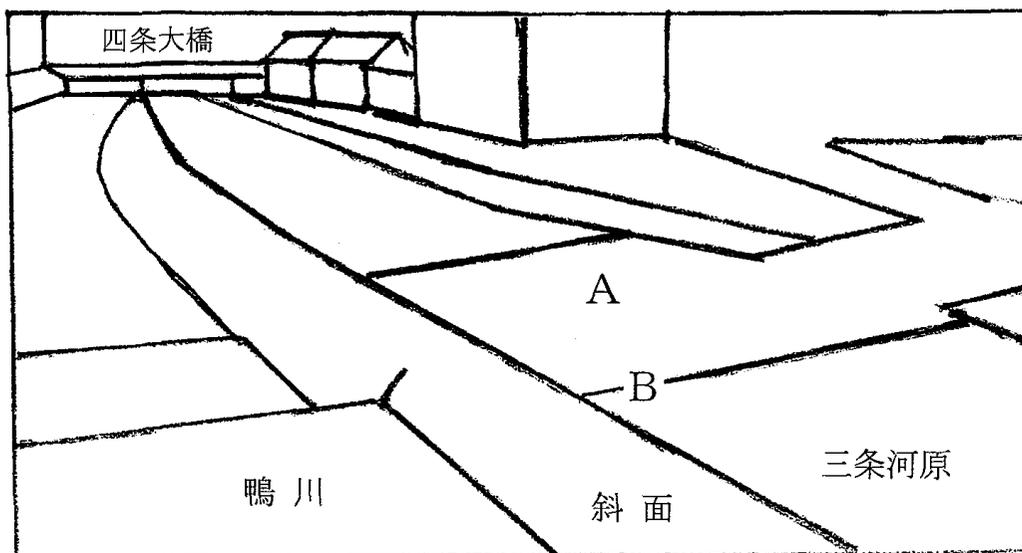
(*1995年7月4日、山口勝さん撮影。検甲5号証の2)



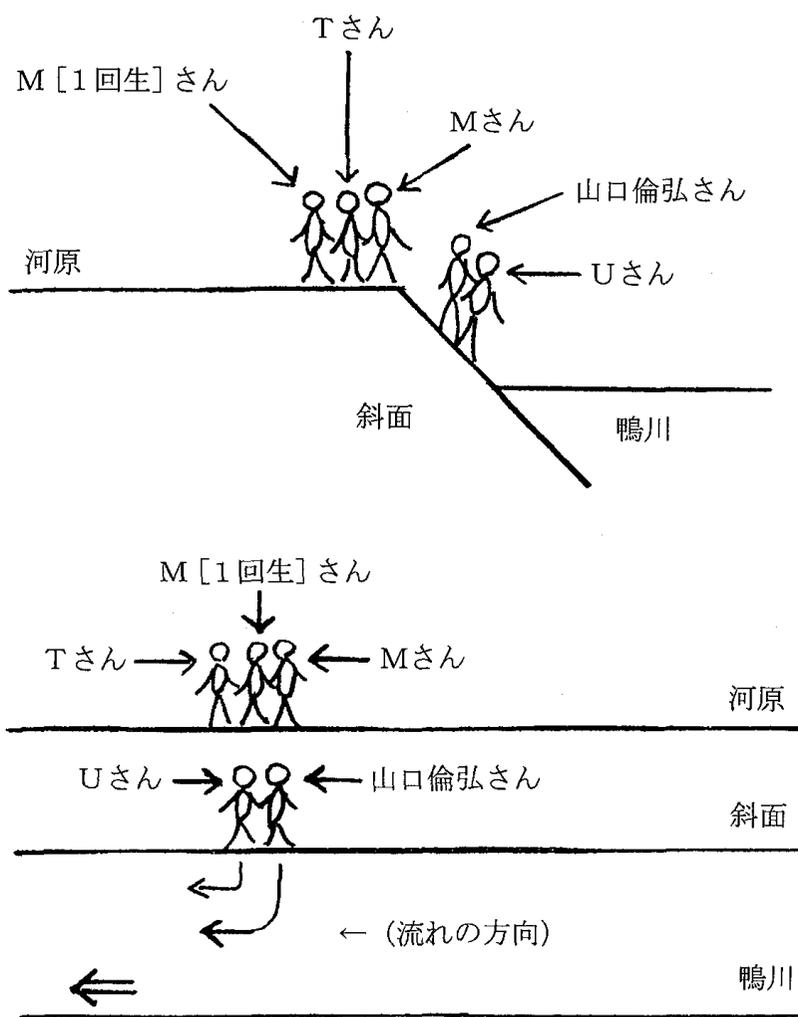
〈事故現場・河原斜面に立つ倫弘さんと上回生（再現）〉

裁判所が行った現場検証における再現写真（検乙3号証。1997年2月24日撮影）。写真手前に立つのが倫弘さん役の学生、奥が上回生。

(図①) 〈事故現場・全景〉写真略図



(図②) 河原斜面での様子 (「事故記録 (詳細版)」より)



I. はじめに

人の命が失われたような「重大な」事件・事故をめぐって、その真相究明や責任追及を目的とした民事訴訟が、事件・事故の被害者遺族たちによってしばしば提起されている。「事件・事故の真相を知りたい」、「このままでは『死人に口なし』となってしまう。泣き寝入りはしたくない」、「責任の所在を明らかにした上で、加害者には心からの謝罪と償いを求めたい」、「今後、同じような事件・事故が、二度と繰り返されてほしくない」…。ある日突然に、「かけがえのない存在」を事件・事故によって奪われ、深い「死別の悲しみ」を抱えた被害者遺族たちが、提訴時の記者会見等で「万感の思い」を込めて語る様子を、誰しも一度は見聞きしたことがあるだろう。

しかし、被害者遺族たちがこのような「提訴動機の語り」に込めているはずの「万感の思い」や、彼らの抱える「死別の悲しみ」に対して、われわれはこれまで果たして、きちんと耳を傾け、受け止め、理解するように努めてきたと言い得るだろうか。本稿は、法学にとって重要でありながら、反面、その扱いが「非常にデリケートで困難」とみなされてきたこの問題に、十分自覚しつつあらためて光を当ててみたいと思う。

近時、さまざまな犯罪・事件・事故の被害者遺族たちは、自らの「死別の悲しみ」の体験を綴った手記の出版や、「セルフヘルプグループ」の活動などを通して、「被害者遺族の声」を挙げ、社会に訴えかける機会を徐々に拡大させつつある。このような「被害者遺族の声」や主張の中には、法ないし法制度に対する重要な問題提起・示唆を含むものが少なくない。こうした背景の下、「死別の悲しみ」と法との関わりは、例えば「犯罪被害者の権利」認知を進める動きや、民事の損害賠償請求訴訟における損害賠償金の命日払いを求める訴え／命じる判決等とあいまって、改めて注目され始めている⁽¹⁾。

こうした一連の動きを見据えつつ本稿は、被害者遺族の「死別の悲しみ」を背景に持つ事件・事故に由来する民事訴訟事例の中から、一つの具体的事例をとりあげて、事例に密着した検討を行うものである。事例は、大学生の飲酒にまつわる事故により、子どもの命を奪われた被害者遺族両親が提起した民事訴訟事件（損害賠償請求事件）である。

ある日突然に、かけがえのない子どもの命を奪われるという経験に直面することは、子を持つ親として、また一人の人間として、最も耐え難い喪失経験⁽²⁾であることに間違いない。さまざまな事件・事故により「かけがえのない存在」を奪われた被害者遺族たちの中でも、その「かけがえのない存在」が「かけがえのない我が子」である被害者遺族両親の抱える「死別の悲しみ」は、他者の想像など寄せ付けない、まさに筆舌に尽くしがたい苦しみであり、絶望であるだろう。

こうした耐えがたい「死別の悲しみ」に直面する中で、本件事件の被害者遺族である両親は、どのような思いを抱きながら事故の責任所在や真相の究明を求める訴訟に臨んで行ったのか。まずは、この「かけがえのない子どもの命」が奪われた事故をめぐる「紛争」の具体的展開を、徹底して一方当事者である被害者遺族両親の視点に基づいて、共感的／追体験的に描写することから、始めなければならない。当事者の視点に立った事件の再現的記述こそは、被害者遺族両親の「思い」を受け止めていく上で、その「共感的理解」と併せて不可欠の前提なのである。

このように、紛争の一方当事者である子どもを亡くした被害者遺族両親との個人的な「かかわり合い」を通して、被害者遺族両親の視点に立つことを貫きながら、その置かれた立場・心情に体験的・共感的に寄り添うことこそが、まずもって目指される。子どもの「不慮事故死」という「死別の悲しみ」を背景に持つ「紛争」に特有の「重さ」や「迫力」を真に伝えて行くためにも、こうしたスタンスを採用することが必要不可欠と考える。

これまで必ずしも十分に汲み取られてこなかった、被害者遺族両親の

「思い」に対して真摯に耳を傾け、これに寄り添う姿勢を貫くことで初めて、現在の法的紛争処理制度の下で「死別の悲しみ」が、ひいては「生命と死」が、どのように扱われているかという問題を、当事者の視点から、具体的な「紛争」の展開に即しつつクローズアップしていくことが可能になる。こうした考察のあり方は、従来の「中立・客観主義」的スタンスに立つ研究とは前提を異にするものの、法社会学的紛争事例研究のあり得べき一つの形として、有効であるものとする。

こうして本稿は、「当事者の視点に立った事件の再現的記述」を一旦経過した上で、次にこれに即して、紛争の具体的な展開過程にかかわるさまざまな法社会学的命題（金銭賠償原則をめぐるディレンマ、法的責任・法的手続が紛争解決において持つ意味、「紛争解決の専門家」としての弁護士の役割、等々）を検討の対象にとりあげる。「かけがえのない人命」が失われた事件・事故に起因する「紛争」の「解決」において、法ないし法的手続が果たし得る役割を改めてトータルに検証する作業を行うことで、そこから紛争の法的解決をめぐる法の「現場」・法制度の背景に横たわるさまざまな問題や論点、イデオロギー等を抽出・提示し、これらに分析・検討を加えていくこともまた、本稿の課題となる。

本稿の基本的な問題設定及び基本的なスタンスを、簡略に述べれば、以上のとおりである。本来ならばここで、考察の手法にかかわる問題や先行研究の検討も含め、理論的により詳細な記述を求められるのが通例である。だが、ここでは敢えて、以上の簡略な記述に留め、その詳細は後の「Ⅲ. 検討」部分の冒頭で、改めて行うことにする。

既に触れたように本稿は、ある大学生の飲酒にまつわる死亡事故に起因した訴訟事件（以下、本件事件という）を主たる考察対象とする。本稿筆者である小佐井は、2000年5月以降、本件事件の被害者遺族両親である山口勝さん・豊子さんの元を訪ねる形で、これまで計8回にわたり、本件事件に関する聞き取り調査を重ねてきた⁽³⁾。山口さんからは、本件事件の訴訟記録をはじめとして、関連する一切のデータを提供していただ

いた。また、山口さん以外の事件関係者として、原告両親側弁護士、事件の相手方当事者である被告サークル学生たち、及び被告サークル学生側弁護士に対する聞き取り調査も、併せて行っている。本稿は、本件事件の被害者遺族である山口さんと、筆者である小佐井との個人的な出会いと「かかわりあい」を原点とした「フィールドワーク」に基づく考察の成果であり、全体として、エスノグラフィカルな記述に基づく紛争事例研究を目指すものである⁽⁴⁾。

以下では、まず、本件事件の訴訟記録及び関連する資料（文書、録音テープ、写真等）に依拠しつつ、山口さんへの聞き取りデータを織り込みながら、事件の展開を山口さんの視点から再現的・追体験的に記述する。次に、この記述を経て浮かび上がる「どうにも身動きの取れない」不法行為責任追及のディレンマと「死別の悲しみ」の構図を、分析・検討しつつ描き、最後に、現状での「打開策」を模索する。

注

- (1) 手記、セルフヘルプグループの活動ともに枚挙に暇がないが、さしあたり、セルフヘルプグループに関するものとして、大久保恵美子『犯罪被害者支援の軌跡——犯罪被害者心のケア』（少年写真新聞社、2001年）を挙げておく。大久保は、自身も犯罪被害者遺族の一人として、セルフヘルプグループ「小さな家」の運営に携わる。犯罪被害者支援にかかわるものとして、片山徒有『犯罪被害者支援は何をめざすのか——被害者から支援者、地域社会への架け橋』（現代人文社、2003年）、も参照。

民事損害賠償における定期金賠償方式を活用した、いわゆる「命日払い」を命じた判決として、東名高速道路飲酒追突事故損害賠償請求訴訟判決（「判時」1383号、40頁以下、また、「判タ」1135号、184頁以下、参照）がある。また、〈http://www.ask.or.jp/ddd_inoue3.html〉も参照。

なお、「死別の悲しみ」と法とのかかわりをめぐっては、例えば、日本法社会学会においても、2003年度及び2004年度、それぞれの統一テーマ／全体シンポジウム／個別分科会の中で、主題化されている。ここでは特に、和田仁孝『『感情』の横溢と法の変容』、法社会学60号（2004年）を挙げておく。なお、これらに関する詳しい検討は、後にまた改めて行う。

- (2) この点について、自らも子どもを亡くした母親である E.メーレンは、

「最悪の喪失。その限界が太陽系のかなたにまで届きそうな大きな喪失」と記している。参照、E.メーレン (白根美保子・福留園子：訳)『悲しみがやさしくなるとき——子どもを亡くしたあなたへ』(東京書籍、2001年)、14頁。

- (3) 本稿では以下の記述に際し、本件事件の被害者遺族両親であり一方当事者である山口勝さん・豊子さんの了解を得て、両親の名前及び本件事件の被害者・山口倫弘さんの名前について、特に実名による記載を行う。

他方、本件事件の相手方当事者であるサークル学生たちについては、プライバシーに対する配慮から個人レベルでは匿名表記とするが、両当事者間に成立した和解条項の趣旨(後述)に照らし大学名(同志社大学)及びサークル名(グリーンテニス同好会)についてはそのままとする。

その他、引用資料中に登場する人名/地名等の固有名詞については、適宜、一般名詞化した表現ないし伏せ字による処理を行うこととする。

本稿におけるこれらの扱いについて全ての責任は、筆者である小佐井に存することを明記しておく。

- (4) こうした法社会学的研究の理論的枠組み及びスタンスを示すものとして、和田仁孝『法社会学の解体と再生』(弘文堂、1997年)をさしあたり挙げておくに留める。

II. 事件の概要と展開⁽⁵⁾

1. 事件の概要

まず、本件事件全体の概要を時系列に沿う形で整理して示せば、以下の通りである。⁽⁶⁾

1995年5月13日 同志社大学1回生の山口倫弘さん(19歳=当時)は、所属する大学サークル「グリーンテニス同好会」が開いた新入生歓迎コンパ(いわゆる「新歓コンパ」)の1次会に参加、その後、2次会へ向かう途中サークルメンバーと一緒に集まっていた京都市内・鴨川の三条河原で増水した鴨川に転落、流された。通報を受け駆けつけた消防レスキュー隊員らによって川から引き上げられた倫弘さんは、京都市内の病院へ搬送されるも、事故発生から約3時間後の同日23時過ぎ、その死亡が確認

された。

病院からの連絡で事故を知り、駆けつけた倫弘さんの両親は、サークル幹部の学生より事故状況について最初の説明を受けた。

1995年5月15日 倫弘さんの葬儀が行われる。倫弘さんの両親に対して、サークル学生たちによる2回目の事故状況説明がなされる。

1995年5月21日 サークル学生たちによる3回目の事故状況説明。

1995年5月23日 両親宛に、「山口君の思い出」と題するサークルメンバー1人1人の綴った手紙が届く。

1995年7月12日 サークルより両親宛に「鴨川での事故の記録～山口君の行動を中心に～」と題した事故状況を説明する文書(B5用紙・2枚)が届く。両親に宛てた手紙と同封の形。

1995年7月28日 サークルより両親宛に、「平成7年5月13日(事故当日)の様子」と題した事故状況をより詳細に説明する文書(B5用紙・15枚)が届けられる。

1995年8月6日 サークル学生たちによる4回目の事故状況説明。

1995年8月27日 サークル学生たちによる5回目の事故状況説明。倫弘さんが川へ転落した際、その最も近くにいた学生たち3人が中心。学生たちに対して両親は、「示談」の方法により事件の「解決」を進めたい旨伝える。

1995年10月13日 両親、大学学長宛に事故の責任所在を尋ねる内容証明郵便を送る。サークル学生、月命日のお参りに両親宅を訪問。両親は学生たちに対し、サークルを相手に「示談」を求める可能性を改めて示唆。

1995年10月23日 大学学長より両親宛に、内容証明郵便に対する回答文書が届く。事故に対する大学の当事者性および責任を否定。

1996年1月13日 サークル学生、月命日のお参りに両親宅を訪問、自粛していたサークル活動の再開に理解を求める。これに対し両親は、5千万円の損害賠償をサークルに請求する旨伝え、書面での回答を求める。

1996年2月23日 サークルからの委任を受けた代理人弁護士より、両親

宛「事故に関してサークル学生に法的責任はなく、損害賠償には応じられない」旨の内容証明郵便による回答が届く。

1996年7月24日 両親、法律相談を通じて代理人弁護士を委任。

1996年8月24日 両親側代理人弁護士、サークル幹部を含む学生9人に対し、倫弘さんの事故死につき、不法行為に基づく損害賠償として5千万円の支払いを求める「請求書」を内容証明郵便にて送付。「誠意ある回答なき場合の訴訟提起」を通告。

1996年9月13日 両親、サークル幹部を含む学生9人に対して、倫弘さんの死につながった「川入り強要行為」につき不法行為に基づく損害賠償を求め、京都地裁に提訴。請求額は5千万円。

1996年11月5日 第1回口頭弁論。被告サークル学生側は原告両親側の主張に対し、全面的に争う答弁書を提出。

1997年5月23日、7月11日、8月8日 被告・原告本人尋問および証人尋問が行われる。

1997年10月15日 原告両親と被告サークル学生9名全員との間に訴訟上の和解が成立。和解条項の概要は以下の通り。①被告らは、原告らに対し本件解決金として500万円を支払う、②被告らは、原告ら遺族に対し本件事故につき心から謝罪する、③被告らは、今後本件と同様の事故が起こらないようにあらゆる努力をする。

以上が、本件事件全体の概要である。次に、この概要に沿って事件の個々の局面における展開をより細かく見ていくことにしよう。

2. 事件の展開

以下では、さしあたり事件の展開を6つの時期に区分して記述する。すなわち、(1) 事故の発生からサークル学生たちにより両親に対して最初の事故状況説明がなされるまでの局面、(2) 両親がサークル学生たちに対し再度の事故状況説明を求め、次第に「このままにはしておけ

ない気持ち」を固めていく局面、(3) 両親がサークル学生たちを相手に提訴の決意を固めつつ、自力で事件の「解決」を模索して行く局面、(4) 自力での「解決」断念を余儀なくされた両親が訴訟提起へ向けての準備を進めていく局面、(5) 提訴を経て訴訟が進行・展開していく局面、(6) 訴訟の終結へ向けて裁判所から訴訟上の和解案が提示され、原告両親がこの和解に基づく解決を受け入れていく局面、である。

以下、各時期区分における記述内容には【 】により簡単な小見出しと通し番号を付すことにする。また、以下、本稿でサークル学生たちを個人レベルで表記するに際しては、「後の訴訟で被告となる学生たち」と「その他の学生たち」とに分けて扱う。

このうち、「後の訴訟で被告となる学生たち」(9名)については、さらに「事故当時、サークル内で役職(部長、副部長、前部長)の地位にあった者」(5名)と「役職の地位にはなかった、事故状況の直接当事者たち」(4名)とに分ける。前者(=役職者)については、「任意のアルファベット(A~E)+役職名」(例:A部長)により表記する。後者(=直接当事者たち)については、「実名イニシャル表記」(例:Tさん)とする(ただし、後者4名のうち唯一1回生であるMさんのみ、同じくイニシャル「M」となる2回生のMさんと区別して、M[1回生]さんと表記する)。

「その他の学生たち」については、「学年(回生)・性別」のみを示した表記とする(例:[3回生・男])。彼らについては[同回生・同性]が複数登場する場合のみ、さらに①、②…を付す(例:[3回生・男①]。①、②…については、場面毎にランダムに付与する)。

この他、文中、筆者(小佐井)による補充は[]で示すものとする。

(1) 事故発生とサークル学生たちによる両親への事故状況説明

【01 夜中の電話:「生きていてや!」の願いむなしく…】

事故当日、5月13日(土)のその日、「倫弘さんが事故に遭った」ことを報らせる電話連絡を両親が受けたのは、夜、20時50分頃のことだった。

電話は、事故後倫弘さんが搬送された病院からのものだった。そのときの様子を記した母・豊子さんの文章によれば、連絡を受けてから両親が病院へ向かうまでの状況は次のようなものであった。⁽⁷⁾

「私共が病院からの電話を取ったのは13日午後8時55分頃、^(ママ)⁽⁸⁾『危ないからすぐ来て下さい』何を聞いても『すぐ来て下さい』だけでした。『なんで倫弘が、なんでやろ、なんでやろ』という思いで始まり電車の中では『生きていてや！生きていてや！神様助けて下さい』と頭の中はパニック状態で病院に到着しました。倫弘はベッドの上で冷たくなっていました」

事故当日、倫弘さんは「また、3,000円、下ろさなあかん…」と言いながら家を出たという。「3,000円はコンパ代だったらしいんですけど、それが最後でした⁽⁹⁾」。

朝、元気に見送ったはずの息子を襲った突然の死…。ただただ事態が信じられないままに、両親はサークルの学生たちから事故状況に関する最初の「説明」を聞くことになる。

【02 事故当日、病院での学生たちによる最初の事故状況説明】

このとき、倫弘さんが搬送された病院には、サークルの幹部学生である3回生を中心に学生たちが集まっていた。その中で両親に対して事故状況の説明にあたったのは、ともにサークルの副部長を務める3回生の学生2名だった。

なお、事故現場及び倫弘さんの搬送された病院は、いずれも京都市内であった。そのどちらからも離れた大阪府下に住む両親の病院到着時刻は、事故当日の23時。倫弘さんの正式な死亡確認時刻は、同日23時13分。その直後、倫弘さんが霊安室に移された後に、まずは父・勝さんが病院事務室にて最初の事故状況説明を受けた。

続いて上記サークル学生2名が霊安室に入り、母・豊子さんに対して同様に事故状況に関する「説明」を行った。このときの状況について、再び母・豊子さんの記した文章からの引用。

「[[倫弘さんが]^(ママ)病室に移された後、B副部長とC副部長が病室に入^(ママ)ってこられ『事故の説明をお聞かせ下さい』という願いに対し、B副部長は『私は遅れてきたら、もう救急車がきており何もわかりません。A部長は警察へ行っております』。C副部長は『私は1回生の酔った者を看ていたの、山口君のことはわかりません』。倫弘を前に、倫弘の死が信じられずにいるうえに、まだ崖の底へつき落とされた気分になりました」

B副部長は、上記の発言（「私は遅れてきたら…」）とは別に父・勝さんに対して事故状況を端的に「鴨川に落ちて流されました。水位は膝の下くらいでした」と語っている。このとき、父・勝さんは「追い詰めたな。自分で〔川に〕入るわけがない」と言葉を返している。この言葉には、「他ならぬ倫弘の親」としての父・勝さんの確信とも呼べる思いが込められていたわけだが、その詳細については記述を後に譲る。

いずれにしても、彼ら2人の事故状況に対する説明は、この時点で「説明」と呼べるほどの内容を持っておらず、ただサークルの「幹部学生」という立場から両親の相手役を一時的に務めたに過ぎないものであった。当然ながらこの最初の「事故状況説明」は、突然にわが子を亡くした（この時点では、その実感さえ全く伴わない）両親にとって、到底納得のいくものとはなり得なかった。精神的な強いショックと混乱のまさにただ中で、両親の心のうちには、事態のすべてが信じられず受け入れ難い…という思いとともに、前述の通り「『倫弘の親』としての直感」から、事故状況ならびにサークル学生たちに対する漠然とした不信感が、ひそかにその芽をのぞかせ始めていた。

【03 第2回事故状況説明・葬儀30分前の説明】

事故翌日・14日(日)にはお通夜、翌々日の15日(月)には倫弘さんの葬儀が行われた。サークル学生たちは、お通夜に幹部学生が全員「出席」し、葬儀にはサークル部員全員が出席した。

この葬儀の際、13時からの式開始時刻30分前という慌ただしい状況の

中で、サークル学生たちによる第2回目の事故状況説明がなされている。説明は、A部長、C副部長ともう一人のD副部長の3名が中心となり行われた。その際の内容は、両親側の記録⁽¹¹⁾によれば「倫弘さんが川に落ち、流された。助けに入ったが、一瞬体に触れたかと思ったら、そのまま流された」というものだった。

母・豊子さんがこのときのことを振り返って、「[[午後]1時からの葬式でごった返しているときに、いったい何の話ができるのですか?」と後に書いてるように、この第2回事故状況説明は時間的にも状況的にも切迫した中で行われており、内容的にみても不十分なままであった。さらに、両親にしてみれば「追い討ち」をかけるように、サークル学生・A部長による次のような発言があったという。「いつから練習^(ママ)させてもらってよろしいですか⁽¹³⁾」。

両親は、この練習再開をめぐる発言を聞くに及び、「人一人の命が失われたという、命の重さがまるでわかっていない」との思いを強くする。事故をめぐる両親とサークル学生たちとの認識の溝は、この時点で早くも大きなものとなりつつあった。

【04 第3回事故状況説明・混乱する釈明と説明】

第3回目の事故状況説明は、葬儀からほぼ1週間後の5月21日(日)、両親宅をサークル学生たちが訪ねて行われた。サークル学生側の出席者は、A部長、B副部長の他に男子3回生1名、男子2回生3名の計6名⁽¹⁴⁾。両親側は、両親、叔父夫婦、そして叔父がもう一人、その場に同席した。

説明は、同日14時から15時半までの1時間半にわたって行われた。言うまでもなくこの場に臨む両親の最大にして唯一の関心は、これまでただ「川に落ちて流され、亡くなった」としか知らされていなかった倫弘さんの事故状況について、詳細な説明を受け、確かな情報を得ることであった。

両親によって録音されたこの時の会話記録テープ⁽¹⁵⁾によれば、会話は互

いに挨拶の後、サークル学生たちによる自己紹介が始まる。父・勝さんの「息子の、土曜日〔注：事故当日〕の行動について、知らせてほしい」という発言を受けてまずは、コンパの集合場所・時間・参加人数等についてA部長が概略的に説明を行った。

続いて状況の核心部分、倫弘さんが川に流された前後の詳細な状況について、「わかる人、状況を教えてください」と母・豊子さんが尋ねたのに対し、A部長は「一応サークルのみんなに紙を配って、その時に、〔倫弘さんが〕流された状況とその日に練習からコンパ会場に行った中でも、山口くんとしゃべったことがあったり覚えていることは書いてください、というか、サークルみんなを回って、みんな集めてる。全部集めきれないけど、その中でも何人か書いてくれますので、また全部集まったら、こちらの方に届けさせてもらいますし…」と答え、サークルとしてこの時点ではまだ状況を確認中である旨を冒頭で答えている。

対して、この時点までに両親が事故状況について知り得ていた情報も、ごく限られたものに過ぎなかった。前出のサークル学生たちによる2回の説明を除くと他には、①倫弘さんの搬送先の病院で警察関係者から聞かされた「〔川の状況について〕私等でも、とても増水しており入れるような状態ではなかった」というようなごく断片的な情報、それ以外では②事故を報じた翌日・5月14日付の朝日新聞、京都新聞それぞれの記事に書かれた内容、があるのみであった。

そうした中で両親は、サークル学生たちから少しでも詳細な情報を得るため、この5月21日(日)の第3回説明に先立つ18日(木)、2人で鴨川の事故現場を訪ね、鴨川および三条河原付近の写真撮影を行っている⁽¹⁶⁾。この時点で両親には、倫弘さんの転落場所等の詳細はもちろんわかっていないのだが、この21日(日)の説明の際には、サークル学生たちと一緒に写真を見ながら、その説明に聞き入ることになった。

しかし結果として、このときのサークル学生たちによる第3回事故状況説明は、学生たち自身もサークルとして状況を十分に把握していない

段階であったこともあいまって、事故状況に関して十分な情報を両親に提供し、理解してもらうまでに至らなかった。どうしても倫弘さんの「川入り」が信じられない両親からの「どういう形で川に入ったのか」という質問に対して、サークル学生側はA部長を中心に（会話記録のほとんどがA部長による発言である）前後の状況を断片的に話すだけに終始した。

ただし、依然として事故状況の全体像は明らかとならないまでも、断片的な形ながら両親には重要と思われる情報が、この第3回の事故状況説明の中には含まれていた。それらを断片的な形のまま取り上げて整理すると、以下のような⁽¹⁷⁾ことになる。

一つ、鴨川の本流ではなく三条河原を流れるもう一つのごく浅い支流・みそそぎ川に入ろうとしていた倫弘さんに、本流の方から「誰かが」大きな声で「山口～！」と呼んだため、倫弘さんが本流へ向かったこと。

二つ、倫弘さんの本流入りの際、「山口コール」が起きていたこと。

三つ、倫弘さんと一緒に鴨川本流へ入った（落ちた）のは、2回生・Uさんであり、そのとき近くにいる形となったのは同じく2回生の2人、TさんとMさんであること。

四つ、倫弘さんの「川入り」前にも別の1回生一人が本流へ入ったが、4回生から「危ないから早く上がれ！」と言われていた⁽¹⁸⁾こと…。

以上、大きく4項目に分けられる断片的ながらも重要と思われる情報を得たことにより、両親は倫弘さんの「川入り」の背後に直感的に感じていた事件性の疑いを、さらに強めていくことになる。

他方、サークル学生たちはこの第3回事故状況説明により、「先方 [= 倫弘さんの両親] は納得した様子だった」と後に記しているように⁽¹⁹⁾、この時点で既に「一定程度の説明責任を果たした」という認識だったことが伺える。こうして、両親の事故状況に対する疑いが深まったことを「納得」と受け取っていたサークル学生たちと両親との間には、事故に対する埋めがたい認識の溝が深まりつつあった。

【05 新聞により報道された事故の状況】

ここで事故状況について、この当時の両親の認識に近づくため、事故を報じた新聞記事の内容を見ることにしよう。取り挙げるのは、当時、実際に両親の手元に存在した、前出の朝日新聞（大阪本社版：以下、単に「朝日新聞」と略）及び京都新聞の事故翌日・5月14日（日）付朝刊記事⁽²⁰⁾である。

〈朝日新聞〉

新入生歓迎コンパ後 鴨川へ

同大1回生が水死

13日午後7時55分ごろ、京都市中京区の三条大橋付近の鴨川で、男性が流されていると110番通報があった。松原、五条、七条署員や同市消防局のレスキュー隊員らが駆けつけ救助にあたったが、前夜までの大雨で増水。流れが速く、男性は約2.5キロ下流の七条大橋付近で約30分後に引き上げられ病院に運ばれたが、同11時過ぎに死亡した。

調べでは、同志社大学工学部1回生の山口倫弘（ともひろ）さん(19)＝大阪府◇◇市。山口さんは大学の「グリーンテニス同好会」に所属。この日午後5時から、四条河原町近くの飲食店で開かれたサークルの新入生歓迎コンパに出席し、8時前に仲間約80人と酔いを覚ますため、鴨川の三条河原に出た。

同サークルでは、新歓コンパの後、毎年新入生が鴨川に入るのが恒例だが、この日は水量が多かったため、鴨川本流のわきを流れる「みそそぎ川」に12、3人が入った。しかし、山口さんを含む新入生3人は、本流（深さ1.5メートル）に入ったという。

現場は京都一の繁華街で、週末でもあり、周囲では数千人が救助を見守った。

なお同記事では他に、「非常に残念だ」との小見出しを掲げた同志社大学学生課長のコメントを紹介、「大変な事態になってしまい、非常に残念だ。酒の飲み方については、パンフを配布したり、講演会を開くなど、全学をあげて指導していたのだが」としている。

〈京都新聞 (1面)〉

同大 2つのサークル

新入生歓迎 暗転

13日夜、同志社大学のテニスサークルが、滋賀県◇◇郡◇◇町⁽²¹⁾で新入生歓迎の合宿中、メンバーが夜の琵琶湖に泳ぎに出て1人が水死した。また、京都市中京区の鴨川では同日夜、同大の別のテニスサークルのメンバーが、新入生歓迎コンパをした後、川に流され一人が死亡する事故があった。

流されて死亡 増水の鴨川

同日午後8時ごろ、京都市中京区の三条大橋下流約30^{km}の鴨川右岸河川敷で、新入生歓迎のコンパをしていた同志社大のテニスサークル「グリーン」の学生2人が雨で増水していた鴨川に入り、1人はすぐに河原に上がったが、同志社大1年山口倫弘さん(19) =◇◇市=が行方不明となった。

五条署員や市消防局から救助隊が出動、約30分後、約2.5^{km}下流の七条大橋の上流付近で山口さんを発見、病院に収容されたが、3時間後に死亡した。

〈京都新聞 (社会面)〉

“恒例・川入り” が悲劇に

同大新入生鴨川で水死

増水、危険顧みず

コンパ、酒の勢いも？

13日夜、京都市中京区の三条大橋下流の鴨川河川敷で、新入生歓迎のコンパをしていた同志社大のテニスサークルの学生が、雨で増水していた鴨川に入り1人が死亡した。鴨川河川敷では、この時期には多くの学生サークルが新入生歓迎と称して川に入るケースも多い。この夜も、現場周辺では他の大学生を含め多くの若者が歌をうたうなどしていた。

死亡した同志社大1年生山口倫弘さん(19)が入っていたテニスサークルは、この日、新入生41人を含む88人で同日午後5時から、中京区内の居酒屋でコンパをした後、酔い覚ましのため、ほぼ全員で同7時半ごろ鴨川に来ていたという。

同サークルでは新入生歓迎コンパの後、鴨川に入るのが恒例だったといい、12日の大雨で増水していたため、初めは近く川^(ママ)につかるなどしていた。そのうち、メンバー数人が鴨川に入ったという。

鴨川右岸の堤防で目撃していた中京区の別の大学生◇◇◇◇さん(20)は「2、3人がふざけていると思って見ていたら、うち2人が川に落ちた。川の流れが速くて、すぐに流されてしまったようだ」と話していた。

この日も、鴨川河川敷には、同志社大サークルのほか、他大学の学生も多く集まっ

ており、三条大橋下は若者たちでいっぱいだった。中には、ほろ酔い気分で川の中に入っていく姿や、深酒をして寝転んだままの男性もいた。

同志社大学によると、体育会系のクラブの場合は、新入生全員やキャプテンを対象にした合宿などでトレーニングの仕方などを指導しているという。しかし、テニス関係だけで百以上あるといわれる任意のサークルの場合は、他の大学の学生が入っていることも多いえ届け出の必要もないため「実態の把握は難しい」(◇◇◇◇広報課長)という。琵琶湖での水死事故と鴨川の事故で◇◇◇◇学生課長は、「いっき飲みなど酒の飲み方については、新入生全員にパンフレットを配って注意を呼びかけている」と話していた。

以上、引用が多少長くなったが、2つの新聞記事の内容から倫弘さんの両親がサークル学生たちによる第3回事故状況説明を受ける時点で得ていた事故に関する情報は、まとめると以下のようなものだった。

一つ、事故当日、増水した流れの速い鴨川であったにもかかわらず、倫弘さんを含む新入生「複数」(「メンバー数人」)が鴨川本流に入ったということ。このうち、倫弘さんと一緒に入った学生が1人いて、その学生はすぐに岸に上がったため助かっていたこと。対して倫弘さんは、三条河原から七条大橋で引き上げられるまで、下流へ約2.5キロも流されていたということ。

二つ、新入生歓迎コンパの後、新入生が鴨川に入るのがサークルの「恒例」とされていたこと。このため鴨川本流には入らずとも、そのわきを流れる「みそそぎ川」に入る者も「12、3人」いたこと。

三つ、倫弘さんが「川に落ち、流されていく」様子を見ていた「目撃者」がいるらしいこと。目撃者は「中京区の別の学生」なのだが、「2、3人がふざけていると思って見ていたら…」という目撃談にもあるように、事故発生時の状況を間近に見ていた様子が伺えること。

以上、3点ほどにまとめられる情報と第3回事故状況説明後に両親が感じ取った、先ほど4項目にまとめた「断片的だが重要と思われる情報」とを併せると、当時の両親には事故の状況が以下のように理解されていたことになる。以下、簡潔なストーリーの形にまとめて示してみよう。

「新入生歓迎コンパ後、サークル学生たちとともに三条河原へ着いた倫弘は、『恒例』となっていた『新入生の川入り』に対処すべく、増水していた鴨川本流ではなく、わきを流れる支流・みそそぎ川に入る準備をしていた。ところが、『誰かが大声で』鴨川本流の方から倫弘の名前を呼んだため、本流へと向かっていった…」

「その後、『山口コール』が起こり、傍目からは『2、3人がふざけている』ように思われた状況下で、倫弘は2回生のUさんと一緒に鴨川本流へ『入った』(落ちた)。そのとき、近くにいる形となったのは、同じく2回生の2人、TさんとMさんだった…」

「倫弘の鴨川本流入り前にも、別の1回生1人が本流へ入ったが、4回生から『危ないから早く上がれ!』と言われたということだった…。増水した鴨川本流の流れは、事故後、倫弘が搬送された病院で警察関係者が話していたように、とてもじゃないが入れるような状況ではなかったらしい…」

このように事故状況を強いて多少整理してみると、倫弘さんの両親にも漠然とながら状況の流れ・大枠を把握することはできた。しかし、肝心な点はまったくわかっていない。「疑問」は解消されるどころか、膨らむばかりだった。それはまとめると、次のような疑問となった。

「…いったい誰が、みそそぎ川に入ろうしていた倫弘を本流の方へ『大声で』呼んだのか。『山口コール』は、なぜ起きたのか。またこの『コール』には、いったいどのような意味があったのか。川に落ちる直前、『2、3人でふざけている』ように見えたというが、本当に倫弘は増水した川の近くで『ふざけて』いたのか。このとき、一緒に落ちたUさんや、近くにいたTさん・Mさんは、倫弘が落ちた状況にどのようにかかわっていたのか。他の1回生が本流に入った際には『危ないから、早く上がれ』という『まっとうな』注意が上級生によってなされていたのに、どうして倫弘の時にはそれがなかったのか…」

こうした「疑問」の数々が倫弘さんの両親の胸の内に生まれ、それがサークル学生たちの事故状況説明を聞くに及んでますます「疑念」として強められていった背景には、両親にとって疑いようのない明白な「根拠」が存在した。それこそが、両親の「倫弘の親」としての確固たる想いであり、確信であった。次に、この点について触れることにしよう。

【06 両親の「倫弘の親」としての想い】

一般に「子どもの親」という存在は、こと「他ならぬ我が子」に関する限り、世の誰よりも一番理解し、知り尽くしている…という自負を抱くものである。親子の関係が良好かつ濃密で、日ごろから十分なコミュニケーションがとれているような関係であればあるほど、そうした思いは必然的に強くなるものと言えよう。

倫弘さんと両親（父・勝さん、母・豊子さん）との間にも、そのような豊かな親子関係が築かれていたであろうことは、本件に関する筆者の聞き取りの過程を通じて得られた倫弘さんに関するさまざまな「挿話」からも明らか⁽²²⁾となる。そしてまたそうした「挿話」の数々は、両親が本件の事故状況を解釈的に理解する上で、大きな基礎となっていたものであった。

そうした「想い」は、サークル学生たちによる事故状況説明の場においても「あの子 [= 倫弘さん] の19年間を見てきた親としての想い」という表現⁽²³⁾を典型として、さまざまな形で学生たちに語りかけられていくことになる。サークル学生たちとの会話のやり取りの中で提示されるそうした具体的な「挿話」の数々は、事故状況の認識を大きく左右するいわば「前史」としての役割を果たすものとして、両親はその他ならぬ「語り部」となる役目を自らに課していくことになる。

最初に両親が指摘するのは、倫弘さんが「小さいころから、水を怖がる子どもだった」という「生育歴」である。学校でのプールの授業は、何かと理由を付けては休みたがった。実際、高校までの水泳の授業を通じて、倫弘さんは結局、「学習目標」としての「25^mを泳ぐこと」ができなかった。どうしても「息継ぎ」を習得することができず、水泳のテストの際には息が苦しくなるとプールの底に足を着き、休みながら息を整え、はるかな25^m先を目指した⁽²⁴⁾。

父・勝さんは、海水浴に出かけた先での「挿話」を筆者に語っている。

「倫弘が高校生のときでしたか、海水浴に連れてったんですけど、浮き輪をつけているのに臍から深いところには、よう行かんのですわ…。冗談半分で私が無理に連れて行こうとすると、『シャレにならないで』言うて、本気で怒るんです。…何かにつけ、『シャレにならないで』…と。ほんま、ようそう言うてましたわ⁽²⁵⁾」

このように、こと泳ぎに関しては倫弘さんが自身の不得手を承知していたからということになるのだが、それ以前に何かにつけ「シャレにならないで」と言って危険を避けるような言動は、倫弘さんの基本的な性格として「非常に慎重な性格」だったこともある。この点について母・豊子さんは、3回目の事故状況説明の中でサークル学生たちに語っている。

「[倫弘さんは] なにしても、することが遅かったですね。何でかと言うたらいろんなことやってて、人の失敗するのを見てその失敗が自分に無いように人の失敗を見てから自分が失敗せいへんようにと何事も取り掛かりが遅かったんですよ。失敗、ものすごい失敗^(ママ)言うこと事態^(ママ)ができない性格だったんですよ。小学校も中学校も失敗を恐れるなってよく言われたのですよね。何時^{いつ}も言われたような子だからね⁽²⁶⁾」

父・勝さんも、倫弘さんの「石橋をたたいて渡る性格」について触れ、「どうして[川に]入っていったんか。向こう意地張って、無鉄砲に行く人間じゃない」と学生たちに疑問をぶつけている。

そして何より、こうした「生育歴に関する挿話」とは別に、事故前日の「出来事」があった。母・豊子さんの語るところによれば、事故前日・5月12日(金)の晩、コンパでの「川入り儀式」に備え「水着を出してくれ」と言う倫弘さん⁽²⁷⁾と母・豊子さんとの間で「けんか腰の」一悶着が起きていた。その際、お酒を飲んで川に入ることの危険性を、倫弘さんと親子で十分に話し合い、倫弘さんも納得して「川入りは絶対にしない」と母・豊子さんに約束していたのである。以下は、この点についてサークル学生たちに語る母・豊子さんの言葉。

「水着出してくれ、出してくれというからね、…そんなもん、お酒飲んで水なんか危ないからやめとき [と言って]、出してくれというけど出さんかったんですね。[中略] …『水の中に入ってもしものことがあったらどうするん』と言ったら、あの子はね、『僕は水の中に入れへん。飲みくずれて先輩の下宿に泊めてもらう方に回るから』と言うてたからね。絶対そんな事 [=川入りするようなこと] ない、崩れたもんから [=酔いつぶれた人から] 先輩の下宿に泊めてもらうと聞いてたもんだからね。本人の口から聞いたもんだから、よけいに…」

このように倫弘さんは泳ぎができず、そのため水を非常に怖がり、慎重な性格から危ないと思われるところには最初から近づかないような性格だったことを、「他ならぬ倫弘の親」である両親は、誰よりもよく熟知していたのだった。その上また、事故が起きたコンパ前日の母・豊子さんとの話し合いで、倫弘さんは飲酒後に川入りすることの危険性を十分納得して、事故当日、自宅を後にしたのだった。

そんな倫弘さんが、増水した川へ落ちて流される…などという事態に陥ったのは、なぜなのか。両親にとってまったく腑に落ちないこの状況を解く鍵は、「サークルの新入生」という倫弘さんの置かれていた立場にこそ見出され、理解されていくことになる。両親が育ててきた倫弘さんは、「中学・高校と6年間テニスクラブで頑張ってきた」子どもだった。そのため、両親の目から見た倫弘さんは、「縦の関係をその体で覚えて」おり、また「先生や先輩という存在を尊敬し信頼しきってしまう」ような性格の持ち主であった。⁽²⁸⁾

そんな倫弘さんであればこそ、事故当日、増水した川に近づくような危険をもし敢えて冒していたのであるとするなら、そこには「先輩 (=サークル上回生) たち」の働きかけや関与が何らかの形で状況的に存在していたからではないのか。また事故前日の晩、本来水に近づくことを怖がるはずの倫弘さんが当初水着を持っていくことにこだわっていた「矛盾」も、こうして「先輩との関係」を考えるならばたちまち整合的なものとして理解することが可能となる。

このようにして両親は、「これまで19年間にわたり倫弘さんを育て見てきた親」であるからこそ、サークル学生たちによる理解し難い事故状況説明に、「親ならでは」と思われる疑問を見出しつつ、両親なりの「理解」を始めていたことになる。だからこそ、そこからさらに進んで事故状況の詳細を突きつめて理解していくことこそが、両親にとってはまさに「親としての使命」であり、決定的に重要だったのである。

さて以上、サークル学生たちによる事故状況の説明をめぐって、事故直後から両親が疑問・疑念を有するに至る「根拠」となった「親としての想い」について見てきた。この「想い」を踏まえて、両親がサークル学生たちの第3回事故状況説明を受けた結果たどり着いた「解消されないさまざまな疑念」に立ち戻れば、両親の抱いた「疑念」が極めて正当なものであったことを理解できるだろう。

しかし決定的なことに、サークル学生たちの説明を聞きながら、こうした「疑念」を脳裏で必死に咀嚼していた両親の姿を見て、サークル学生たちはある程度の「納得」がそこに得られたものと「勘違い」してしまった。ここには、一方での「親子の濃密な関係性」に対して、他方サークル上回生と新入生との間の「関係性の薄さ」が抜き難く存在している。これまで見てきたような倫弘さんの「生育歴」及びその性格までを含んだ「前史」の存在については、当然のことながら、両親がサークル学生たちの前で「語り部」としての役目を引き受けて語らない限り、サークル学生たちにはおよそ知られることがなかったと言ってよい。何よりサークル学生たちには、そうした倫弘さんについて十分に理解するだけの時間を、まだこれから共有していくその最初の「出発段階」として、事故当日の歓迎コンパを開いていたのであった。だからこそ両親には、そうしたサークル学生たちに対し「倫弘さんの性格を知らしめたい」という強い思いが生じていたのであった。

事故の被害者＝倫弘さんをめぐり、片や両親と他方サークル学生との間に存在したこの「関係性の濃度における隔絶」は、事故状況の認識を

めぐって、これ以降、より決定的なものとなっていく。以降の第4回・第5回事故状況説明へと続いて行く展開には、ここにひとつの「ボタンの掛け違い」が存在していたのである。そこには、新入生歓迎コンパをめぐる「特有の背景事情」も見え隠れしているのだが、これについてはまた後に改めて触れることにして、次に、再び時系列に沿う形へと話を戻して、続く局面を見ていくことにしよう。

(2) サークル学生たちによる再度の事故状況説明と「このままにはしておけない気持ち」

【07 最初の法律相談】

サークル学生たちによる3回目の事故状況説明（実質的には、最初の説明らしい説明）を受けて事故状況への疑念を深めていた両親は、実はこの時点で早くも、最初の法律相談へと足を運んでいる。サークル学生たちによる第3回事故状況説明が行われた翌日、5月22日（月）のことだった。

このときの法律相談の形態は、両親の住む地元市役所が主催する無料法律相談である。母・豊子さん1人が相談に出かけ、地元市に個人事務所を構える弁護士が担当となった。この時点ではまだ事故状況も概略的なことしかわかっておらず、相談内容は「こういう事故が起きて息子を亡くしたのだが、どうすればいいか」という主旨の相談となった。30分という短い制限時間の中で、担当した弁護士は母・豊子さんに対し「[事故にかかわった] 学生の名前と住所を、大学へ行って聞くように」とアドバイスし、裁判になった場合の見通しについて「結果は、5分5分⁽²⁹⁾」と答えたという。

このときの相談が機縁となって、その後両親はこの地元市・弁護士の元へ都合3回にわたって法律相談を受けに行くことになる。初回の無料法律相談の際には「時間切れ」の形で事故状況やその他諸々の思いを十分に話せなかった母・豊さんは、2週間後の6月5日（月）、改めて

この地元市の弁護士をその事務所に訪ねる。このとき、前回・無料法律相談時よりは「いくらかましと思える程度に」事故状況や事故後の経緯を弁護士に伝えた後、母・豊子さんが受けたアドバイスは「とにかく、自分の力で学生たちから事故に関する話を聞き出すしかない」というものだった。

このアドバイスを受けて両親は、その週末の6月11日(日)に新しく録音機(レコーダー)を購入している。親として、倫弘さんの事故状況を詳しく知ることへ向けた両親のあらゆる努力が、改めてこのときから始められていくことになる。

【08 届けられた「山口君の思い出」】

両親による最初の無料法律相談利用と前後して、サークル学生たちより両親の元に、「山口君の思い出」と題した手紙の束が郵送された。第3回事故状況説明から2日後、事故発生からは10日後の、5月23日(火)である。

4回生を除きサークルに所属する1回生から3回生まで、75名が思い思いにつづった「山口君の思い出」は、その形式・内容において実にさまざまなおもてであった。数枚の便箋に「山口倫弘君を悼む」と題してきちんとしたペン字で書かれたものもあれば、1枚のノートの切れ端に2人が鉛筆書きで数行ずつ走り書きにしたものもあった。内容についても、事故状況を反省的に振り返り「自責の念」を書き連ねたものもあれば、わずか3行の文章が「[倫弘さんを含めて] みんなで楽しく話をしたのが思い出です」と締めくくられるものもあった。

彼らサークル学生たちが何を意図してこの「山口君の思い出」を両親の元に届けたのかは、ここではひとまずおく。また、第三者の目から見ればまさに「言葉を失うような」そのつづられた内容についても、後に詳しく見ることにして、ここでは触れない。ここではただ、これを受け取った両親が、当時どのように受け止めていたかだけを簡潔に記す。

結論から言えば、当時の両親にとってこの「山口君の思い出」は、まったく何も働きかけるものがない文書として受け止められていた。事故状況の詳細を何よりも知りたいと願う両親にとって、「山口君の思い出」に記されていた内容は、その願いに応えるものではあり得なかった。一読してもその内容が頭を素通りするままに、この「山口君の思い出」はそれから2ヶ月あまり、詳しく目を通されることもないまま放って置かれることになる。

【09 学生たちのお参り対応】

「山口君の思い出」を両親の元に郵送して以後、サークル学生たちは数度にわたり両親に対して「お参りさせてほしい」という申し出を行っている。このお参りを希望する申し出は、倫弘さんの49日法要（6月29日・木）への参列というひとつの節目を見据えてのものでもあったが、両親はこれらの申し出に対して「気持ちが落ち着かない」という理由を告げて断っている。

この間、最初の月命日となった6月13日（火）に一度、サークル3回生2名（いずれも女性）が両親の元へ花を届けに訪ねているが、お参りはな⁽³⁰⁾されていない。

倫弘さんの49日法要を済ませた後の7月1日（土）、両親は事故の際に倫弘さんの救出にかかわった、京都・五条警察署ならびに消防レスキュー隊を訪ねて、救出の尽力に対するお礼を述べるとともに救出前後の状況説明を求めた。この際両親は、五条警察署では「担当者不在」を告げられたのみであったが、消防レスキュー隊では救出時の状況（鴨川の水位や流れの速さ）について、実際に救助にあたった隊員たちからの体験談を聞くことができた。

それから3日後の7月4日（火）、サークルの学生たち6名がお参りのため両親宅を訪ねた。学生たちの内訳は、3回生3名（男性1名、女性2名）・1回生3名（いずれも女性）である。このとき両親は、事故後

のサークル学生たちの対応に「誠意がまったく見られないことや、命の尊さ [をわかっていない]」⁽³¹⁾ という思いをサークル学生たちに伝えている。これを受けてサークル学生たちは、さらに3日後の7月7日(金)に再度両親宅を訪れ、事故状況について、より詳細にわたる説明を今一度行いたい旨両親に申し入れた。⁽³²⁾ 両親はサークル学生たちに対し、『山口コール』を起こした人の署名、押印、そのときの細かい状況、保険加入の有無⁽³³⁾ について対処を求めている。また、「説明は口頭で行うのではなく書面にしてほしい」旨が伝えられた。

【10 サークル学生たちによる最初の事故記録提出】

両親からの要請で、事故状況について再度詳細な説明を書面で求められたサークル学生たちは、7月12日(水)、これに応えるべく最初の事故記録と手紙を携えて3回生2名(いずれも女性)が両親宅を訪れた。事故記録は、「鴨川での事故の記録～山口君の行動を中心に～」と題されたもので、B5用紙2枚にまとめられたワープロ文書。手紙は、便箋2枚に書かれていた。

この日の訪問は、事前に両親への連絡はなされておらず、当日のこの時間、両親は不在だった。3回生2名は両親宅の玄関先に事故記録と手紙を置いて帰ろうとしていた。そこに偶然、母・豊子さんが帰宅。3回生2名は、母・豊子さんに家の中へ招じ入れられ、持参した事故記録と手紙を直接手渡すことになった。

渡された事故記録を手にとった母・豊子さんは、その感情を爆発させずにはいられなかった。「あまりにも、馬鹿にしている。倫弘の生命が、19年間、一生懸命生きてきた生命の重さが、たったこれだけなんですか…と。もう、情けないやら何やらで、思わず大声で怒鳴り散らしてしまいました」⁽³⁴⁾。結局、母・豊子さんは、その場では手紙に目を通すまですらならず、目を通したのは3回生2名が帰った後のことだった…。

以下では、この最初の事故記録及び添えられた手紙の内容について、

その全文を確認することで母・豊子さんの「感情の爆発」が何に起因するものであったか、また両親の「少しでも事故の詳細な状況を知りたい」という思いに対し、サークル学生たちがこの時点でどれだけ⁽³⁵⁾ 覚えていたと言えるのかを見ておくことにしよう。

〈事故記録〉

「鴨川での事故の記録～山口君の行動を中心に～」

15：30 [テニスの練習場所] を出発。

山口君は、練習に参加していた人たちと一緒に電車で地下鉄四条駅に向かう。

16：30 [コンパ集合場所] に集合。

山口君を含むサークル部員は会費を払い、[コンパ会場] に向かう。

17：00 [コンパ会場] に入る。

山口君は4番テーブルに着席。

17：00～19：00 コンパ中。

山口君の飲んでいたお酒の量は、他の1回生並みだった様子。コンパの途中からは疲れたのか、8番テーブルの壁にもたれて眠そうにしていた。

19：10頃 [コンパ会場] を出発し、三条河原へ移動。

山口君が[コンパ会場] を出発したのは比較的遅く、[3回生・女] と二人で三条河原へ向かう。その途中、山口君は[3回生・女] が持っていた忘れ物のカバン(後に[1回生・女] のものとわかる)を代わりに持ちながら歩いていく。道中の山口君は、発する言葉もはっきりしていて、足元もしっかりしていた様子。

19：35過ぎ 三条河原に到着。

山口君はすぐに[1回生・女] と出会い、忘れ物のカバンを渡す。その後[サークルの] メンバーが集まっている所に行き、コンパのことや2次会のことについて話していた。

19：45頃 1、2回生の数人が“みそそぎ川”へ入っているのを見て、「僕も川へ入ります!」と叫んで、その場を立ち上がる。そして、“みそそぎ川”へ入ろうとしてズボンを途中まで脱いでいたところへ、[1回生・女] がカバンのポケットに入っていたはずの定期がなくなっていることを山口君に伝える。そのことを聞いた山口君は、ズボンをはき直して[1回生・女] と一緒に定期を探す。

19：50頃 山口君と[1回生・女] が定期を探しながら歩いている時に、鴨川の方から山口君を呼ぶ声が聞こえる。山口君は「はい、行きまーす。」と返

事をして、鴨川の方へ行く。

そこで、TやMを含む数人によって、山口君とUに群がる形で山口コールが起こる。

- 19:55 山口君とUは、川の斜面で二人の状態になる。その瞬間、斜面が比較的急であったため、二人とも足をとられてしまい、Uの右足が川にはまってしまう。この時、水はちょうど、Uの膝の少し下くらいだった。そこで山口君とUの二人は岸に上がろうとして、互いに服を持ち合っていたところ、足を滑らせて川の流れに足をとられるかたちで、二人とも流されてしまう。

流された時点での位置は、Uが岸側で山口君が川の中央側だった。

Uは岸沿いに7、8メートル流された所で、斜面の石にしがみつこうようにひっかかり、自力で岸へと上がる。

この時、山口君は岸から2、3メートルくらいのところを流されていた。

- 20:00頃 流されていく山口君を見た、[3回生・男①]・[4回生・男①]の二人は、助けに入る。

一時は、[3回生・男①]と[4回生・男①]で囲むようなかたちで山口君の腕をつかみ、岸から連なっていた人間ロープとつながる。

そこで、手を引っ張って岸に上げようとするが、[3回生・男①]と人間ロープの手が離れて、[3回生・男①]、[4回生・男①]、山口君の三人は再び流される。

[3回生・男①]と[4回生・男①]は比較的、岸に近いところで流されていたので、何とか自力で岸にたどりつき、引き上げられる。一方、山口君は川の中央の方に流されていき、浮き沈みしながらも姿が見えなくなる。

- 20:03頃 岸にいた[4回生・男②]が「はやく警察を呼べ!」と叫ぶ。その声に、[3回生・男②]、[3回生・男③]、[2回生・男①]のそれぞれが、警察を呼びに行く。

- 20:08頃 みんなで懸命に山口君を探し続けている時、辺りではサイレンが鳴り響き、警察やレスキュー隊が捜索しに来る。

- 20:30 七条にて山口君は引き上げられ、すぐに救急車で[搬送先の病院]へ。

〈添えられていた手紙 (全文)〉

この度、私達の行った新入生歓迎コンパで、取り返しのつかないことになってしまい、学生の行動の浅はかさを知り深く反省しております。亡くなられた山口君のことを思うと、後悔してもしきれません。御家族の皆様には、本当に申し訳ない限りです。部員一同、山口君の死に深い悲しみを感じ、哀悼の念でいっぱいです。

私たちのこれまでの説明不足な点、いたらなさなどにつきましても深く反省して

おります。本当に申し訳ございませんでした。先日、お伺いいたしました際の御両親のお気持ちは、痛いほど身にしみて感じております。

先日申し上げたコンパが始まってから事故が起こるまでの、山口君の行動について、ワープロ化した事故の経過を同封させていただきます。又、それは五月十九日の時点で、コンパに来ていた一・二・三回生が各自自分の行動を書いた原本を元にしてまとめたものであります。取り急ぎお届けいたします。三条河原にて誰がどこにいたか等につきましては、後日詳細をお送りさせていただきます。又、文面だけでは説明不足な点もあろうかと存じますので、当事者を連れてお伺いして説明させて頂きたいと思っております。

さて、一読してわかるように、今回の「事故記録」はあくまで「山口君の行動を中心に」というサブタイトルが示すように、時系列的に倫弘さんの行動が簡潔にまとめられたものに過ぎない。加えて、事故発生後の救出劇の様子が断片的に記載されているだけである。

両親がサークル学生たちに求めたのは、繰り返しになるが、倫弘さんが川へ転落する前後の事故状況の詳細、特に倫弘さんを鴨川本流へ呼んだ人物は誰なのか、「山口コール」を起こした人物の特定、転落までの詳しいいきさつ…についての説明であった。しかし、今回の事故記録は、こうした両親の要望に対して応答できているとは言い難い。

もっとも、添えられた手紙には確かに、今回の記録が「取り急ぎお届け」することを意図したものであり、「後日詳細をお送りする」ことや「当事者を連れてお伺いして説明」することが述べられている⁽³⁶⁾。冷静な気持ちでこの点を考慮するなら、今回の説明をひとまず概略として、次回以降、詳細な報告があるものと理解することもできたかもしれない。

だが、事故の発生から2ヶ月、一向に倫弘さんが亡くなった際の状況がわからず、突然の倫弘さんの死によってまさに「地獄の苦しみ」を日々味わっていた両親にとって、そのように事態を客観的に眺める気持ちの冷静さなど持ち合わせているはずもなかったのは、当然のことだった。

両親にとっては、事故記録の具体的記述の不充分さもさることながら、何よりも「B5用紙2枚」という分量の少なさこそが、そこに至るまで

にサークル学生たちの払った労力の少なさ (すなわち、「誠意のなさ」) を示すものとして、また何より倫弘さんの命の重さを感じていないことの表れとして、到底許すことのできないものだったのである。

【11 サークル1回生に対する両親の手紙とその返事】

事故状況の詳細を知りたいという思いを「B5用紙2枚の事故記録」という形で裏切られた両親は、サークルの1回生を訪ねて事故当時の状況を直接聞き出すことを試みる。そこには「倫弘と同じ立場で話してくれるのではないか」という、サークル上回生に対する不信と裏返しの「素朴な期待」があった⁽³⁷⁾。7月14日(金)、両親は5名のサークル1回生をその下宿先に訪ねた。しかし、訪ねた1回生は全員が留守で「午後7時30分まで待」ったが、この日は結局誰にも会えなかった⁽³⁸⁾。

そこで両親は週明けの7月17日(月)、改めてサークル1回生男子全員(19名)と1回生女子1名に対して、事故状況の詳細を尋ねるとともに自分たちの心情を綴った手紙を出すことにした⁽³⁹⁾。手紙は、事故当日病院から連絡を受けた際の様子に始まり、その後のサークル学生との間のやり取りの経緯を日付とともに順に記したものであり、既にその一部については事件経過の冒頭で取り上げたものである⁽⁴⁰⁾。

ここでは多少重複する個所もあるが、改めてこの手紙の一部を取り上げることにより、この時点での両親の事故状況に対する理解、およびサークル学生たちの対応に対する両親の思いを確認しておくことにしたい。

〈両親がサークル1回生に宛てた手紙(抜粋)〉

5月21日 [注:サークル学生による第3回事故状況説明の日]

A部長、B副部長、[3回生・男]、M君、U君、T君の6名で来られ、そのときの説明を要約すると、[倫弘さんは]みそそぎ川に入ろうとしたが本流の方より「山口コール」がおこりU君と一緒にいった。その前に[1回生・男]が入ったが4回生に「危ないから早くあがれ」と言われた、との説明でした。

それ以後何回か49日に参らせてほしいと電話がありましたが、こんな説明で親が納得できる訳がないのにどうして参ってもらえますか。

6月13日 [注：倫弘さんの最初の月命日]

女性2人 [サークル3回生] が手紙 (倫弘との今までの会話、思い出) と花束を持ってこられ、倫弘のことを聞くと私達離れていたからわかりませんとそそくさと帰りました。

7月4日

[1回生・女①]、[1回生・男]、[1回生・女②]、[3回生・女①]、[3回生・女②]、[3回生・女③] の6名が花束を持ってこられ、⁽⁴¹⁾こちらの思いを伝える (誠意がまったくみられないこと、命の尊さ)。

7月7日

A部長、B副部長、[3回生・女①]、[3回生・女②] が来られ、山口コールを起こした人の署名、押印、その時の細かい状況、保険加入の有無をお願いする。

7月12日

女性2人が事故の状況 (5月19日現在) をまとめたワープロの説明文 [注：先に触れたサークル最初の「事故記録」] を持ってこられるが、細かいことは何もわからず。

2ヶ月以上経った現在、個人的に誰一人として倫弘の事故の状況、それまでの様子を知らせてくれる人はいませんでした。わずかな期間でも同じサークルにいた仲間、いえ仲間でなくとも一人の人間として自分のわかる限りの事は知らせようと思うのが、心ある者ではないのですか。

あまりにも倫弘の死という事が重みのないように思えて残念でなりません。倫弘は死んでいるのです。私共は毎日毎日が地獄の苦しみを味わっています。倫弘の今までの性格、行動を知っている人達は、「小さいときからプールに入るのをいやがっていたのに」とか「なんで、あれだけ慎重だったのに」とか色々いわれました。通知表の中の通信欄には慎重過ぎるとか、失敗をおそれず行動しなさい、とかいつも書いてありました。前の晩にも水着を出してくれというので、倫弘に酒をのんで水に入る事など絶対にダメだときつくいうと「僕は水に入らず酔いつぶれ先輩の下宿へ運び込まれる方へまわる」と約束してくれたのです。

それがこんな結果になり、親にすれば倫弘が自ら川に入る事など信じられないのです。川へ入るようになった状況など知っている事がありましたら、どんなことでもよいのです。教えてください。

川の側に誰と誰がいたなども教えて下さい。

冥福を祈ってくれるより真実を知らせてくれる事が倫弘の供養になるのです。

平成7年7月

山口 豊子

以上の手紙は、事件経過の冒頭で紹介した部分も含めて、便箋計5枚。その内容に敢えて一言だけ触れるなら、末尾の「冥福を祈ってくれるより真実を知らせてくれる事が倫弘の供養になるのです」という一文に、両親の思いのすべてが込められているということが出来るだろうか。

この両親からの手紙に対する1回生の返事は、7月中に男子1名より電話によるものがあつたほかは、翌月に入った8月9日(水)までに男子3名・女子1名から手紙で返事が寄せられたに過ぎなかった。その意味では、この時点で両親の思いは空振りに終わっていたことになる。

しかし、その数少ない返事において記されていた内容は、鴨川・三条河原における事故発生前後の状況について、当日コンパに参加しその場に臨んでいた倫弘さんと同じ1回生それぞれの視線で描かれており、そこから浮かび上がる事故状況に対する認識は、後の訴訟の段階で再び意味を持つものとなってくる。その点については後に確認することにして、さしあたり以下、寄せられた返事の内容を見ておくことにしよう。

〈寄せられた返事①：1回生・女子〉

ずいぶん前にお手紙をいただいていたのに、返事を出すのが遅くなってしまい、申し訳ありません。事故が起こった時のことを、私が知っている限り、書きます。

あの日、最初に山口君に会ったのは、練習が終わって休んでいる時でした。[中略]コンパ会場では、山口君とは一度もしゃべりませんでした。コンパが終わり、[コンパ会場]の前に置いていた私のかばんを、山口君は三条河原まで持って行ってくれました。河原でかばんを私に渡してくれた山口君は、「かばん忘れとつたで、忘れたらあかんやん」と言いました。

私は山口君にお礼を言ってからすぐに山口君とは別れました。それから、少し時間がたって、私はかばんの外側のポケットに入れていたはずの定期がなくなっていることに気付きました。かばんを持ってきてくれた山口君に聞こうと思って山口君を探すと、山口君はみそそぎ川の近くでズボンを半分くらい下ろしている所でした。私が「定期なくなってんけど知らん？」と聞くと、「うそ。定期ないん。大変やん。それやったら川なんて入ってる場合ちゃうやん。」と言い、脱ぎかけていたズボンをはき直しました。そして、山口君は私と一緒に、かばんがたくさんおいてあつた所(河原の真ん中辺り)へ行って、その辺を探してくれました。探している途中で、川の本流の方向から「山口ー！」と呼ぶ声がしました。その呼んだ人が誰かは本当に

わかりません。でも、あの日の川は増水していて、川の音が大きかったにもかかわらず、その声はとても大きく、はっきりして、少し離れたところにいた山口君と私にもよく聞きとれました。呼ばれた山口君は「はい。行きまーす。」と返事をして本流の方へ走って行きました。その時の山口君は、別に変った様子もなく、酔いも少し醒めていたようで、ニコニコしながら走って行きました。私は別に気にも止めずに、違う子と一緒に定期を探し続けていました。その間、山口君が何をしていたかは知りませんでした。

少したってから、誰か、先輩の「山口君が流されたぞ。」という声で、事態を知りました。山口君が自分から川に入ろうとしたのかどうかは私にはわかりませんが、定期がなくなったことを告げた時の山口君は、ズボンを下ろしているところでしたが、とても楽しそうに見えました。本流の方向から声が出てそっちへ行った時に山口君が本当に川に入るつもりで行ったのかはわかりませんが、その時は「川に入るのかな。」と、私は思いました。というのは、山口君は私と帰る方面が一緒に、何度か一緒に帰ったことがありましたが、山口君に対する印象は「とてもおもしろくて、ノリのいい人」でした。だから、「川にも入るのかなあ。」とっていました。

私が知っているのは、これで全てです。もし、もっとここが知りたいという点がありましたら、できる限りのことをしますので、またお手紙を下さい。

私にも新たに思いあたることがあれば、また手紙を出します。

〈寄せられた返事②：1回生・男子A〉

まず最初に返事を書くのが大変遅くなってしまったことをお詫びします。

新歓コンパの日のことなんですけど、僕は大学生になった実感みたいなものと、仲間を得たということの喜びでハメをはずしてしまい、完全に酔っぱらってしまいました。そのため、河原についた直後から「みそそぎ川」のそばで休んでいたの状況はまったくわからないのです。御両親からしてみれば、同じ河原にいたのに何故まったくわからないんだと思われているかも知れません。僕自分、事故現場からそんなに離れていない所(マフ)にいながら、何をしていたんだということを考えると本当に情けなく思います。そして、手紙まで出されて、ちょっとでも多くのことを知りたいと思われている御両親のお気持ちは痛いほどわかります。

ご期待に添えるようなお返事が書けなくて本当に申し訳ありません。

〈寄せられた返事③：1回生・男子B⁽⁴²⁾〉

返事が遅れて申し訳ありません。先日、お手紙を拝見して改めてこれまでの事を詳しく理解することができました。1回生の男全員にこのような手紙を送られたことから、御両親の今度の事故の現状に対する思いを深く痛感させられました。しかし僕達の山口君に対する思いにも違いはありません。

自分自身、できるだけことは協力したいのですが、以前手紙に書いたように僕

は事故当時完全に酔いつぶれて河原でずっと眠っていて、帰りの電車の中で聞かされて、急いで病院に戻ったくらいです。だから御両親のお聞きになりたいことには何一つ答えられないかもしれませんが、僕達も月に4、5回総会を開いて今回の事故に真剣に取り組んでいます。だからといってグリーンをかばいたいとは思っていません。ただ、僕達の気持ちだけは分かってほしいのです。

全く役に立たないかもしれませんが、僕にできるのはこれくらいです。こんな僕でも、できることがあるなら、いつでも連絡してください。最後に、心から山口君の冥福をお祈りします。

寄せられた返事⁽⁴³⁾④：1回生・男子C

これから書く内容は、僕が5月13日にとった行動です。[中略] 四条へ向かう電車の中で昨日のニュースで見た鴨川の様子を思い出し、みんなに一言二言言っておこうと思って、電車に乗っていた1回生男子には、「今日の川の様子は、ほんまにひどかったから、(酔って) つぶれてるふりしてでもいいから、寝といた方がええ。何が何でも入ったらあかんで。」と話していました。山口君にも、その話をしていて、彼は、うんうんとうなづいていたので、「ああ、わかってくれてんにゃな。」と思って安心しました。僕は、当日川に入る気がなかったので、着替えを持っていきませんでした。何人かと話をしている時に、着替えを持ってきているのを聞いて、びっくりしてしまいましたが、あんな川を見たら、たとえ、絶対入ると心に決めていたとしても入る奴なんかひとりもいいひんはずやと思っていました。

[中略] コンパ中は、ケガで約1ヶ月近く何もできなかったのも、そのうっぷんを晴らすかのように、たくさん飲んでしまっただけで思いきりつぶれてしまいました。そこから僕は、記憶が飛んでしまい、ついさっきまで店の天井だったのがふと気がつけば空にかわってしまいました。「あれ、いつのまにか河原にきてる。」と思った瞬間眠ってしまい、次の目が覚めた時には、また違う場所にいました。それは3回生の◇◇さんの家でした。僕の横には、1回生の◇◇君と◇◇さんが寝てました。それを見てまた眠ってしまいました。

その後どれくらいたったかは覚えていませんが、いきなり起こされて、「病院行くよ。」と言われ、何の事か全くわからないあわただしい状況でした。とりあえず僕は立ち上がったのですが、歩くことができないほど酔っていました。それで結局、病院に行くことができませんでした。僕はまた眠ってしまい、次に目を覚ました時は、もう翌朝でした。僕のまわりには、3回生の男の幹部さんたちが5、6人いて、みんな暗い顔をしていたので、「何かあったんですか。」と聞くと「山口君が川に落ちて七条まで流されて亡くなったんや。」と言われました。僕は愕然としました。つい何時間か前に電車の中で口を交わした人間が今、この瞬間にはもうこの世にはいないという事実をどうしても信じるができなかった。何が何だかさっぱりわからず頭の中が真っ白になりました。

僕は朝までに起きた出来事を全く知りませんでした。僕は急に自分が情けなくなりました。「俺は何も知らんといったい何をしとったんやろ。」という気持ちで心がいっぱいになりました。そして何もできなかった自分の無力さに腹が立った。本当に悔しかった。今までの19年の人生の中で1番ショックでした。僕には、あまりにもショックが大きすぎて、この出来事を冷静に受け止められるほどの器の大きさは持っていませんでした。自分の弱さを改めて知らされたような気がしました。とりあえず、あの日の僕にはコンパ前の山口君のことしかわかりませんでした。その後、何回もの総会で今回の出来事の内容を徐々に知っていきました。でもこの手紙では、御両親が疑問に思われていることに関しては、全く答えになっていないし、はっきり言って御両親の御期待に添えるものではないかも知れません。もしそうお感じになられたなら、本当に申し訳ありません。でも僕が実際にこの目を見た山口君は、コンパ前までの山口君だけで、自信を持って知っていると言い張れるのは、これだけのことしかないのです。本当にあの日の自分のとったこの軽率な行動にはあきれます。「もし酔わずに、普通にしていたならば、もう1度みんなに念を押すことができたかも知れないのに。」などと思う日が今日まで続いています。悔やんでも悔やみきれません。この思いは一生背負っていくことになると思います。

最後になりましたが、山口君の御冥福をお祈りすると共に、残暑の折、御両親もくれぐれもお体にはお気を付け下さい。あとこの返事がたいへんおくれたしまったことも深くおわびいたします。

これら返事の内容からは、確かに、両親の期待したような事故状況に関するダイレクトな詳細情報は読み取れない。この点に対する情報を両親が得るには、サークル学生たちから次に送られてきた「事故記録（詳細版）」を待つ必要があった。次に、その内容を見ることにしよう。

【12 事故記録（詳細版）の内容】

両親の求めに応じるべく、サークル学生たちの手になる「事故記録（詳細版）」が同封の手紙⁽⁴⁴⁾とともに両親の手元に郵送されたのは、最初の「事故記録」提出から約2週間後の7月28日（金）のことだった。

「事故記録（詳細版）」は、「平成7年5月13日（事故当日）の様子」と題され、表紙以外は全て手書きによるもの。最初の部分は、①コンパ会場から三条河原への移動時に始まり、三条河原での事故発生から消防レスキュー隊による倫弘さん救出時までを時系列に沿ってまとめたもので

ある。具体的には、三条河原への移動時から救出時までの倫弘さんを含めたコンパ参加者の行動・発言（特に、倫弘さんとの会話の内容）、河原でのそれぞれの具体的な動線等を整理、記載した形となっている。この①を補足する形で、②河原での倫弘さんの動きや河原での各自の位置を示す図が2枚、付されている。他に、③コンパ中の倫弘さんとの会話の内容が3枚にまとめられ、最後に、この記録の作成にかかわった事故当日のコンパ参加者全員（88名）の署名が付されている。サークル代表者・A部長名の手紙（3枚）まで含めて、すべての分量は表紙を含めてB5版で19枚である。

この「事故記録（詳細版）」のうち中核をなすのは8枚にまとめられた最初の部分、すなわち、①コンパ会場から三条河原への移動時に始まり、三条河原での事故発生から消防レスキュー隊による倫弘さん救出時までを時系列に沿ってまとめた部分である。この部分の記録は、倫弘さんが川へ転落するまでの時点について、B5用紙を縦に3分割（左欄、中欄、右欄）する形で書かれている。左欄には、倫弘さんの発言・行動を中心に事故発生までの経過が記されている。中欄では、この経過の中に登場する人物たちがその時点での状況を補足するそれぞれのコメントを付している。残る右欄ではそれ以外の情報を記載しているが、特に事故発生時点では左欄での経過記載と対応して、倫弘さんが川へ転落する直前の様子を図で描いて説明するものとなっている。

以下では、この「事故記録（詳細版）」の中核部分につき、その内容を確認しておく。本稿の記述スタイルとの関係で、3分割されている部分は、そのページ毎に左欄、中欄、右欄に分けて記述することにする⁽⁴⁵⁾。

〈事故記録（詳細版）「平成7年5月13日（事故当日）の様子」〉

《1～2頁・左欄⁽⁴⁶⁾》

〔コンパ会場〕から比較的遅いめに、〔3回生・女①〕と二人で三条河原に向かう。

〔3回生・女①〕が「私は幹部だし、私がちゃんと河原まで連れて行ってあげるわ。」と山口君に言うと、「どっちが連れていってるのかわかりませんね。」と山口君が言っ

たので〔3回生・女①〕がすねると、「イヤイヤ、僕は幹部の〔3回生・女①〕さんに連れていってもらってます。」〔注：傍点、原文〕と冗談を言い合った。途中、〔3回生・女①〕がお手洗に寄ると、お手洗の前で〔3回生・女①〕が持っていた忘れ物のカバンを持って待っていた。〔3回生・女①〕が出てきてからも、「荷物持ちますよ。」と言って忘れ物のカバン（後の方で〔1回生・女①〕のものとなる）を代わりに持って歩いてゆく。お手洗から出ると、道の前後にグリーンの人が見当たらず、「道、こっちであってるかなあ」と〔3回生・女①〕が言うと、「さあー。道聞きましようか。」と山口君が〔原文改頁〕言うが〔3回生・女①〕が「いいわ、私が聞くわ。」と言って、歩いている人に道を聞き三条河原にたどり着く。河原の前のパチンコ屋の前で〔1回生・男①〕と会い、冗談で山口君を取り合う。

《1頁・中欄》

・道中の山口君は、発する言葉もはっきりしていて、足元も比較的しっかりしていた様子。〈*〔3回生・女①〕の署名〉

《2頁・中欄》

*〈2ページ左欄、「冗談で山口君を取り合う」の記載横〉
そのまま〔3回生・女①〕は1人で河原に行く。

《1～2頁・右欄》

*「三条河原まで誰と移動したか」を示す、コンパ参加のサークル部員の名前が「学年・男女の別」とともに記載されている。到着順に3グループ（1番に着いた人、早くに着いていた人、〔その後着いた人〕）に分けて記載⁽⁴⁷⁾。このうち倫弘さんの名前は、〔その後着いた人〕の中でも後の方となる順番で、2頁目冒頭に〔1回生・男①〕と並んで記載されている。

《3頁・左欄》

トイレで〔2回生・女①〕と会い、3人で一緒に河原へ向かう。

山口君：「〔2回生・女①〕さん、なんでしゃべってくれないんですか？」

〔2回生・女①〕：「えー、そんなこわそうに見える？」

山口君：「そんなことないんですけど、しゃべりかけてくれないと、しゃべりにくいんですよ」

〔2回生・女①〕：「じゃあ、又今度しゃべろうね」

その後、〔2回生・女①〕と別れて〔1回生・男①〕と肩を組んで歩き、みそそぎ川にかかる橋のもと（鴨川に面して右側で）〔2回生・女②〕、〔2回生・女③〕、〔2回生・女④〕、〔2回生・女⑤〕たちに、「何してはるんですか」と言いながら近づく。山口君は〔2回生・女⑤〕に「大丈夫ですか。〔サークル施設内の溜まり場〕

にも来て下さいよ。さっき僕にすきやき勧めてくれましたよね。あの時ビール飲まなくていいと言ったから、置いといたら、[4回生・男①]に飲めと言われましたよ」と話す。

[1回生・女①]、[1回生・女②]に会い、[1回生・女①]にかばんを渡す。

《3頁・中欄》

- ・普通に会話していたので、酔いは冷めていると感じました。でも、少し気持ちよさそうでした。〈*[2回生・女①]署名〉
- ・酔っていて、この時のことは覚えていません。〈*[2回生・女③]署名〉
- ・[1回生・男①]と2人でいい気分という感じに見えました。〈*[2回生・女④]署名〉
- ・[1回生・男①]と2人でほろ酔いの感じでした。ちょっとろれつがまわらないようでしたが、しゃべっている内容ははっきりしていました。〈*[2回生・女⑤]署名〉
- ・にこにこしながら、楽しそうに話していました。〈*[2回生・女②]署名〉
- ・単なる遊び心で入ったのであり強制的に入らされたものではありません。〈*[1回生・男②]署名〉
- ・私が[1回生・男②]に入れと言ったのは、本流に入れと言ったのではなくみそそぎ川の方に入れと言ったのです。[1回生・男②]はその後、私の知らないうちに本流に足をつけて、私のところにみせにきて、少し驚き、みそそぎ川の方だと言った。〈*E前部長、署名〉

《3頁・右欄》

[1回生・男②]がE前部長に本流の方に「入れー」と腕を引っ張られるが、入れられると危ないと思い、「自分から入ります」と言い、靴を脱ぎ、ズボンを脱いで片足だけ入れる。

それを見た[3回生・男①]、[3回生・男②]は本流は危険だとE前部長に言い、みそそぎ川の方にするように言う。それからみそそぎ川に人が入るようになる。

《4頁・左欄》

[1回生・女③]、[1回生・女④]、[2回生・男①]に会い、[1回生・女④]とコンパでどれくらい飲んだか話す。又[1回生・女④]が左手にしていた指輪を見て、

山口君：「指輪どうしたん？彼氏いるん？」

[1回生・女④]：「そんなんいいへんわー」

と話す。

1・2回生の数人がみそそぎ川に入っているのを見て、「僕も川へ入ります」と叫んでみそそぎ川の方へ向かう。

その途中で[1回生・男③]と会い、

[1回生・男③]:「俺は結構さめてきたけど、お前大丈夫か？」

山口君:「だいぶましやわ」

[1回生・男③]:「そしたら2次会とか大丈夫やな」

と話す。

みそそぎ川の近くで [1回生・男④]、[1回生・男⑤] と一緒に靴下を脱ぐ。

みそそぎ川に入ろうとしてズボンを脱ぎかけているところへ [1回生・女①] が来てかばんの中に定期がないことを伝えると、[原文改頁]「川になんか入ってる場合ちゃうやん」と言い、ズボンははき直して [1回生・女①] と定期を探しにもとの場所に戻る。

定期を探していると、誰が呼んだかわからないが、「山口～」という声の本流の方からして、山口君が「はい、行きまーす」と返事をするのを [1回生・女①]、[1回生・男⑩]、[4回生・女①] が見る。

みそそぎ川からあがって着替えようとしていたM [1回生] が、立ち上がって本流の方へ行く山口君を見て、一緒に本流の方へ行こうとして、「行こっけー」と叫んで誘ったが、山口君はそれに気付かず、先に行ってしまう。

みそそぎ川に入って遊んでいたM、Uがみそそぎ川から出て、その辺りでうろうろしていると、山口君ともう1人誰かが座っているのが見えたので山口君の方へ行く。

《4頁・中欄》

- ・話していた時山口君はとてもニコニコしていて気持ちよさそうでした。口調はしっかりしていて話しやすい感じでした。〈*[1回生・女④] 署名〉
- ・座って話していたのですが、山口君は片手をあげて「僕も川へ入ります」と叫んで元気よく立ち上がり、どこかへ行っていました。〈*[1回生・女③] 署名〉
- ・1次会の際のトイレで会ったときよりもしっかりとしていたように思います。足どりもしっかりしていました。〈*[1回生・男③] 署名〉
- ・僕自身酔っていたので、確かではないかもしれませんが、山口君と二言三言会話をしたような気がします。〈*[1回生・男④] 署名〉
- ・先輩に誘われて靴下を脱ぎましたが、山口君がいたかどうかは覚えてません。〈*[1回生・男⑤] 署名〉

《5頁・中欄》

- ・この時の山口君は酔いも少し醒めていたようで、口調ははっきりしていました。また、足どりもしっかりしていて、楽しそうにしていました。〈*[1回生・女①]〉
- ・山口君を呼んだ人の声は、誰だったか本当にわかりませんが、とても大きくて、はっきりしていて、聞きとりやすい声でした。そして、山口君は返事をして、ニコニコしながら川の方へ走って行きました。〈*[1回生・女①]⁽⁴⁸⁾〉
- ・はっきりと時間はわからないのですが、「山口～」という声を聞きました。山口君

がその場を離れていったのを覚えています。〈*[2回生・女②] 署名〉
 ・寝ているところに先輩がやってきて (目をつむっていたので分からないですが)、「次、おまえ入るか?」と言われてましたが、断りました。そうしたら、その先輩はどこかへ行ってしまいました。そして少ししてから、自分は目をつむっていましたが (眠っていた)、確かに、「山口〜」という声を聞きました。そして目を開けると、山口君が川辺の方へ歩いて行くのが見えました (少し早足で)。〈*[1回生・男⑩] 署名〉

《4頁・右欄》

みそそぎ川では上回生に誘われて入った人もいれば、1回生同志^(ママ)で入れ合っている人もいた。

みそそぎ川に入った人⁽⁴⁹⁾

[3回生・男③]、M、U、[2回生・男②]、[2回生・男③]、[1回生・男⑥]、[1回生・男②]、M [1回生]、[1回生・男⑦]、[1回生・男①]、[1回生・男⑧]、[1回生・男⑨]

M、Uが本流に行くが、Uは入らずMだけが入る。

《6頁・左欄》

Tは山口君がいる辺りで人が集まっている雰囲気を感じてそちらを見ると、山口君と誰かが座っていたので、山口君の方へ行く。

座っている山口君をTが立たせ各々が手をたたくなどして、「山口コール」がおこり、はやしたてる。近くにいたM [1回生] も加わる。

はやしたてながら、ふざけてじゃれ合ううちに山口君とUがお互いに体を持ち合い、2人はT、M、M [1回生] と向かい合うような形になり、斜面の上の方で2人になる。しばらくその辺りでじゃれ合っていた。

突然どちらかが足を滑らせ、お互い引っ張り合うようにして、立ったまま滑り落ちる。

Uの右足が川にはまってしまった時、一瞬体が止まったが、2人とも川の流れに足をとられて流されてしまう。

《6頁・右欄》[注：本稿冒頭掲載の(図②)、参照]

* 倫弘さんとUが川の斜面に立ち、上方にT、M、M [1回生] の3人と、少し離れて [1回生・男⑨] が集まっている様子を示した図が3つ、描かれている。

「事故記録 (詳細版)」のうち、3分割スタイル (左欄、中欄、右欄) で書かれているのは、ここ (6頁) までである。続く倫弘さんの鴨川転落直後から救出までの経過 (7~8頁) については、B5用紙全面を使った横書き記述となる。

以下、続けて見て行こう。

《7頁⁽⁵⁰⁾》

Uは岸沿いに7、8メートル流されたところで斜面の石にしがみつこうように引っかかり自分で岸へと上がる。Uが上がってきた4、5メートル下流のところ [3回生・男③] が入りそのあとに [1回生・男⑩] が入る。その時 [3回生・男③] が山口君に「落ちつけ、落ちつけ」と言う。そのあと [4回生・男②] が助けに入り [1回生・男⑩] も危ないと思い「お前はあがれ」と言い、[1回生・男⑩] をあがらせた。[3回生・男③] と [4回生・男②] の2人で山口君を囲み、その時山口君があばれていたので「あばれるな」と言う。そしたらおとなしくなった。

[4回生・男②] のその声を聞いて [3回生・男②] が鴨川の方を向くと、山口君を抱きかかえている [4回生・男②] と、[4回生・男②] と手をつなぎながら流されている [3回生・男③] の3人が、川岸から1、2メートルの辺りで流されているのを見る。そして [3回生・男②]、[4回生・男③]、M [1回生]、[1回生・男⑨]、E前部長、[3回生・男④]、[3回生・男⑤]、[1回生・男⑩] が手をつないで人間ロープになり、[3回生・男②] と [3回生・男③] が手をつかむ。

その頃、山口君が流されているのを知った [2回生・男②] は、川沿いの喫茶店の客に店員を呼んでもらい警察を呼ぶ。[3回生・男②] が川岸の1回生に「引っ張れ」と言って引っばってもらった瞬間、人間ロープが切れて [4回生・男②]、山口君、[3回生・男③]、[3回生・男②] が流される。[3回生・男②] は自力で河原まで泳いできて、川岸に着いて服をぬぎ川の方をみると、[3回生・男③] が仰向けになって岸に向かっているのを見る。[3回生・男②] が少し下流に目をやると [4回生・男②] と山口君が川の中央付近で流されていたが、その直後2人とも沈んでしまって姿を見失う。

人間ロープが切れたあと [4回生・男③] が「早く警察を呼べ」の^(ママ)声に、[3回生・男④]、[3回生・男①] のそれぞれが警察を呼びに行く。そのあと [3回生・男③] が岸について河原まで引きあげられ、それより下流でなんとか岸まで泳いできた [4回生・男②] が助けられた。

山口君が川に落ちたのを見た [1回生・男①] が [3回生・男③] と [4回生・男②] があがったのを見て、まだ1人川にいると聞いて“ヤバイ”と思い川沿いに走った。[1回生・男①] が五条大橋に来た時、レスキュー隊の人が「七条で引き上

げや」と叫んだのを聞いて、ひたすら走った。七条大橋に着いたのは [3回生・男④]、[4回生・男④]、[1回生・男①]、[4回生・男③] の順だった。少し遅れて [3回生・男②]、[4回生・男②] が来る。警察が [4回生・男③]、[4回生・男④]、[4回生・男②]、[3回生・男②]、[3回生・男④] に山口君について説明していた時、⁽⁵¹⁾ [1回生・男①] は山口君と一緒に救急車に乗り病院に向かった。

《8頁》

七条大橋からの山口君は自分、[1回生・男①] しか知らないなので自分が説明させて頂きます。

七条大橋に着いた時、たくさんの人ばかりとパトカー、救急隊員の方々などでごった返していました。橋の上から橋の下で引き上げられた山口君を見ました。急いで橋の下まで行くと救急隊員の方に止められて、山口君の近くまでは行けませんでした。“タンカが通るし、上に上がっとけ”と言われて上に上がりました。上にいると山口君を乗せたタンカが上に上がってきたのが見えたので追いかけて行きました。

“山口、山口”と呼んでいると救急隊員の方に“関係者か?”と聞かれて“はい”と応えると“救急車に同乗してくれ”と言われて同乗しました。救急車の中では、自分は助手席に乗ったため山口君の姿は見え、救命活動の様子しか見えませんでした。病院に着いて初めて山口君を間近で見ました。変な感じですけど、その時“やっぱり山口か、なんでやねん”と思いました。病院に着いてから一度だけ蘇生したようでした。[倫弘さんの自宅] 電話番号は私が調べました。どうしても電話ができずに病院の方にお願ひしました。臆病な行為に深く反省しております。⁽⁵²⁾

七条では [4回生・男⑤]、[4回生・男④]、[4回生・男③]、[3回生・男⑤]、[3回生・男④] と共にいました。

〈*[1回生・男①] 署名〉

以上が、「事故記録 (詳細版)」の中核部分についての記述である。なお、最初に記したようにこの「事故記録 (詳細版)」には、他にも②河原での倫弘さんの動きや河原での各自の位置を示す図 (2枚)、および③コンパ中の倫弘さんとの会話の内容 (3枚)、それから、この記録の作成にかかわった事故当日のコンパ参加者全員 (88名) の署名 (2枚) からなり、サークル代表者・A部長名の手紙 (3枚) が付されていた。

以下では、このうちサークル代表者・A部長名の手紙 (3枚)、および他に同封の手紙2通を見ておくことにしたい。後者の手紙2通のうち、1通は「グリーンテニス同好会幹部一同」名 [注: 傍点・筆者] によるも

の、もう1通は「同志社大学グリーンテニス同好会一同」名によるものである。⁽⁵³⁾

〈サークル代表者・A部長名の手紙〉

(1枚目)

以上の文章は、コンパから事故が起こるまでの、その場にいた全員の行動と山口君の行動をもとに、サークルとしてまとめたものです。

事故が起こる直前の状況につきましては、周囲にいた者に自分の見たこと、山口君の行動について、知っていること全てを書きました。そちらを同封致します。各個人のいた場所、行動、また感じ方は、様々なので、一つにはまとめられないことを御了承下さい。

(2～3枚目)

以上がもう一度調べた新入生歓迎コンパの状況です。

これを作成するためにコンパに参加した全員で川に行き、コンパの後河原でそれぞれがどこにいたのかお互いに確認しあい、写真をとってそれをもとにして地図をつくりました。また一、二、三回生の前期試験や、四回生の就職活動のため完全に全員が集まり署名することに時間がかかり遅くなって申し訳ありませんでした。

本来なら事故直後にこのような形でまとめて早急に御両親に知らせるべきだったのですが、私達も大切な部員を失い、どうしてよいかわからず適切な行動をとれなかったことを反省しています。また、五月三〇日、六月二日に五条署に行き、五条署の人に「御両親に事故の状況をサークルとして報告したのですが警察の方からも御両親の方に説明して欲しい、またそれができないのなら私達の方から自分達の見解に加えて警察〔原文改頁〕の見解も御両親に伝えたい」という旨を言ったのですが、五条署の人は「それは言えませんが御両親に聞かれたら答えます」と言っておられたことも分かって頂けたら幸いです。

百名近くいるサークル部員を代表する部長という立場にしながらその重大性の認識が足らずに「川に入るな」と事前に全員に注意することができず、このようなことになってしまったことを深く反省し、お詫び申し上げます。

尚、文書だけでは伝わりにくい部分もあるかと思しますので周囲にいた者も同伴し、後日口頭で説明にお伺いさせていただきます。

最後になりましたが、山口君の御冥福を心よりお祈りいたします。

同志社大学グリーンテニス同好会 部長 ◇◇◇◇ 〈署名〉

〈「グリーンテニス同好会幹部一同」名の手紙〉

「グリーンの新入生歓迎コンパについて」

グリーンの新入生歓迎コンパは、毎年「◇◇」〔注：コンパ会場の居酒屋名〕という所

で行われており、一回生から三回生は基本的に全員、参加して一回生を歓迎するコンパです。四回生も大半は参加します。コンパ中のお酒のことについては、上級生が一回生を歓迎する意味で、お酒をつぎますが、お酒の勧め方は、本当に飲めない人に対しては強引に飲ませることはなく、個人の意志に任せています。しかし先輩に勧められると、断れない人も多数いるのが現状です。

コンパの後、二次会に行くために三条河原へ集合するのですが、その時酔った人は、酔いを醒ますために河原で休む人もおり、羽目をはずしたいという気持ちと勢いで、鴨川に入る人もいます。

新聞で報道されていた「みそぎ」のことにつきましては、⁽⁵⁴⁾御両親が思っていたらっしゃるように、一人一人全員が身をあらためるために入るというようなことは、決してございません。実際、上級生も鴨川に入って[原文改頁]おり、そのような上級生を中心に、一回生などの下級生を誘うことが、毎年恒例になっていますが、これも同様に強制的なものではなく、断って川に入らない人もいます。

次に、着替えや水着を当日に持ってくることに付いてですが、幹部としては、実際本当に泳ぐためではなくて、一回生の大学に入って初めてのコンパに対する気持ちを盛り上げるために言っていたことですが、⁽⁵⁵⁾新入生歓迎コンパを迎えたばかりの一回生にとって、川に入るために着替えや水着を持ってくることに付いての受け止め方は、様々でした。これにつきましては、着替えや水着を用意していた一回生男子の意見を添えさせていただきます。

以上が、例年行われている新入生歓迎コンパの現状です。今回の増水している川の状況を見て、事前に全員に注意を呼びかけなかった私達の愚かな行為の為に、このようなことになってしまい、深く反省しています。

その他、毎年川へ入ることを経験してきた上級生が反省とともに[原文改頁]書いたものを同封させていただきますので、⁽⁵⁶⁾後々読んでいただければ幸いです。

グリーンテニス同好会幹部一同

〈「同志社大学グリーンテニス同好会一同」名の手紙〉

今回の鴨川での事故に際しましてこのような悲しい出来事が起こってしまい誠に申し訳ありません。

この事故について個人的に、またグリーン全体として、時間をかけて考えました。まず川に入ることについていつでも危険性が伴う、という認識が足りず、毎年このことを受け継いできた私達に愚かさを感じます。今年は川の水が増水しているにもかかわらず、「川に入るかどうか」ということを個人の責任に任せすぎってしまった幹部の監督不足であったこと、また「川に入らないように」という注意が徹底できなかったことのために、このようなことになってしまい深く反省しております。自ら楽しもうとする人達とその場の雰囲気を持ち上げ、ハメをはずすような雰囲気となり、こういった雰囲気がアルコール類が入った事もあって、部員全員の自己判断を

甘くさせてしまいました。

本来ならば何よりも先に御両親に連絡すべきであった〔原文改頁〕にもかかわらず、事故発生直後に動揺していたこともあり御両親への連絡を怠ってしまったこと、また、現在に至るまで事故の説明が不十分であったことを含め、深くお詫び申し上げます。

同志社大学グリーンテニス同好会一同

以上、引用が長くなったが「事故記録（詳細版）」の中核部分、両親がサークル学生たちに特に求めた「事故状況の詳細な説明」の中でも倫弘さんが鴨川に転落する前後の様子を記した個所を、さらには、サークルから両親宛に同封されていた手紙3通を見てきた。これらの記載内容には、事故の詳細を知る上でも、また言うまでもなくその後の両親とサークル学生たちとのやり取りを踏まえた事件全体を理解する上でも、極めて重要な記述が含まれている。

しかしその内容の具体的な吟味については、時系列的にみてももう少し先のこととなる、サークル学生たちによる第4回事故状況説明および第5回事故状況説明について記述する際に、これを行うことにしたい。

よって以下では、ひとまず時系列に沿って両親の元に「事故記録（詳細版）」が郵送されて以降、第4回事故状況説明にサークル学生たちが両親宅を訪れるまでの間の両親の行動を、続けて見て行くことにする。

【13 事故に対する大学の意向と警察の事情説明】

「事故記録（詳細版）」が郵送された翌日の29日(土)、両親は地元の気象台に電話をかけ、事故当日の雨量を尋ねている。⁽⁵⁷⁾

また両親は、同日、倫弘さんおよびサークルが所属する大学の学生課へ電話をかけて、事故に関する大学側の意向を尋ねている。この時の大学側の返答は、「大学の方から〔サークル学生たちに対して〕いくら払えというようなことは言えないが、中へ入って話を聞くことくらいはする」というものであった。⁽⁵⁸⁾

さらに日付がやや前後するが、「事故記録 (詳細版)」が郵送された7月28日 (金) より遡ること2週間ほど前の7月11日 (火)、両親は倫弘さんの事故を扱った京都・五条警察署へ電話をかけて、事故に関する説明を聞くため担当者への面会を求めている。この五条警察署には、先にも触れたように既に7月1日 (土) の時点で、両親は直接足を運び担当者から事情を聞くべく面会を求めていたが、「担当者不在」という対応で空振りに終わっていた。

そこで再度の電話となったわけだが、この11日 (火) の電話における五条警察署の対応は、「現在は、祇園祭 (7月14日~17日) の警備関連で面会は無理。ただ、事故の現場検証を夏休みまでにしたいから、18日 (火) 以降ならいつでも構わない」というものだった。

その後両親は、8月3日 (木) に五条警察署を訪ねて担当者から事故に関する説明を受けることになる。このときの様子について、父・勝さんの話。

「警察の対応は、学生たちに殺意がないということで、全く相手にしてくれないという印象でした。ようやく会えた担当者は、開口一番『同志社の学生さんたちは、まじめや』と、そう言いましたですわ。『あなた方に話をすると、これから自分たちに話をしなくなる』とも、言ったですね。素人だから、警察は何をしてくれるのか、知識がなかつた⁽⁵⁹⁾…」

事故状況について少しでも詳しい情報がほしい両親に対して、警察担当者が開口一番に言い放ったのは、「学生さんたちは、まじめや」の一言だった。また、先ほどその内容を確認した、サークル学生たちが両親に対し「事故記録 (詳細版)」に添付して届けた手紙の内容 (サークル代表者・A部長名の手紙。文中、事故状況についての警察の見解を尋ねたのに対して、五条警察署の対応は「それ [=警察の見解] は言えませんが御両親に聞かれたら答えます」と答えたことになっている) にも反して、事故状況に関する警察の見解・情報は結局、開陳されないままとなった。

このようにして、警察署の担当者から事故に関する情報が何か少しで

も得られないかという両親の期待は、満たされないままとなった。このときを含めた担当警察署の対応、事故に対する認識および「捜査」の問題点については、後日筆者による聞き取りの過程で語られる両親の警察に対する思いとともに後から触れることにして、ここでは事件経過を続けて見ていこう。

【14 3回目の法律相談】

五条警察署を訪れた翌日の8月4日(金)、両親は、これまで既に初回の無料相談を含めて2回の法律相談を受けている地元市の弁護士の元へ、3回目の法律相談を受けにその事務所を訪ねた。なお、これまでの2回は母・豊子さん1人のみでの相談だったが、この3回目の際に初めて両親そろっての相談となった。

このとき両親は、それまでサークル学生たちから受け取っていた事故記録等を元に、事故について両親が得た情報を簡単にまとめた資料を持参して、法律相談に臨んでいる。

両親の相談に対して弁護士は、自ら進んで状況を把握するような態度を見せず、両親に対して「京都の法律相談」へ行くことを薦めたのみであったという。⁽⁶⁰⁾

このように、先の警察署訪問と併せて両親は、事故状況について新たな情報や見解を得ることも、また有力なアドバイスを受けることもないまま、⁽⁶¹⁾サークル学生たちからの4回目(実質的な意味では2回目)の事故状況説明を受けることになった。

【15 サークル学生たちによる第4回事故状況説明】

第4回の事故状況説明は、8月6日(日)、両親宅をサークル学生たち計11名が訪れて行われた。⁽⁶²⁾学生たちの内訳は、4回生が男女1名ずつ計2名(以下、それぞれ[4回生・男]、[4回生・女]と表記)、⁽⁶³⁾3回生がA部長、D副部長、C副部長の3名、2回生がTさん、Uさん、Mさんの

3名、1回生がM[1回生]さん、[1回生・男①]、[1回生・男②]の計3名⁽⁶⁴⁾、である。

この時の両親とサークル学生たちとの会話も、両親がサークル学生たちには内緒で録音していたため、そのテープ原本ならびに書き起こし記録を参照することができる⁽⁶⁵⁾。以下ではこれに従い、第4回事故状況説明における両親とサークル学生とのやり取りを見ていくことにしよう。

録音テープの冒頭は、サークル学生たちが倫弘さんの霊前にお参りする際の様子から始まる。それが済むと、学生たちの自己紹介。続けて父・勝さんが話を切り出す。

「こんなことにならなかつたら、みなさん楽しい夏休みのはずなのに、こういうことになってしまって…。今、ようやく「事故記録を」読み終わったところなんですけど、もう一度説明してもらおうと思って。川のところまではいいですよ、その後…」

この父・勝さんの促しを受けてサークル学生たちの説明は、事故状況の詳細について両親が疑問に感じ続けてきた「核心部分」へと触れて行くことになる。ここで改めて繰り返せばそれはすなわち、①増水し危険であった鴨川本流から当初離れた場所にいた倫弘さんを、誰が、本流へと呼んだのか、②倫弘さんが本流に近づいた後に起きた「山口コール」には、どのような意味があったのか。「山口コール」が起きたことと倫弘さんの転落とのかかわり、③上記①および②について、倫弘さんの川への転落時その近くにいたとされるTさんとMさん、また一緒に川へ転落したUさんは、どのようにかかわっていたのか、④川に転落する直前、倫弘さんは増水した危険な本流の近くで、本当に「ふざけて」いたのか、等の点である。

以下では、これらの疑問をめぐるサークル学生たちの説明と両親とのやり取りに絞って、順番に見ていくことにしよう。

まず、①本流の方から倫弘さんと呼んだのが誰かという点について、結局、サークル学生たちは「わからない」という答えに終始した。実際

に倫弘さんと呼ぶ「かなり大きな、はっきりとした声」を近くにいた何人かが聞き、倫弘さんもこの声に対して「はい、行きます」と応えて本流方向へ向かって行く姿までは目撃されている。それにもかかわらず、なぜ、倫弘さんと呼んだのが誰であるのかわからないのか…。この点の説明に対して、両親は釈然としないままである。以下は、この点をめぐるやり取り。

A部長「『山口』とだけ呼んだ奴は、みんなに聞いたけどいなかった」

母・豊子さん「男の声ですか、それは」

A部長「男の声」

母・豊子さん「おかしい、現に何人か聞いていて、なんでわからないのか。[中略] …わからんというのが、わからない。現に呼んだ人がいてるのに、なんでわからんのか…というのが、わからんのですわ。他の人にも聞こえてるってことは、呼んだ人がいてるでしょう。[中略] 倫弘は、『山口』って呼ばれた人は、誰かわかっているんですよ」

父・勝さん「『はい行きます』って言ったんで、ニコニコして、本人はわかっているのに『死人に口なし』で、皆目こっちはわからんけれども…」

このやり取りからも読み取れるように、両親にとって耐え難いのは、状況的に「倫弘さん自身は、呼ばれた声の主についてわかっているはず」なのに、親である自分たちがその声の主を明らかにできないことである。このことはそのまま、「死人に口なし」ということにつながってしまう、それだけはなんとしても避けたい…という両親の焦りにも似た必死の心情が、汲み取れるのではないだろうか。

次に、②倫弘さんが川の本流に近づいた後に起きた「山口コール」には、どのような意味があったのか。この点については、「事故記録（詳細版）」においても、ただ「『山口コール』が起こった」とのみ記されていた。これをめぐっては、以下のようにやり取りがなされている。

母・豊子さん「Mくん、あの時 [注：前回・第3回目の事故状況説明を指す] なんで息子は川に落ちたんですかって聞いたら、『山口コールが起こった』って言いましたね。起こったと起こしたは違うんですよ。殺されたと殺したと

違うように『山口コール』が起こったのと起こしたのとでは、違うんですよ。全々意味が違うんですよ。起こしたんでしょ。起こしたんですか」
Mさん「それは、僕ら3人が起こしたわけです」

ここでの「僕ら3人」は、Mさん、Tさん、Uさんの2回生3人を指す。このやり取りから、「コール」にかかわりのあった人物が、上記3人であることが両親にも明確になった。では次に、この「コール」には果たしてどのような意味があったのか。この点についてのやり取りは、以下のように両親にとって「決定的」と思われるものであった。

Tさん「山口君の場合も、ただコールっていう程じゃないけど、3人で盛り上がって…」
父・勝さん「コールを起こすということは、[川に] 入れということですよなあ」
Tさん「まあ」
母・豊子さん「まあって、はっきり言ってくれませんか。一番大事な事なんですから」
Tさん「そうです」

このやり取りの後、同じくこの点について、別な形で次のように語られている。

母・豊子さん「倫弘は川辺に座っていましたよね。Tくんが立たしたっていうことが書いてありましたね。ということは、川へ入るが為の山口コールを起こした」
Tさん「あー、そこは山口君と誰かが座ってましたけど、結局もうすぐどっか行った、一人誰だか覚えていないけど、どっか行ったんですよ。で、[その場に残っていたのは] 山口君だけで、僕ら立ってましたから、とにかく山口君と、僕らの中ではいつもおとされ役というか、オチに使われるUくんとを二人にさすようにもっていったんですけど。それで、立たせたわけなんですけど。落とそうというわけじゃなくて、山口君とUくんとを互いにけしかけていたわけ」

このように、実際に「コール」にかかわりのあったうちの一人であるTさんは、「コール」の意味について、「(川に) 入れ」という意味であったと端的に認めた。また、増水した川辺の危険な斜面で、最終的に川に

転落することになる倫弘さんとUさんの二人を「落とそうというわけじゃなくて、山口君とUくんとを互いにけしかけ」ていたと、語っている。両親にとって「一番大事な事」の一端は、この時ようやく明らかになったのであった。

両親にとって残る大事な点は、Uさんと二人けしかけられる形となった倫弘さんが、川の本流に程近い斜面で果たして本当に「ふざけて」いたのかどうか、だった。この点については、以下のようなやり取りとなっている。

母・豊子さん「Uくんと、倫弘と手を取り合いながらって感じ」

Uさん「手じゃないですけど、服を持ち」

母・豊子さん「同時に、斜面を降りていったわけ」

Uさん「はい」

Tさん「降りて行くというほどの斜面じゃなかったんで」

父・勝さん「水がすごいからね」

母・豊子さん「平面から斜面に行くまで、すぐにドボンと行ったわけ」

[4回生・女]「斜面になってから、一歩か二歩でした、水までが。それを2～3回上がったたり降りたりというか、足が[川の水面に]着きそうになったり着かなかったり、2～3回繰り返した後に、落ちました」

[中略]

母・豊子さん「なんで、2～3回上下したんですか」

Uさん「そのとき、何も考えてなかった」

母・豊子さん「なんで、上へ出なかったんですか」

Uさん「上がろうとしたんですけど、結構急やった思いまして、なかなかうまくいこと上がれなかった。[互いに服を]持ち合っているということもありましたし」

母・豊子さん「ということは、ふざけているということじゃなく、上がろうと思っても、なかなか上がれないということですか」

Uさん「平らなところまではふざけてましたけど」

母・豊子さん「斜面のところでは、ふざけてないのですね」

Uさん「はい」

母・豊子さん「[4回生・女]さんが、遠くの方から見たらふざけているように見えたというが、それはふざけてはなかったんですね」

Uさん「それは絶対ふざけてはなかった」

母・豊子さん「命かかってるんですもんね。川辺ではふざけていたけど斜面ではそんな状態ではなかったんですね」

Uさん「はい」

[中略]

母・豊子さん「上下しているところを遠くから見たら、それが上がり下がりしていて、ふざけているように見えるんでしょうかね」

Uさん「僕はどんなに見えたかわからないんで、そういう斜面の位置になってからは、入ろうとか全々考えてなかったんで」

父・勝さん「もう出るだけに一生懸命になっていたくらいですか」

Uさん「はい、何も考えてなくて」

こうして、「事故記録（詳細版）」での記載をはじめ、当初周囲から「川辺の斜面で二人、ふざけてじゃれ合っているうちに」川へ転落したものだと思われていた事故状況が、倫弘さんと一緒に川へ転落した当事者であるUさんの話から、少なくともUさん自身は、危険な「斜面のところでは、ふざけていな」かったことが明らかとなった。Uさんはここで、倫弘さんの様子がどうだったかを語っているわけではないのだが、両親にしてみれば倫弘さんの性格に照らし合わせて、倫弘さんもUさん同様「ふざけて」などいなかったことを確信させるやり取りとなった。

さて、以上、第4回の事故状況説明におけるサークル学生たちと両親との具体的なやり取りを、両親が問題としてきた事故状況の「核心部分」をめぐる応答に限定して見てきた。ここまで取り上げてきた具体的なやり取りを見る限り、両親は、今回の事故状況説明を経ることでやっと初めて、事故状況の「核心部分」をめぐる疑念に対して一定程度の「回答」らしきものを学生たちから引き出すことに成功したのであった。端的にそれは、事故状況に直接関係のある「当事者たち」（つまりは事故発生時、倫弘さんの一番近くにいて事故状況に直接かかわった学生たち）から話を直に聞き出すことができたことによる「成果」だった。

このことは裏を返せば、これまでサークル学生たちが両親に対し提示してきた「事故記録」等においては、事故状況に直接関係のある「当事

者」学生たちのみが知り得ていたであろう状況の詳細について、十分に反映・開示されていなかったことを物語っている⁽⁶⁶⁾。こうした事故状況説明の「不備」は、事故の発生から約3ヶ月を経た今回の第4回事故状況説明の場に至るまで、両親が事故状況の詳細を丹念に聞き出す主体的努力を重ねたことにより、ようやく埋められることになったのであった。

このことを捉えて両親は、今回・第4回の事故状況説明におけるやり取りの中で、改めてサークル学生たちの事故後これまでの対応に誠意が見られなかったことを批判している。この他にも、両親からサークル学生たちに対して向けられた事故をめぐる批判や非難のやり取りには、両親の「親としての思い」が充溢している。その中でも特に問題となったのは、事故当日の増水した川の状況をめぐる両親とサークル学生たちとの認識の決定的な差であった。以下、ここでは最後にこの点に絞って、両親とサークル学生たちとのやり取りを見ておくことにしよう。

[4回生・男]「…彼らも山口君の事が可愛くて仲がよかったものだから、そこに行ってほんとは入れようと思ったんじゃないかと、ただはしゃぎたかったというだけであってと、僕は解釈しているんです。それでそういうふうになり盛りが上がったりしますし、自分たちでは『やいの、やいの』やってて酔ってることもあって聞こえてないということもありますし、お酒が入っているから覚えていないという事もあると思います」

母・豊子さん「それはよくわかるんですけどね、去年の状態のみそそぎ川へ入るために盛り上がっているなら分かるんですが、それが今年は状況が全然違うんです。一番にそれを忘れてもらってはいかんのです」

[4回生・男]「それは重々承知です」

母・豊子さん「去年の状態で盛り上がって死んだら何も言いません。それで死んだら。1週間目に鴨川へ行った時も水かさが減っていたが、水音、そんな状態でもこれでよく入れたかって、去年の状態であれやったらわかるんですけど、それでもあの状態で、あの水音と水量で、みそそぎ川の方やったらわかるんですけど、仲がよいでは通用しません」

[4回生・男]「ですから、あさはかだったと思うんです。皆の考えが甘くて、まさかということが起こってしまったということだと思うんですけども」

母・豊子さん「ほんでね、子どもが亡くなってね、最後にね『あさはか』で片付けるなんて、私は承知しません。19年間、どんな思いで育ててきたか…。

こういう結果になって、『あさはか』というたった一言で終わるかもしれないけど、親として毎日どんな思いで…。これは絶対、『あさはか』では済みませんよ。この状況、去年の〔川の水位が〕ひざ下の状況でそれをしてたら、もう何も言いません。落ちて死のうが。あんな状況で…。その一番大事なことを抜かされて、重々頭に入れてしゃべっていただいたら、それはそれで」

父・勝さん「結局は、この事故で一番のポイントは、増水した鴨川をどこの位置においてるかということで、いつもの鴨川で物を言ったら〔4回生・男〕さんみたいになるし」

〔4回生・男〕「いいえ、僕は当然のようにそうではなくて、普段とは違うという事で、川は見えましたし」

父・勝さん「肌で感じたら、言葉は出んと思うけどなあ」

母・豊子さん「それやったら、最初の繰り返しになるけど、何で助けに行ってくれなかったんですか。すぐそばでUくんもTくんもMくんも全部見てるでしょう。1回生の人でも何人か見て、顔の表情まできっちり書いてくれるんですよ。そこまで見れる余裕があるのに、何で行って⁽⁶⁷⁾くれなかったのか」

〔4回生・男〕「僕は、落ちるところを見てませんし」

母・豊子さん「〔4回生・男〕さんには、えらいお世話になったと思います。命かけて助けに行ってくれたし。言葉の言いようもないです。こんな結果になって、本当に申し訳ない」

父・勝さん「〔4回生・男〕さんの書いてるのを見ても、助けに行ってくれてるのに、助けに行っただか一行も書いてない。これには敬意を表して本当にお礼の言葉もないです」

母・豊子さん「人間的にすごいと思います」

〔4回生・男〕「僕もすごい、考えなしにすごい、落ちたっていうん聞いて流れて行くのについて走っていった。その時、何も考えてなくて、ただ我慢してたんですけども、そういう風に考えられなかったと思うんですよ。周りいる見てたって子も」

父・勝さん「そういうことが、親に対して誠意として伝わってくるんですよ。ところが、盛り上げて盛り上げて事故を起こしながら、落ちましたと親に報告する、もう誠意どころじゃなく、これは事故じゃなく事件、親としては事件として受け取っている。警察、レスキュー隊なんかもな、これぐらいで流されたら運命としてあきらめなあきませんなあと一人でも言ってくれたらよらしいけど、皆が皆、あんなところへ入れるもんじゃない、いくらお酒に酔っていたからといっても、これは通らない…」

[中略]

父・勝さん「事実なのが、親としてはね、友達とスキーに行くよりサークルの皆さんと一緒にいるほうが安心であるのに、安心しているのにこんな事故になってしもうて、残念で残念で仕方ない。増水状態で異常な事態が起こっているのに、今までと同じように言ってるでしょう」

母・豊子さん「[[4回生・男]さんでしたか、『今日は増水してるからやめとけよ』とってくれたんですよね」

[4回生・男]「はい、僕だけじゃなく何人か」

母・豊子さん「それが何で下へ伝わらなかったんですか。その一言があったら、命を落とすことがなかったんですよね」

A部長「それは本当にうかつといたしますか、迷惑… [注：以下、聞き取れず]」

母・豊子さん「もし言ってくれる人がいてなくても、この状況を見たら一番に、すごい、いかなーと、一番に言うべきですよ」

A部長「はい」

父・勝さん「行け言うのがあったら必ず止める人もおらなあかんです。それでこの世の中、うまいこといってるんです」

母・豊子さん「ふざけててって、何人か見てたら、その時点で止めるべきだった。幹部の方はおらんし、責任は…て言うけれども、他の人を見た人かて、この状態てわかたら、何人もがこれは危ないってわかってるんやから、止めないかん。誰一人として止めるものがいなかった。一言、止めと言うてたら、もう終わってる。話しててもやっぱり、この流れの速さというのが、わかってるんでしょうが、すぐにそれが頭から消えてしゃべっているようにしか聞こえてこない。19にも20にもなったら、ふざける言うて、時と場合に何でそんな判断ができへんのか、情けない。増水した横でそんなことしたらどういう結果になるかてわからんかったら、わからんかったで済めへんことや。命かかっているのに、小学校の低学年くらいだったらわかるけど、なんぼノリ言うたかて、ノリにもほどがある」

父・勝さん「サークルの中で一人、死んでいるのは紛れもない事実。親からしてみればね、朝元気に出て行って、晩には亡くなっている。殺された人も自分で死んだ人も、みな同じ状態ですわ、死んだことに関しては。最初から説明を聞いていると、何かおかしい。19歳の子が落ちて流されたって、Uくんと一緒に流されたって…。これは、何か事があるからしゃべっていただけない。もし自分がサークルの立場だったら、いらんことまでみんな、しゃべってると思うよ。ところがTくんなんか、来られて名前ひとつ言うて、帰られただけですわ。Uくんも説明してくれても、具体的なことはなくて…。親が知りたいのは、倫弘が自分の意思で入ったのか、それとも周りにのせられて入ったのか、もしくはこれが、何らかの事故で止むを得なく入ったのか、そういうところが一番知りたい。そういうことが、やっ

1週間前にこれ〔注：「事故記録（詳細版）」を指す〕送っていただいて、概略的なことは知ることができたんですけども。資料を見ると、みそそぎ川からいざ落ちる何分か前までのところは詳しく書いてくれているが、そこから落ちるまでは会話がなく、ぴたっと止まっている。そこから先は会話がなく盛り上がりだけで入ったと言ってる。今でもその成り行きが納得できない」

以上、引用が長くなったが、ひとまずここまでにとどめておくこととする。文中、やや文意不鮮明な個所もあるが、随所に両親の「親としての思い」を見てとることができる。つきつめればそれは、いくら飲酒後の盛り上がり・「ノリ」といっても、なぜ例年と違い増水した危険な川に対する認識を欠いてしまっていたのか、なぜ転落直後にすぐ助けに入ってくれなかったのか、それらに対して、一人の死という結果に対して、「あさはか」や「うかつ」では決して済まされない…という思いであると読み取ることができよう。

さて、これまで見てきたように両親は、この第4回事故状況説明を通じてやっと、これまで「疑念」を抱いていた事故状況の「核心部分」についてある程度の理解を得ることができた。また同時に、サークル学生たちのこれまでの対応における誠意のなさや、事故状況に関する親としての思いの丈のいくらかを、直接、サークル学生たちに向けてぶつける機会を得たのだった。

これを踏まえて以後、両親の残る疑問および関心は、事故の直接の関係者として絞られた3人、すなわち、Tさん、Uさん、Mさんらから彼らに直接かかわる、倫弘さんが川へ転落する直前の状況をより詳しく知ることに向けられていく。それはとりもなおさず、事故状況において肝心な点でありながら両親にとっては理解しにくいものにとどまっていた、彼らの言う「盛り上がり」や「ノリ」の具体的な中身や意図を、改めて直接問いただすことであった。以下、主としてこの点をめぐって行われる第5回事故状況説明について、続けて見て行くことにしよう。

【16 第5回事故状況説明：直接の加害者の特定と示談の提示】

第5回事故状況説明は、お盆を経た後の⁽⁶⁸⁾8月27日(日)、これまでと同じく両親宅で行われた。今回のサークル学生側の出席者は、Tさん、Mさん、Uさんの2回生3人からなる「事故の直接の関係者」と、もう一人、2回生・男性を加えた計4人であった。

なお、この第5回事故状況説明は、サークル学生たちの事件経過記録では単に「お参り」となっており、サークルとしての「事故状況説明」という形にはなっていない。⁽⁶⁹⁾そのためもあって、これまでの事故状況説明には必ず同席していたサークル代表者のA部長も、今回は出席していない。したがってこの時の会話は、お参りに訪れた4人(主として事故状況の直接の関係者3人)を相手に、両親が事故状況について依然として納得の行かない点をさらに問い尋ねた形となっている。

両親にとり依然として納得の行かない点は、繰り返しになるが、最終的に倫弘さんの川への転落に至った「盛り上がり・ノリ」の真意であった。以下、この点について両親と事故の直接の関係者3人のやり取りを見て行くことにしよう。

父・勝さん「それで、この間説明していただいてね、ちょっともういっぺん聞きたいなというところを聞かしてもらおうかなと思うんですけどもね、盛り上がり、盛り上がりというが、親としてはその辺りがわからないので、何で…Uくんと一緒にふざけていたのか、ただサークルの盛り上がりのためか、面白みを増すためにふざけて、二人が怖い川に近寄るようなことをしたのか」

Uさん「あの時は何も考えてなくて、周りを盛り上げようとして、皆見てるから、『ええ格好』というか…そんな、何も考えていたわけではないですし」

父・勝さん「うちの子どもとUくんが斜面の方へ行って落ちたということだが、なぜそこへ、最初息子一人が『山口コール』で仕方なく行こうとしたのか、その辺りが理解できない」

Uさん「なんで、僕と二人が…」

父・勝さん「そうそう。自然にそういう状態になって、後で聞かれても、説明しろと言われても…ということもあると思うけど、こっちとしたらね、う

ちの子ども、川を見て川が怖いのに座っていたら、座っていたということを書いてくれているからね、そこのいきさつ、どういう状態でUさんと二人で…、Uさん、生きてはるんやから、うちの死んでるんでね、他の人に聞くよりもUさんに聞くのが一番…。盛り上げるためだけにというか、そういう自然な形で流れになったのか」

Tさん「いいですか？ 僕らM、Uで3人がUをオチに使うというか、いつもUが、3人で言えばUが…」

Mさん「最初、『山口コール』で山口君だけで、僕ら3人いたらUがいつもボケというかオチで、そのオチをやるのがUで、はじめは別にUに行けと言ったと思うんですけど、だからUは自分から入って行ったり…」

父・勝さん「結局、UさんはMさんとTさんが言うが為に、Uさんも行ったというわけですか。じゃなくて、自分自身も…」

Uさん「じゃなくて、直接行けて言われたわけではないけど、自分もみて、事故直後警察で何故と同じように聞かれたが、その時のことを考えてみても自分の中でもそれはわからない。今まで4人いて何故というか、たまたま4人のうちで僕と山口君が下の方へ行ったので、斜面に足をかけてというふうに、その辺は推測というか…」

父・勝さん「こっちも2、3回読ましてもろて、結局はUさんも入りたいがないために、そういうことをしてるんだろうね、大局的に見て」

Uさん「はい」

父・勝さん「ほんまに入るんだったら、腹に力を入れて、気合入れて入って行きますわね」

Uさん「はい」

父・勝さん「結局は最初『山口コール』で立ち上がって、次にUさんも行け、というようなもので、二人で行ったということですか。そういう行動に出たということですか」

母・豊子さん「『山口コール』が起こった時、斜面に先に降りたのは、息子が降りて行ったのですか」

Uさん「じゃなくて、その行動の意味っていうか、どういう目的でっていうのは、最終的に入れという意味じゃなかったと思っているんですよ。斜面にさしかかったら、後はおこった場所が近すぎたために、斜面にさしかかって最終的になってしまっただけで、そこまで引っ張って行ったとか、そういうことは全然なかった」

父・勝さん「倫弘は一人で先に斜面に行ったことはあるのですか」

Uさん「それは全然ないです」

父・勝さん「それは二人で」

Uさん「二人で同時に持って行って」

結局、以上のやり取りからは、一部に文意が不鮮明な個所もあり、両親が尋ねた「盛り上がり」の真意・意味内容が十分に明らかにされたとは言いがたい。そのため両親は、改めて別の形で問いを続けて行く。

母・豊子さん「倫弘に声をかける時が、盛り上がりというのですか」

Mさん「山口たぶんそんな状態のときから全然ようわからなくて」

Tさん「そんなに長くはない」

母・豊子さん「というか、座っている[倫弘に向かって]『山口イエー』って言ったでしょ。それを盛り上がりというか、それから結局『山口コール』って、起こったでしょ」

父・勝さん「なかなか親は、解釈しにくくてね。あの…つい、落ちたことを考えてますやろ、うちの子ども。それが納得行かん一つの理由です。用心深かったから…」

母・豊子さん「Tくん、お酒あんまり飲んでなかったらね、声かけて行こうとした時止めるべきと思いませんでしたか。常識的判断として、誰でも…。川の水、去年と違うもん。思わなかったから…」

Tさん「わーっと騒いでたら、どうしても騒ぎの頂点にいるみたいになるじゃないですか、僕盛り上げるのが得意で、一番にやっけてしまそうなんで」

母・豊子さん「普段やったらね、それでもいいでしょ。でもね、一番大きな忘れてならんことは、いつもと違うあの水量ね、あれを考えたらね、落ちたら死ぬにつながるところで、常識的なところで、それが頭にあったらね、いつもならね、ひざくらいのところにね、もし死ぬようなことがあってもね、そんなんでも死んだら不運としか言いようがないけどね、今回、やめておこうという気は及ばなかった？そこまでは、考え及ばん…。素人から考えたらね、いくら盛り上げてもしぎ行こうとしたとき、そこまでで止めとけとは、思わなかったのかな？」

Tさん「平地でやってたんで、まさか落ちるとは…」

母・豊子さん「平地でやるとは？」

Tさん「平地で悪ふざけやってたんで…。あの側だったら、別になだらかというか…」

母・豊子さん「結局、ほやけど、川の側からドボンと落ちたんと違うでしょう？平地じゃなく、土手[注:斜面]に行ったから落ちたんでしょう。土手のところでは、危険性が伴っているじゃない」

Tさん「はい、そこで止められなかった」

父・勝さん「話聞いたら、10人が10人に聞いたら、10人が10人ね、子どもを持っている親に聞いたら異例やって言うか、Tくんの行動はおかしいって言う

し、10人が10人とも聞いて、それは運が悪かったんやなあと言うのを、聞かれへんねん」

母・豊子さん「ひざまでの水量で死んだなら、悪いであきらめもつき、親自身も納得行くが…」

父・勝さん「19歳で、ひざぐらいの水量で死んだなら、盛り上がりて入ったというなら、運のない子やなということで、親自身納得できるけど、あの水量で2回生の人に盛り上げられ、1回生が入って、まだUくんも一緒に入り行動を共にしていたことが、警察の人も、もしも1回生だけなら何回も納得するまで事情聴取するがと言うとったけど、Uくんも一緒に流されているので…。うちの子ども意思というのは、親は入りたくなかったと思っているが、第三者から見たら、自分で降りて行って落ちた、これは事実。ただ2回生の先輩に盛り上げられて行動に移った。日ごろ、息子の性質を知っている親としては、それが納得できん。うちの子どもは、アホみたいにクソまじめや」

母・豊子さん「飲んでなかったら、いくら盛り上がりと言っても、ある程度言葉も、ノリだけで言葉がなかったと言ってたけど、ある程度言葉があったのではないんですか。どのようにやっていたとか、会話があるのと違えますか。飲んでたから言葉がわからんと思ひ、飲んでなかったらそこそこの会話はわかるのと違うんですか」

Tさん「他の人よりも上に行くのだったら、押さえてでも上に行こうと『ガーッ』としゃべって、相手にあまり、相手の言ってることが聞こえないくらい盛り上がる…。何か言ったんでしょうけど、わからへん、それも。何言ったか、覚えていない」

父・勝さん「新歓コンパに出席しなければ、死んでいない。消去法で言うと、物事を。考えていっても、どうも納得せんとこや」

母・豊子さん「結局はね、死んだという結果はあるんですよ。盛り上げるかなんか知らんけど、それが、コールが起こらなかったら、死んではないですよ」

Tさん「はい」

母・豊子さん「原因と結果は、はっきり出ているんですよ。その結局、中間はお互いに、こちらもTくんもわからないとしても、でも、その原因と結果は出てるんですよ」

Tさん「はい」

このように結局、母・豊子さんの言葉を借りれば、「中間」はよくわからないままであった。しかし、やりとりの最後にある両親の問いかけ

は、その意味が極めて、重い。

両親はこの後、「原因と結果」の認識に基づいて、事故状況に直接かわりのあった3人に対し、「示談」の話を切り出して行く。以下、この点をめぐる両親の語りを見ておこう。

父・勝さん「示談に関しての話し合いに、移ってみましょうか…。1年くらい期間を置いて、もうちょっと気落ち着いてからでもよろしいし、たぶん、こっちの意見は変わらん思うんですわ。うちもあちこち、似たような事故起こされた方、2例くらい話聞いとるんですわ」

母・豊子さん「あのねえ、あの逆の立場考えて、逆の立場の親だったらって考えたんですけどね、相手の家に行ってたん違うかなあと…」

父・勝さん「うちの子どもがお宅さんの立場だったらね、帰ってきたらまず、行かなんだったら、親が子どもに言えば、連れて行きます。『おまえ一人行って、説明してこい』と。そやけど、それは自分が亡くして…後の意見やけどね、うちの生きとった時には、たぶんやってると思うけどね。100パーセントやってたとは言い切れんけど、そのまま帰ってきたら、怒鳴りつけるか、納得行くまで話すか…。順番に、事進めて行って、早いところすっきり、こっちもすっきりしたいしね、そういう方向で進めていきましようか。こっちはこっちの、こういう進め方しようかと思ってます。うちの子どもはね、いつも帰ってきて父親と顔合わすの嫌やという風な状態やったら、父親もさっとあきらめられるんやけども、そうでなかったからね、余計子どもに…。家に帰ってきて親父といつもけんかして、顔見るのも嫌や、この狭い家で顔見るのも嫌やいうて、そういう状態だったら親も、まあ、あの子やったらあんなこともするやろうて、なってるでしょうけど…。なかなか…割り切れるような状態で死んだんと違うから…。親の責任としてこれはやっぱり、示談やと。示談して、きっちり話をつけて…それで、もう子どもに親はこういうことしかできなんだいうことを言うて、あとは、子どもの供養をしていこうと思ってるんですわ」

こうして、都合5回にわたったサークル学生たちによる事故状況説明を経て、両親は、まだ十分納得の行く形ではないものの事故状況を「説明」し、事故状況に直接かかわった「当事者」3人を特定した上で彼らに対し、「親の責任」として「示談による解決」を切り出したのだった。

ただ、両親がここで切り出している「示談」ないし「示談による解決」

とは、まだその具体的な内容や法的な意味合いが明確なものであったわけでは必ずしもない。ここで「示談」という言葉によって示されていたのは何よりも、倫弘さんの事故を「このままにはしておけない」という両親の固い決意⁽⁷⁰⁾だった。以降の展開では、こうした「固い決意」に基づいた両親による事故の「解決」へ向けた模索が、続けられて行くことになる。

(3) 「解決」の模索

【17 「イッキ飲ませ事件」被害者遺族からの電話】

倫弘さんの事故の「解決」を模索し始めた両親の元へ、同じ大阪府内に住むある男性から電話があったのは、8月31日(木)夜のことだった。この男性は、イッキ飲ませで子どもを失った親が中心になって設立した市民団体「イッキ飲み防止連絡協議会」⁽⁷¹⁾の代表という肩書きを持つ人物で、倫弘さんの事故から遡ること4年前の1991年10月6日、当時東京の私立大学に通う大学生だった長男(19歳)をスキークラブのコンパにおける「イッキ飲ませ」により失っていた。

両親宛の電話は、新聞報道等により倫弘さんの事故を知り、同じ被害者遺族の立場から事故状況の詳細を尋ね、両親に対する励ましと事故の「解決」へ向けてアドバイスをする内容だった。この時を最初として、以後、両親は数度にわたり、この人物からの励ましとアドバイスを受けていくことになる。

【18 一人のサークル学生からの手紙】

8月27日(日)に行われた第5回事故状況説明の後も、サークル学生たちによる両親宅へのお参り訪問は、散発的に行われていた。29日(火)には、サークル2回生2名(このうち1名は、すぐ後に触れる[2回生・女]。もう1名は男性)によるお参りがあり、翌月に入って9月4日(月)には、1回生女性3名(うち1名は、事故当日の新歓コンパに欠席)がお

参りをを行っている。

このうち、8月29日(火)に両親宅を訪ねた一人のサークル学生(2回生・女性。以下、[2回生・女]と表記)が、お参りの際の両親との会話を契機に両親へ宛てた手紙を書き、9月5日(火)、この手紙が両親の元に郵送された。この手紙を読んだ両親は、その内容に「親の心情を逆なで」された気持ち⁽⁷²⁾となり、この手紙を契機として新たにサークル学生たちへの不信と憤りの念を強めていくことになる。

以下では、このように両親の気持ちを「逆なで」した手紙の内容を確認するとともに、併せてこの手紙に対して母・豊子さんが出した返信(9月7日付)およびこの返信に対する[2回生・女]の再返信のやり取りを確認する。このことを通じて、さしあたりここでは、「逆なで」された両親の心情と[2回生・女]の手紙の意図との齟齬を、概略的に見ておくことにしよう。

〈サークル学生[2回生・女]からの手紙(全文)〉

先日は、お忙しい時間にお邪魔させて頂き、申し訳ありませんでした。御両親方の様子は総会などで詳しく聞いており、覚悟して伺ったつもりでしたがやはり、初めて面と向き会うという事で緊張してしまい、口数も少なくなっていましたので、改めて手紙を書かせて頂きました。

率直な感想はまず、山口君とは付き合いの浅い私でも3ヶ月以外^(ママ)ぶりに写真の中で笑っている山口君と対面して涙が込み上げてきたのに、ここで涙をこらえていらっしゃるお母様の方はどんなに辛いだろうかという事でした。また、仲が良かったということも良く分かりいたたまれない思いでした。私は兄と祖父を亡くした事がありますが、息子を亡くすのはそれとは全く違う悲しみがあるのだと思います。ただただ、早く元気と明るさを取り戻して頂きたいと願うばかりです。

次にどうしても聞いて頂きたい事があります。それは、Tくんの事です。お話を聞いているとTくんのことを随分嫌っていらっしゃる事が分かりましたが、一年間一緒に過ごしてきた仲間としては彼の良さも分かりますので、どうしても聞くに堪えなく思いました。そんな弁解は聞きたくないと思われるかもしれませんが、友達が誤解されているのを放っておけないので、どうか読んで頂きたいと思います。確かにTくんは山口君とは違い無責任にその場のノリで行動

を取り、やり過ぎてしまうところもあると思います。しかし彼は人一倍後輩をかわいがる人でもあるのです。一見がさつですが実は細かく気を使ってくれる優しい心を持っているのです。いつも明るく周りを盛り上げようとしてくれる人なのです。今回は全てが悪い方へ働き事故につながってしまいましたが、あの事故の後、あんなにいつも明るいTくんが消えてしまいそうに小さくなっていました。本当に辛そうで見られないほどだったんです。そういうところが伝わっていないのは彼の責任ですが、不器用な人なのだと思います。「もし山口君が弟だったら、川に入れなんて言ったと思いますか。」と言われた時、言わなかったかもしれないと思いましたが、だからといって山口君を虫かなにかのように扱った訳では決してないという事は理解して頂きたいです。Tくんもきっと山口君の事を本当にかわいい後輩だと思っていたに違いありません。

また、[A部長]さん、[B副部長]さんを始め幹部、部員は3日に1度のペースで交替で三条河原に花を持って行くなど、そして同じような事故が二度と起こらないようにピラを作る計画を立てるなど、今の私達が山口君にしてあげられるせめてもの事をやって誠意を尽くそうとしています。集まる度に何か出来る事はないかと考えています。[A部長]さんや[B副部長]さんの事もあまり良い印象がないようでしたが、私達がずっと山口君の事を考え、御両親に誠意を尽くすように引っぱって来ていますので、その辺を理解して頂きたいと思います。

私達の対応が悪く、不信感を抱かせてしまい、申し訳ありませんでした。これだけ人数がいるのに十分な行動がとれなかった事を恥ずかしく思います。そして、こんなにも仲が良く温かい家庭のリズムを狂わせ、悲しい思いをさせてしまい、本当に申し訳なく思います。今、私が家族の元気を出す何の役にも立てない事、むしろ気分を害しているのではないかと思うと、とてももどかしいです。一日も早く元気を取り戻し、明るい家庭のリズムが戻って来ますように、願っています。

2回生 ◇◇◇◇ [署名] より

<手紙に対する母・豊子さんの返事(全文)>

前略

手紙を読み命の重さ、命の重みがいまだに分かっていないのが非常に残念です。加害者の人権、人間性をそれ程までに評価するのであれば19歳で亡くなった倫弘の人権、人間性はどのように評価しているのですか。普段の鴨川と違い増水しとても入れるような状態ではなかったと警察、レスキュー隊の方から聞いております。それを頭に入れて書いたのですか。忘れられては困ります。それが頭に入っていればこのような文にはならないと思います。あなたの手紙の内容は倫弘への償い、補償を済ましてから言うべき事ではないのですか。償い、

補償を済ませた後でなら聞く事もできそうですが、今の時期にこのような事を書くこと事態、倫弘への人権を無視した意見としか受け取れません。

親の気持ちなどというものは、いくら話してもひとかけらも分かっては貰えないものであるという事がよく分かりました。

今まで何人かの人に参って貰いましたが、倫弘への事を考えて参ってくれているものと信じていました。あなたの様な気持ちで参ってもらっても供養どころか、親として倫弘に申し訳ない事をしたと思っています。誠意というものは人に言われてするのではなく、相手の気持ちを思うとおのずと生まれるものではないのですか。河原に花を供えて頂いている事は、他の方からも聞いております。花を供えるという事は親に対してするのではなく、倫弘へ「すまなかった」という気持ちでして頂かなければ、なんにもならない事だと思っています。

〈サークル学生 [2回生・女] の再度の返事 (全文)〉

私は山口君に償うために、せめてお花を供えさせてもらいたいと思い河原に行っています。

山口君が練習で頑張っている姿、アドバイスを素直に受けている姿、一度話した時の印象は、山口君が好意を持てる子である事をすぐに分かせてくれました。あんなに素直ないい子がこのような事になってしまい、本当にかわいそうな事をしてしまったと思います。だからせめてお花を供えたいと思うのです。

その延長上で御自宅の方へも伺わせて頂きました。河原だけではいたたまれなかったからです。ただ、山口君への思いと同時に、御両親にこのような思いをさせてしまった事や、対応の遅さと不信感を抱かせてしまった事にも謝りたいと思い、あのような文になりました。自然な気持ちだと思います。

これからも、河原だけではなく御自宅の方へもお参りさせて頂きたいと思っています。また他の人達も河原だけではいたたまれないという思いから、そちらにお参りさせて頂いていました。また、伺わせて頂けないでしょうか。

それから、私がTくんの事を書いたのは、確かに時期が違ったと反省しています。そして何も言える立場ではないのに主観的な自分勝手な発言を多々してしまい、思い出すだけでも恥ずかしく思っています。申し訳ありませんでした。

◇◇◇◇ [署名]

以上、一人のサークル学生 [2回生・女] と両親 (母・豊子さん) との間での手紙3通のやり取りを見てきた。「友達が誤解されているのを放っておけない」との趣旨で書かれたサークル学生 [2回生・女] の手紙の内容は、両親にとって「命の重みがわかっていない」、「親の気持ち」、

「倫弘への人権を無視した」一方的な「加害者側の弁明」としか受け取ることはできないものだった。母・豊子さんの返信においては、こうした文脈の下に「誠意」や「償い、補償」の考え方について言及がなされていること、また、倫弘さんの霊前にお参りを重ねるサークル学生たちの行為に改めて「倫弘さんに対する謝罪の気持ち」の確認を求めていることに、留意しておきたい。⁽⁷³⁾

一方、母・豊子さんの返信に対するサークル学生〔2回生・女〕の再返信は、9月12日(火)には両親の元に届いている。上に見たようにその内容は、事故現場である三条河原への供花や倫弘さんの霊前へのお参りといったサークル学生たちによる行為が「倫弘さんに償うため」に、また「倫弘さんへの思い」からなされていることを再度釈明し、最初の手紙における「主観的な自分勝手な発言」を謝罪するものとなっている。

しかし結局、この再返信による「謝罪」も十分には効をなさず、今回の手紙を契機にして生じた両親の気持ちの憤りは収まりを見せないまま、この後しばらく月命日(13日)におけるサークル幹部(A部長、B副部長ら)のお参りを除いて、サークル学生たちによるお参りは両親によって断られることとなる。このことだけを見ても、今回サークル学生〔2回生・女〕が両親に宛てた手紙は、事件の一連の展開において少なからぬ意味を持っていたことをひとまず確認して、次の展開を続けて見て行くことにしよう。

【19 大学宛内容証明郵便：サークル学生たちの「責任自覚」を求めて】

事故から5回目の月命日を迎えた10月13日(金)、両親は大学宛に事故の責任所在を尋ねる内容証明郵便を送った。

これまで、倫弘さんの事故に関して両親と大学の間で何らかのやり取りがなされた経緯としては、両親が大学の学生課に電話をかけて倫弘さんの事故に対する大学側の意向を尋ねていたことを、既に確認している(7月29日。【13 事故に対する大学の意向と警察の事情説明】参照)。しかし実は

これ以外にも、事故をめぐる両親と大学との間で若干のやり取りがなされていた経緯がある。ここでは時間軸を多少遡って、両親と大学との間のやり取りの経緯を整理・確認しておこう。

事故後、両親と大学との間で最初の「接触」がもたれたのは、事故当日の5月13日(土)、倫弘さんが搬送された病院でのことである。連絡を受け病院に駆けつけた両親は、同じく知らせを受け病院へ来ていた大学の学生課長から「[事故を起こした]サークルは任意の団体であるから、大学は関係ない。大学公認のクラブではなく、非公認のサークルだから」という趣旨の話を繰り返し受けていた⁽⁷⁴⁾。

また、既に確認した7月29日(土)の両親から大学学生課に対する電話での「意向確認」以外にも、その1週間後の8月5日(土)に再度、両親が同じく大学学生課へ電話をかけて学生課長と話をする機会が持たれていたことを、確認することができる。この時の経緯については、既に見てきた第5回事故状況説明の際の会話テープから確認しておくことにしたい⁽⁷⁵⁾。

父・勝さん「今後、どう話を進めて行くかということについて、結局、学生課長の◇◇さんと電話で一度…いっぺん、学生課の人も[注：両親宅へ]来てもいってという話になってたかな」

母・豊子さん「8月13日…いや、6日のときに、説明にきていただいたときに、あの前の日に電話があって…」

父・勝さん「A部長から『学生課の人も、行ってもよろしいか』って、電話いただいたんですわ。それでこっちから、学生課に電話したんですわ。ちょうど学生課長もおられてね。その、ただ学生さんの説明で、サークルの活動の説明をされて、その通りですと言うだけに来るだけなら、来ていらんちゅうたん。来てくれるんならね、示談の方法とか、こういう風で示談されたらよろしいとか、示談の方法やったら来てくれ、と。それ以外やったら、全然来ていらんちゅうたん。学生課長はね、『示談の相談なら応じます。だけど私どもは、その…調停みたいに金額の提示はできませんよ』と言われたんです。そういう指導はできません、ただ、示談の方法は、あの、アドバイスします。だけどその、金額の提示になり出したらね、こちらは…関係ないって言うたかな」

以上の話から明らかとなる経緯は、まず、8月6日(日)のサークル学生たちによる第4回事故状況説明の際に大学の学生課職員も同行する案が当初、サークル代表者のA部長を通じ両親に対して打診されていたことである。これを受けて両親が改めて大学の学生課長と電話で話した結果、その理由は必ずしも明確ではないが、最終的にこの時の同行案は見送られている。その際の学生課長の返答からは、大学が「金額の提示」にまでは至らない限定的な形にせよ何らかの形で、両親とサークル学生たちとの間の「示談」に關与する可能性を示唆していたことが伺える。

大学側とのこうした経緯を踏まえるならば、両親が大学に対して、サークル学生たちとの間での「示談」へ改めて關与を促すべく働きかけた結果が、大学に対しての内容証明郵便送付という展開に至ったものと、ひとまずは理解することができる。以下では、この大学宛内容証明郵便の中身について見ることにしよう。

〈両親から大学に宛てた内容証明郵便(全文)〉

前略

平成7年5月13日、グリーンテニス同好会新入生歓迎コンパにおいて、鴨川で尊い生命を失った、山口倫弘の父です。

学生たちの事故報告によりますと、飲酒しての状況判断の誤りと、上回生の集団による威圧的行為により、鴨川本流に向かわねばならぬ状況に追い込まれ、このような最悪かつ悲惨な結果を招いたものです。

平成3年7月26日、同志社大学マリノット同好会の琵琶湖での2名死亡事故の教訓が生かされず残念です。事故例報告等が継承されていたのならばと思います。

平成4年のグリーンテニス同好会新入生歓迎コンパにおいて、鴨川で1人流されたが無事救助されたそうです。その時の状況を知っている4回生が居たにもかかわらず、逆に今年の新入生歓迎コンパの席上4回生が、今日の鴨川は増水しているので、1回生は流されて下さい。との会挨拶があったそうです。又4回生は、1回生に入水するよう勧めてムード造り(ママ)をしていたそうです。誠に残念無念です。今後二度とこのような事故が起こらないように指導と対策をこうじて下さい。お願い申し上げます。

息子は、大学校内で勧誘され、創立26年のグリーンテニス同好会に入会しま

した。この死亡事故の責任は、誰にあるのかお尋ねします。

- ・同志社大学
- ・グリーンテニス同好会新入生歓迎コンパ出席者全員。
- ・グリーンテニス同好会新入生歓迎コンパ出席者の内、4回生と幹部と事故関係当事者。
- ・グリーンテニス同好会新入生歓迎コンパ出席者の内、4回生、3回生、2回生、と事故関係当事者。
- ・グリーンテニス同好会新入生歓迎コンパ出席者の幹部と事故関係当事者。

右いずれに責任があるのかお教え下さい。

本書致着後10日以内に、ご返答下さるようお願いいたします。ご返答ない場合同志社大学に責任有り^(ママ)と理解し、損害賠償請求を進めていきたいと思ひます。

平成7年10月13日

◇◇市◇◇町 [地番表示]

山口 勝 (印)

京都府◇◇郡◇◇町 [地番表示]

同志社大学学長

◇◇◇◇殿

この内容証明郵便は、父・勝さんが弁護士等の専門家による指導や監修を受けずに、市販の「法律関係の本」のみを参照して作成したものである。その文面を見ていくと、「この死亡事故の責任は誰にあるのか」としてその冒頭に「同志社大学」の名が挙げられているが、その他の「責任ある者」はすべてサークル学生たちであり、その含められる対象範囲に少しずつの違いがある形となっている。「ご返答ない場合同志社大学に責任有り⁽⁷⁶⁾と理解し、損害賠償請求を進めていきたい」とする論旨の運びには、法律構成的に見れば確かに難のある感を否めない。

ここで問題となるのは、この内容証明郵便を作成・送付するにあたって弁護士等の専門家による指導や監修を、両親がなぜ仰がなかったのかという点である。またそもそも、内容証明郵便を大学に対して送付するという行為自体、弁護士等による助言を受けたものでないとするなら、両親はなぜ敢えてこうした挙に出たのか。またそのことの(法的な)意

味や効果を、両親はどのように理解していたのだろうか。「素人色」の強いこの文書を大学当局に送付することで、両親は何を期待し、そこにどのような思いを込めていたのだろうか…。

こうした疑問に対して両親が示した「回答」に触れる前に、以下では、この内容証明郵便に対する大学側の返答がどのようなものであったのか、まずはこの点を先に見ておくことにしよう。

【20 大学側からの返答】

両親からの大学宛内容証明郵便に対する返答（A4用紙2枚）は、両親が回答期限とした「本書到着後10日以内」の10月24日（火）、両親の手元に郵送された（返答文書の日付は、23日）。

以下、まずはその内容について見てみよう。

〈大学から両親宛の返答文書（全文）〉

1995年10月23日

山口 勝 様

同志社大学長 ◇◇◇◇（公印）

ご子息 倫弘様のご逝去につきまして慎んでお悔やみ申し上げます。故人のご冥福を心よりお祈り申し上げます。

さて、平成7年10月13日付の文書（内容証明郵便物）は10月16日に確かに受領いたしました。ご子息様の死亡事故について、本学に対する損害賠償請求を前提としての質問とのことですので、ご遺族に対してこのような説明をしなければならない状況を不本意には存じますが、本学の見解を率直に述べさせていただきます。

1. 「同志社大学の責任」について

「返答ない場合同志社大学に責任有りと理解し、損害賠償請求を進めていきたい」とのことですが、今回のご子息様の死亡事故について、本学はご遺族に対して損害を賠償しなければならない立場にはないと考えております。主な理由は次のとおりです。

・大学生は成年者またはこれに近い年齢の者であり、その肉体的、精神的発達

状況に照らしても、かつ、自治を尊重する大学という教育機関の性格上からも、本学は、最大限学生の自治を尊重することが大切と考えております。

- ・ 学生が行う教育課程外の活動は、学外の責任と規律に基づく自主的、自律的な自治活動であります。本学にはそのような活動を行うクラブとして、後に述べるような団体がありますが、大学と学生の結び付きの比較的強い公認団体にあっても、学生の自主性を十分尊重した対応をしており、各クラブの運営等、活動の具体的内容については学生の主体的な意思決定に委ねております。
- ・ 本学の各クラブは大学の指導によって結成された組織ではなく、学生の自主的判断で自らが結成した学生の集まりであります。それらのクラブへの加入、脱退もまた、学生個々人の自由であります。
- ・ 本学学生のクラブとしては、「公認団体」「任意団体」およびそれ以外の学生の集まりも存在しております。「公認団体」とは学友会（各学部学生自治会、課外活動団体全体を包括する全学的学生自治組織）傘下の団体であり、大学は、部室の確保、大学施設の利用について可能な範囲での便宜をはかっておりますが、同時に役員名を改選ごとに報告させる、通常と異なる活動（合宿等）については事前に届けさせる、というような指導も行っております。

「任意団体」とは、学友会に登録している団体であります。大学は、「公認団体」に対するような便宜ははかっておりません。大学に対しては、年に1回、学友会から役員名簿が提出されるのみです。したがって、「任意団体」は、活動資金の調達、練習場の確保等を含めて、その運営は大学からの指導、援助を受けることなく、一切を学生が自主的に行っております。活動内容に関する大学への報告義務は課しておりません。グリーンテニス同好会は、この「任意団体」に該当いたします。

- ・ 本学は、同クラブが当日にコンパを行っていた事実はもちろん、コンパ終了後に川を歩いて渡るといった行為が以前からなされていたことを知りませんでしたし、知りうる状況にもありませんでした。
- ・ 大学は教育活動に際して、学生の生命、身体の安全に配慮すべき一般的義務はあるとしても、あるいは、公序良俗に反するような行為が行われているような事実を知った場合には適切な措置を講じることが必要になるとしても、それは大学の教育活動および教育活動と密接な関係のある事柄に限られ、それ以上の学生の日常的な個々の活動やコンパ等における危険防止についても常に監視するような状態で、具体的方策を講じるなどの安全配慮義務はないと考えております。

2. 「グリーンテニス同好会の責任」について

事故当時の状況については、グリーンテニス同好会の学生達からお聞きになっ

ておられることと存じます。ご遺族とテニス同好会との間の損害賠償請求等の問題については、本学は当事者ではありませんので、ご質問については回答いたしかねます。

以上、最愛のご息様を失ったご遺族に対してこのようなことを申し上げるのは忍び難いものがありますが、ご質問が本学に対する損害賠償請求に関わるものでしたので、あえて率直に回答させていただきました。ご理解いただきたく存じます。

以上の大学からの返答文書についてその内容を見れば、冒頭の「断り書」にある通り、まさに「率直な回答」の一言に尽きると言えよう。両親の目から見ればきわめて事務的かつ「そっけない」回答ということになるのだが、両親から「公式かつ法的に」内容証明郵便という形で大学に対する「損害賠償を前提とした質問」を受けた大学側とすれば、このような形での回答にならざるを得ないのは、ある程度理解できるところである。

改めて両親と大学との間の経緯に振り返れば、「内容証明郵便」以前の大学学生課（学生課長）との「示談」仲介をめぐるやり取りは、あくまで「非公式な斡旋・仲介」のレベルにとどまるものであった。逆に言えば、この「非公式な斡旋・仲介」のレベルでなら、話（交渉）の仕方によっては大学側の関与を引き出す余地が、わずかながらも残されていたと言えるのかもしれない⁽⁷⁷⁾。しかし、大学に対する損害賠償請求を前提とした内容証明郵便という「形式の利用」は、こうした非公式なルートで大学が事故の「解決」に関与する余地を、逆に失わせてしまう結果につながったと言える。この結果を、両親は当時どのように受け止め、理解していたのだろうか。

ここで先ほどの疑問、すなわち、「両親はなぜ弁護士等に相談することもなく、大学に対する内容証明郵便の送付という拳に出、また、そのことの意味をどのように理解し、何を期待していたのか…」に対する両親の回答に簡潔に触れておきたい（なお、これまでと同様詳しくは、また

後の「検討」段階で見ることにする)。

「内容証明郵便を〔弁護士と〕相談して作成しようという気は全くありませんでした。それまでに未公認のサークルは大学が責任を認めないことを◇◇さん〔注：先に紹介した「イッキ飲ませ」事件被害者遺族〕や弁護士から聞いていましたし、息子の死の責任は学生にあると思っていたので、大学からの文書で、〔大学には〕責任がないことを知り、学生たちに『大学は責任がないと言っている。責任は全て学生にある』と、言及するための手段として内容証明を出しました⁽⁷⁸⁾」

以上の回答から明らかになるのは、両親が大学側の「全面的な責任否定」を予め織り込み済みであったこと、そしてその前提のもとで、学生たちへ「責任自覚」を促すという言わば「戦略的な目的」を意識しつつ、大学に対する内容証明郵便を送付していたということである。ここでの内容証明郵便をめぐる一連のやり取りについては、事故の責任をめぐる両親の認識はもとより、多様な視点から読み解くことが可能であり重要でもあるが、ひとまずはその指摘のみに留めておく。

さて、こうして大学からの公式な回答文書が届けられたことにより、両親は以降、大学（学生課）を非公式な形で仲介役とする事故の「解決」ルートを検討するのではなく、あくまでサークル学生たちを直接の相手とした「解決」ルートを模索して行くこととなった。ひとまずそのことを確認した上で、引き続き見て行くことにしよう。

【21 「示談」への思いと法的責任／道義的責任の「峻別」発言】

既に見たように、両親が大学へ内容証明郵便を郵送した日付は、倫弘さんの事故からちょうど5ヶ月が経過した月命日にあたる日であった。同じくこの日、両親宅をサークル学生たちのうちA部長、B副部長、D副部長の幹部3名がお参りに訪れている⁽⁷⁹⁾。

両親側の記録⁽⁸⁰⁾によれば、このお参りの際の会話でA部長から、次のような趣旨の発言があったとされている。

「僕たちは、山口君を川へ突き飛ばしたり、投げ込んだりしていません。だから、事故についての道義的責任はあっても、法的責任はありません」

このA部長の発言を受けて、父・勝さんは「ああ、これは後ろに弁護士がついているな」と直感したという⁽⁸¹⁾。

また、サークル学生側の記録によれば、上記A部長の発言との前後関係は不明だが、両親から「示談の例を調べている。このまま泣き寝入りはしたくない」との趣旨の発言、および「サークルに対し示談をするかもしれない」との趣旨の発言があったと記載されている⁽⁸²⁾。

いずれにせよ、サークル学生たちないしサークルへの「示談」による「解決」を考慮していた両親にとって、A部長の「道義的責任／法的責任」云々という趣旨の発言は、そうした「解決」への望みと逆行し事故に対する認識をも疑わせる「聞き捨てならない」発言であった。両親が「示談」という言葉に込めた「このままにはしておけない気持ち」と、A部長による「法的責任／道義的責任の峻別」発言は、共に将来へ向けて何らかの形で倫弘さんの事故を「きちんとした解決」のレールに乗せたいそれぞれの意思の現われであったと見るならば、両者の思惑の「ずれ」は、早くもこの時点で生じていたと見ることができよう。

こうした意味から、このA部長の「法的責任／道義的責任の峻別」発言の趣旨およびその影響は、後の事件の展開とも絡んで重要な点なのであるが、これについて詳しくは後に検討することにして、ひとまずは事件の展開を続けてたどることにしよう。

【22 続けられた情報収集の努力】

サークル学生たちとの接触がしばらく途絶える中で⁽⁸⁴⁾、両親は事故に関する情報を集める努力を続けて行く。

11月18日（土）には京都市内に、事故後倫弘さんの「死体検案」を行った検体医を訪ね、話を聞いている。この時の医師の話から、両親は倫弘さんの死因ないし死亡の状況に関連して重要な情報を得ている。すなわ

ち、①倫弘さんの体からは、ふんぷん酒の匂いがしていたこと⁽⁸⁵⁾、②水は、少ししか飲んでいなかったこと、③溺死ではあるが、飲酒して水に入ったための心不全による死亡であること、④流されたため体に傷が多かった(流されても意識があったのであれば、それほど傷はつかなかった)こと、⑤1回生で酒に体が慣れておらず、慣れない飲酒をして水に入ったことが大きな要因であること、⑥飲酒していなかったならば、助かっていたであろうこと、等である。

このように倫弘さんの「死体検案」を行った検体医の話からは、倫弘さんの死因と死に至る状況において、飲酒の要素が強くかかわっていることを両親に改めて再確認させることになった。この点とも絡んで、両親は事故当日の新歓コンパ会場となった京都市内の料理店にも、同じく11月18日(土)に足を運んでいる。両親が求めた情報は、当日のコンパでサークルが注文したお酒の量と種類、および参加人数等を確認することであった。

コンパ会場となった料理店からは、11月26日(日)の時点で電話による回答があった。注文されたお酒の量・種類について、「ビール280本、日本酒・お銚子8本」、参加(予約)人数について「90名」ということ⁽⁸⁶⁾であった。

また11月27日(月)には、事故当時、三条河原の現場(「鴨川右岸の堤防」⁽⁸⁷⁾)に居合わせ、事故を報じた京都新聞(1995年5月14日付)記事⁽⁸⁸⁾中そのコメントが掲載されていた「中京区の別の大学生」について、両親は京都新聞社と五条警察署に電話をかけ、電話番号を聞き出すことを試みる。両親のねらいは、この目撃学生に直接会って、サークル学生たちとは異なる第三者の立場から事故状況について改めて話してもらうこと⁽⁸⁸⁾にあったが、新聞社および警察署からは電話番号を聞き出すことができなかった。そのため記事に掲載されていた氏名の情報から自力で電話帳を検索するも、空振りに終わってしまう。

このため両親は、翌28日(火)には改めて京都市内の各大学へ電話を

かけ、該当する学生が在籍するかどうかを尋ねることにした。これにより、該当する学生の所属大学および連絡先を聞き出すことに成功したが、肝心の目的である直接会って話を聞くことについては、ひとまず学生の協力を得ることができないままとなる⁽⁸⁹⁾。

このように、両親による事故に関する情報収集の努力は、地道に続けられて行く中で一進一退しながら、少しずつ進められて行った。

【23 学生たちへの「示談」、正式申し入れ】

年が明け、事故発生の翌年となった1996年1月8日(月)、サークル学生たちから両親宛に以下の手紙⁽⁹⁰⁾が届けられた。

拝啓

初春の候 いかがお過ごしでしょうか。昨年の悲しい事故から8ヶ月という月日が過ぎようとしております。昨年はお伺いしたい気持ちをひかえておりましたが、年もかわりまたこれまでのようにお伺いしてお花をお供えし、お話する機会を設けて頂きたく筆を執りました。

5月の事故以来、私達は倫弘くんの死を悼むというみんなの思いからサークル活動を自粛し、河原にかかさず花を供え、二度と同じような事故が起こらぬよう、ポスターを貼ったり、ビラを配ることで同じ学校の仲間にも訴えてまいりました。サークル活動の停止期間中に以上のような活動を行って参りました。事故直後はサークルを解散するという事も考えましたが、部員がバラバラになることで倫弘くんに対する思いが薄れていってしまうのではと考え、それならば、部員全員で自粛するという形をとることにしました。しかし8ヶ月間の活動停止で部員同志^(ママ)のつながりが以前に比べて薄れつつあり、このままではサークルの存続は困難と考えられますので2月より練習一般に関してのみ、再開するという考えに至りました。サークル活動を続けていくことによって、部員全員で倫弘くんのことを思い、倫弘くんのことを風化させたくないのです。

お花もお供えしたいので、できれば13日にお伺いしたいと考えておりますが、御都合の悪い場合は、御連絡いただければと思います。

敬 具

同志社大学グリーンテニス同好会一同

一読してわかるように手紙の内容は、年明け最初の月命日(1月13日)にお参りのため両親宅を訪ねる都合を伺うものだが、併せてこれまで活

動を自粛してきたサークルの活動再開を決めたことも報告されている⁽⁹¹⁾。

この手紙から数日を経て、サークル学生たち5名が両親宅へ月命日のお参りに訪れた。訪れた学生たちの内訳は、A部長、C副部長の他に4回生・男性が1名、2回生・男性が2名の計5名である。

このお参りの際、サークル学生たちの記録⁽⁹²⁾によれば、サークル活動の再開を告げる学生たちに対して両親から「サークルに5,000万円請求する。拒否すれば個人相手に請求する」との発言があり、書面による返答を求められたという。

両親からの具体的な金額=5,000万円を提示した上での正式な「示談」申し入れに対し、サークル学生たちは自分たちだけで対応することの限界を感じて、以前からA部長が法律相談を受けていた弁護士⁽⁹³⁾へとその対応を依頼することになる。

【24 サークル学生側弁護士からの回答：内容証明郵便】

両親がサークル学生たちに対し、具体的な金額を含む「示談」を申し入れてから約1ヶ月半後の2月24日(土)、両親の元に以下の内容証明郵便文書が届けられた。

前略。同志社大学グリーンテニス同好会から委任を受けました代理人として本書を呈します。

平成7年5月13日右同好会新入生歓迎コンパに参加されていた山口倫弘殿の死亡事故に関する法的解決につきまして今般右同好会から委任を受けましたのでご連絡申し上げます。

今後右の件に関する法的解決(損害賠償請求)につきましては当職宛にご連絡いただけますようお願いいたします。

山口倫弘殿の事故につきましては右同好会のメンバー全員慙愧^(ママ)のたえない気持ちで一杯です。衷心より哀悼の意を表し、ご両親ご親族の方にご宥恕いただけることを心から願い現在まで学生なりに誠意をもって対応させていただいたことをご理解いただければ幸甚に存じます。先日貴殿らのご意向として法的解決をお望みとこのことを承り熟慮の結果同メンバーでは法的解決を図るには荷が重すぎるとの判断から当職に法的解決に関する件についての委任があったものです。

右事故に関する法的責任の有無につきましては当職は次のとおりに考えております。

- 1 同好会自体には本件事故に対し法的な意味での過失責任はなく賠償責任はないものと考えております。更に同好会自体損害賠償請求を受ける対象とはなり得ない団体だとも考えております。
- 2 また同好会のメンバー全員にも本件事故に対し法的な意味での過失はなく賠償責任はないものと考えております。
- 3 更に特定のメンバーも法的な意味での過失責任はなく賠償責任はないものと考えております。

従いまして、ご両親様からの法的な損害賠償のご請求には応じかねますのでご理解をお願いする次第です。

同メンバー会員は心情的には哀悼の気持ち慙愧の気持ちで一杯であり、お許しいただけるのであれば精一杯の誠意を表わしご宥恕をお願いしたいと念じておりますが法的な賠償責任については前述のとおりとお答えせざるを得ませんのでご理解を得たく本書にてご通知申し上げます次第です。

不一

平成8年2月23日

京都市◇◇区 [*地番表示]

同志社大学グリーンテニス同好会代理人

弁護士◇◇◇◇ [*署名]

◇◇市 [*地番表示]

山口 勝 様

山口 豊子 様

以上の内容証明郵便（サークル学生側弁護士・受任通知書）をもって、これまで両親が進めてきた「示談」に基づく「解決」の道は事実上閉ざされることとなった。これにより以降、両親は、新たに訴訟による「解決」を模索しつつ、その準備を始めて行くことになる。

（４） 提訴へ向けて

【25 なおも続く情報収集】

サークル学生側代理人弁護士からの内容証明郵便送付以降、両親とサー

クル学生たちとの間の接触は、倫弘さんの1周忌となる5月13日(月)に、サークル学生たちが花を持って両親宅を訪れたのが唯一となった。ただしこの時、両親はサークル学生たちのお参りを断ったため、学生たちは両親宅の玄関先に花を置いて帰るのみの訪問であった。⁽⁹⁴⁾

1周忌から約2週間を経た5月26日(日)頃から、両親は、来るべき訴訟に備えて、それまでにサークル学生たちから送られたさまざまな資料類をワープロで清書し、まとめ上げる作業を始める。両親にとっては、それまでほとんどと言っていいほど使ったことのない、不慣れなワープロでの作業に、苦闘を強いられる日々が始まった。

ところで、倫弘さんの事故に関する情報収集で残されていた課題の一つに、事故当日の現場に居合わせ、その「目撃証言」が新聞記事(京都新聞)に掲載された他大学の学生(「中京区の別の大学生」)を改めて訪ね、事故状況を聞き出すことがあった。昨年末の段階でこの「目撃学生」の所属大学と連絡先を確認していた両親は、6月20日(木)、改めて「目撃学生」に電話をかけて会ってくれるように頼み、23日(日)には京都まで実際に会いに出かけた。

しかし、この「目撃学生」と会って話を聞いた結果は、両親にとり芳しくないものだった。「目撃学生」は両親に対し、「学生たちを、何とか許したって下さい」と述べるにとどまり、事故状況に関して積極的な証言を行うことはなかったのである。⁽⁹⁵⁾

この他にも両親は、「目撃学生」に電話で面会を求めた同じ6月20日(木)、事故後倫弘さんが搬送された病院に電話をかけ、事故当日倫弘さんの体内に残されていたアルコールの程度(=飲酒量、酩酊度)を知るべく、血中アルコール濃度等の記録が残されていないかを問い合わせたが、病院からの回答は「調べていない」というものであった。

このように、訴訟提起をにらんだ資料作りを進める一方で両親が追加的に行ってきた情報収集であったが、期待した成果をあげることはできなかった。

【26 4回目の法律相談】

両親の手になる資料作りは、サークル学生たちから送られてきた「事故状況説明文書」を踏まえ、これに両親宛に送られてきた手紙類等を併せて内容のすり合わせを図りながら、事故当日・現場での倫弘さんの動きを「立証」できるような形にまとめ上げる作業が中心となった。他にも、両親独自の調査により得られたさまざまな情報、つまり、事故現場となった鴨川の川底の様子や斜面の角度、水量・水位に関するデータ、検案医の話の内容等をまとめて整理した資料も作られた。これらはすべて、来るべく提訴に備えて、弁護士に検討してもらうことが念頭に置かれたものであった。

これらの資料を7月7日(日)までに作り上げた両親は、約1週間後の7月12日(土)、これまで2度にわたり法律相談を受けてきた地元市の弁護士の元を訪ねた。

しかし、両親にとって4回目となるこの法律相談の席で弁護士は、訴訟受任について首を縦に振ることはなかった。訴訟の受任を断った上で弁護士は、訴訟の見通しについて「裁判所の判断は微妙だが、勝ち目は恐らく、2～3割だろう」との見方を示し「京都の弁護士会館に行って、法律相談を受けるように」と両親に勧めるにとどまった⁽⁹⁶⁾。

このように、地元の弁護士に断られたことで一旦は「消極的な気持ちになった」両親だったが、改めて気を取り直し、アドバイス通り京都弁護士会の法律相談を受けることとなった。

【27 京都の法律相談へ】

地元弁護士への相談から約10日後の7月22日(月)、両親は、京都弁護士会へ法律相談を申し込む。2日後の24日(水)11時からの相談日時を割り当てられた両親は、型通り30分の相談を経た後、この時の法律相談を担当した弁護士(京都弁護士会所属)に訴訟を受任してもらえることとなった。一度は地元の弁護士に受任を断わられていた両親にとり、

やっとめぐり逢えた「訴訟を引き受けてくれる弁護士」⁽⁹⁷⁾だった。

この時の法律相談の記録は簡潔ながら、弁護士の一件記録として定型の用紙に記入されたものが残されている⁽⁹⁸⁾。以下では、この記録に残されている「相談要旨」と「回答要旨」のみ確認しておこう。

〈相談要旨⁽⁹⁹⁾〉

息子が同志社大学グリーンテニスサークル新歓コンパにて鴨川三条河原にて川に落ち、流され死亡 (H7.5.13)

サークルに損害賠償請求したら、弁護士から法的責任はなく、支払う意思がないという通知がきた。このまま放置できない。

〈回答要旨〉

増水している川に酒をのんで入れれば死に至ることは学生でもわかることである。サークルの慣例として行われており、誰かが入水しなければならない状況が作り上げられていたとすれば、リーダーらには責任があると思う。

【28 弁護士委任時のやり取り：損害賠償額の算定をめぐって】

両親と弁護士との間の訴訟受任に関する手続は、法律相談から3日後の7月27日(土)、JR 京都駅からほど近い弁護士の事務所にて行われた。

この日、弁護士事務所で作成された定型の訴訟委任契約・委任状には、「相手方」の項目に「[E前部長] 外8名」と記載されており、この時点でサークル学生たちのうち訴訟の被告となるべき学生の具体的な「人選」が行われている。改めてこれを確認しておくと、

- ①E前部長=前サークル部長であり、増水している川への川入りをあおる発言をしていた。
- ②A部長、B副部長、C副部長、D副部長=事故当時のサークル幹部。コンパ開催責任者。
- ③T、U、M、M [1回生] =川縁りに座っていた倫弘さんを「コール」で囃し立て、事故状況に直接かかわった学生たち。

事故当時のサークル4回生=1名、3回生=4名、2回生=3名、1回生=1名、の計9名(うち、C副部長のみ女性)という構成であった。

具体的な被告の「人選」について、父・勝さん⁽¹⁰⁰⁾の話によれば、弁護士と両親との間で次のようなやり取りが行われている。

父・勝さん「裁判の被告とする学生については、直接の関係者である2回生3名、それからサークル幹部の3回生である部長・副部長、彼らについては、これは間違いない。E前部長については、川入りの雰囲気作りをするなどしてその責任は大きいと考えていたので、こちらの希望で被告に入れてもらった。M[1回生]くんについては、先生に聞いたら『状況的に見て、[被告に] 加えておいてもいいのではないか』ということだったので、[被告に] 加えてもらいました」

以上の具体的な被告「人選」に関するやり取りからは、両親による具体的な被告選択の理由が、事故状況に直接関わった学生の責任だけでなく、川入りの雰囲気を作り、事故当日の増水した危険な川の状況を前にしても何ら積極的防止策を講じなかった、サークル全体の責任を問いたためのものであったことが伺える。また弁護士も、こうした両親の希望を汲んでの被告選択に応じたことが理解される。

またこの日、両親は弁護士に対し着手金として100万円、切手・印紙代として5万円を支払った。

その後、弁護士からは8月1日(木)に両親へ電話で「8月6日(火)に先方の弁護士と会う」旨が伝えられ、8月12日(月)には同じく電話で「先方から連絡がないため内容証明を送りたい。それについて相談したい」との連絡があった。このため両親は、お盆を挟んだ後の8月21日(水)、弁護士事務所を再び訪れた。⁽¹⁰¹⁾

この21日(水)の打ち合わせ時間は30分ほどだったが、提訴に先立ちサークル学生たち9名に送付する内容証明郵便の文面について、両親は弁護士からの説明を受けた。母・豊子さん⁽¹⁰²⁾の話によれば、この時、被告学生たち9名に請求する損害賠償の額が2千万円になっていることに気づいたという。

母・豊子さん「損害賠償額をいくらにするかということについては、先生の方からは特に説明はありませんでした。ただ、2回目に事務所へ行った時、金額が2千万円となっていたので、倫弘の命の値段としてそれではあまりに低すぎるということで、5千万円にしてくれるようお願いしました。先生は『印紙代が高くなる』とか言われてましたけど、なんかこう最初から、あまり高い金額は請求できないという感じでした」

ここでの損害賠償額をめぐるやり取りについては重要であるが、後に詳しく検討することにして、ひとまずここでは、当初、両親の了解を経ることなく弁護士によって請求賠償金額が2千万円と設定されていたこと、及びその後、両親の希望通りの損害賠償額へと「改定」されたことのみを確認しておくにとどめる。

以上を踏まえて、8月21日(水)から27日(火)にかけて⁽¹⁰³⁾、両親側代理人弁護士からサークル学生「将来の被告」9名宛、以下の「請求書」が内容証明郵便にて送付された。

〈請求書〉

請求人 山口 勝

同 山口 豊子

被請求人 [注：E前部長を筆頭に、9名の氏名]

当職は京都弁護士会所属の弁護士であります。請求人両名を代理して本書面を差し出します。

一 請求人等は、1995年5月13日鴨川で溺死した山口倫弘(以下、単に倫弘という)の父母であります。

二 被通知人等は、いずれも山口倫弘が所属していた同志社大学グリーンテニス同好会(以下単に同好会という)の部員であった者であり、本件事故当時、

被請求人[E前部長]は同好会の前部長、同志社大学4回生

被請求人[A部長]は同好会の部長、同大学3回生

被請求人[B副部長]、[C副部長]、[D副部長]、は同好会副部長、同大学3回生

被請求人T、M、U、は同好会の部員であり、同大学2回生

被請求人M[1回生]は同好会の部員であり、同大学1回生

であった者であり、いずれも倫弘の死亡について、以下の通り法的責任を負うべ

きものであります。

三 倫弘が死亡するに至る経緯は、左記の通りであります。

- 1 1995年5月13日は同好会の新入生歓迎コンパが計画され、同好会では、毎年酒を飲んだあと、新入生が鴨川に入るのが慣例となっており、この時も、事前に当日は海水パンツを持参してコンパに参加するよう、同好会の幹部から新入生に指示されていました。この事実は、[A部長]・[B副部長]・[C副部長]・[D副部長]等は、同好会の幹部として、E前部長の指導のもとで、例年どおり、新入生を鴨川に入れる方針を決定していたことを意味します。
- 2 5月13日の鴨川は、前日からの雨で増水しており、その水量と流れの速さから、入水すれば死に至る可能性があり、増水した水面に近づくこと自体が危険であることは、誰の目にも明らかでありました。そして現に同好会会員の中から、入水は中止すべきであるという意見が出ていたのですから、[E前部長]・[A部長]・[B副部長]・[C副部長]・[D副部長]等は、同好会の前幹部及び現幹部として、慣例の行事を中止することを決断し、これを部員に周知徹底すべきであったのであります。然るに、同人等は、中止しないばかりか、倫弘ら新入生を鴨川の川原に引率し、歓迎コンパを盛り上げるために、新入生が入水する状況を作り上げました。

仮に、川原に行くこと自体に過失はなかったとしても、実際同好会では、三年前の新入生歓迎コンパで、一人鴨川に流された(幸い、無事救出)経験をもっているのですから、この事実を部員に知らせ、鴨川の水面に近づく等の危険な行動をとらないよう、部員に注意を喚起すべきでありました。しかし、このような行動は一切とらず、全体として、例年のように新入生を入水させる雰囲気作りをさせていたのであります。このような状況のもとで、部員の中から、入水する者が現れたり、増水した水面に近づく者ができることは、容易に予想されたのですが、[E前部長]・[A部長]・[B副部長]・[C副部長]・[D副部長]等は危険防止の措置は一切とらずにいたのであり、この点に重大な過失があります。

- 3 特に、コンパ会場で同好会前部長の[E前部長]は挨拶し、「今日は、鴨川が増水しているので、流されてください」と、増水のなかでも、入水の慣例行事を強行する態度を示し、新入生等を入水させる方針であることを公言し、新入生が入水する雰囲気を作り上げ、これにより新入生歓迎コンパを盛り上げようとしてしました。そして更に、川原において、新入生に対し入水するように勧誘しました。

[E前部長]は、己れのこの言動により、入水して、増水した川に流される者ができることを予測していたのであり、この意味で、[E前部長]には未必の故意があったといっても過言ではありません。[A部長]・[B副部長]・[C副部長]・[D副部長]等は、このような[E前部長]の言動があったにもかかわらず、同好会の幹部として、漫然、例年どおりの行事を続けたのでありますから、その責任は軽いとは言えません。

4 倫弘は、倫弘が川に入ることを求めて山口の名を囃子たてる所謂「山口コール」に抗し切れず、増水した水面の真近^(ママ)の斜面に立たざるを得なくなったものですが、同じくその場所にいて手をつないでいたUが足を滑らせて水中に転落する際、Uに手を引っ張られたため、深く流れの早い川^(ママ)のなかに放り出されて溺死したものであります。

この「山口コール」の中心になって囃子たてたのがTであり、M・U・M [1回生]はこれに同調し、倫弘が水面近くに行かざるをえない雰囲気を持ち上げました。増水して、流れの早い水面に近い斜面に立つこと自体危険な行為ですが(現に、Uは足を滑らせて水面に転落している)、同人等はこれを十分予測しながら、倫弘を敢えてその危険な場所に立たせるための「山口コール」を続けたのであります。「山口コール」は「山口入れ」ということと同義語であり、これがなければ倫弘は水面近くに立つことはなかったのであり、死の結果は発生しなかったことは明白であります。「山口コール」を囃子たてれば、倫弘が増水した水面に近寄り、場合によっては入水せざるを得なくなることは、容易に予測できたことでもありますから、この「山口コール」に参加した者は、その結果について、法的責任があります。

四 以上、倫弘の死は、被請求人等の不法行為に基づくものでありますので、その損害を賠償することを求めます。

倫弘の被った損害ははかり知れないものであり、到底金員にて評価できるものではありません。しかし他に方法もないので、交通事故の場合の賠償額を参考に算定することとし、その結果損害額は金5772万円となりますが、事故に至る経緯と、被請求人等の殆どが学生であるという事情を考慮し、被請求人等に対し、うち金5000万円の請求をするものであります。

五 右請求に対して誠意あるご回答なき場合には、訴訟提起となるものであることを申し添えます。

なお本件は、当職が全て依頼を受けましたので、ご回答や、本件についてのご用件は当職までお申し出ください (TEL◇◇◇◇番)。

1996年8月27日

京都市◇◇区 [*以下、地番表示]

弁護士◇◇◇◇ [*署名、職印]

[*住所表示]

[A部長] 殿

以上、両親側代理人弁護士からサークル学生たち9名宛に送られた内容証明郵便による「請求書」の内容を見てきた。この「請求書」は、後の提訴の際に訴状の母体となるものであるが、その内容に関する検討は、

後に行うことにしたい。

この「請求書」送付により、ひとまず両親は、相手方であるサークル学生たち9名の返事を待つこととなった。この後、提訴に至るまでの間の出来事について、両親が受けた新聞取材を中心として次に簡単に見ておくことにする。

【29 提訴前の新聞取材】

「請求書」送付に伴う打ち合わせのため弁護士事務所を訪れてから1週間後、両親は再び京都市内へと足を運んでいる。8月28日(水)、この日の鴨川が雨のために増水していたことから、両親は、倫弘さんの事故現場となった三条河原で増水した川の様子を写真に収めた⁽¹⁰⁴⁾。なお、この日の増水した鴨川の水量が実際にはどのくらいであったのか、両親はこれを尋ねるべく、それから10日程が過ぎた9月9日(月)、京都の河川を管理する京都土木事務所へと電話をかけて水位のデータを得ている⁽¹⁰⁵⁾。

この同じ9月9日(月)の晩、両親は毎日新聞の記者による取材を受けている。取材は、両親宅を記者が訪問して行われ、午後8時から午後11時ころまでのおよそ3時間に及んだ⁽¹⁰⁶⁾。

このときの取材を元にした記事は、2日後の9月11日(水)付毎日新聞(大阪版)⁽¹⁰⁷⁾夕刊に掲載された。以下、その内容を確認しておこう。

同大サークル歓迎会で飲酒、水死 両親、仲間の学生提訴へ

5000万円賠償請求「川入りを強要」

昨春、同志社大のテニスサークルの新入生歓迎コンパで飲酒後、鴨川に転落して水死した新生の両親が、「場を盛り上げるため、先輩らが川に入るよう強要した」として、当時の4～1年生9人を相手取り、5000万円の損害賠償を求める訴訟を近く京都地裁に起こす。

亡くなったのは、工学部1年だった大阪府◇◇市、山口倫弘さん(当時19歳)。

京都府警五条署の調べなどでは、昨年5月13日夜、京都市内の飲食店で新生約40人と上級生50人が参加して歓迎コンパが開かれ、この後、全員が鴨川の河原に下

りた。山口さんは上級生と体がもつれあった状態で水際に近づいた時、足を滑らせた上級生とともに川に転落。上級生はすぐに河原に上がったが、ほとんど泳げない山口さんは約2キロ流されて死亡した。

訴えによると、サークルには新生が鴨川に入る「川入り」と呼ばれる伝統行事⁽¹⁰⁸⁾があり、幹部の上級生が水着持参を指示。山口さんは衣服の下に水着を着ていた。

前日までの大雨で水位が大幅に上昇した危険な状態だったが、上級生らはコンパ会場で「増水しているので1回生は流されて下さい」などとあいさつ。山口さんの名前を連呼してはやし立て、川入りを強要して死を招いた、と主張している。大学の未公認サークルのため、当時の部長ら幹部学生5人と、はやし立てた2～1年生4人に損害賠償を求めることにした。

他の新生は川に足をつける程度だったという。

父親の勝さん(52)は「学生を訴えるのは本意ではないが、『申し訳なかった』の一言もなく、盛り上がりしか考えない行為で犠牲になった息子が浮かばれない。大学側もその後、何の対応策も取っておらず納得できない」と話している。

サークル側は今年2月、弁護士を通じて山口さんの両親に「サークルにも特定のメンバーにも法的責任はなく、損害賠償には応じられない」とする文書を送付。当時のある幹部は「私個人として責任の有無について何も言えない。弁護士を通じて対応したい」と話している。

一方、大学側は「誠にお気の毒な事故だった。その後、未公認を含めた全サークルに、飲酒後の無謀な行動を戒める文書を送付するなど事故防止に努めている」としている。

以上の記事について、内容およびその取材に至る経過や、取材から最終的に記事が掲載されるまでの「作成過程」についての検討は、後に改めて触れることにしたい。ここでは、「学生を訴えるのは本意ではないが…」との言葉で始められている、父・勝さんのコメントに触れることにより、提訴を前にした両親の複雑な心情に思いを致すだけにとどめておこう。

さて、以上までの経過を経て、いよいよ両親はサークル学生たち9名を相手に、民事の不法行為に基づく損害賠償請求訴訟を提起するに至る。訴訟の場において事故はどのように扱われ、また、訴訟はどのような展開を見せて行くのか。次に、続けてその経過をたどることにしよう。

(5) 提訴と訴訟の進行

【30 訴状の内容】

以下では、提訴からその後の訴訟の進行経過を見て行くに先立ち、まず訴状の内容を確認しておくことにしよう（なお、「訴状」文中、下線部を施した個所は、筆者によるものであることを予め断っておく）。

〈訴状〉

訴 状

大阪府◇◇市 [*地番表示]

原告 山口 勝

同 山口 豊子

京都市◇◇区 [*地番表示]

原告両名代理人

弁護士 ◇◇◇◇

大阪府◇◇市 [*地番表示]

被告 [E前部長]

[*以下、8名の被告、住所および氏名の記載]

損害賠償請求事件

訴訟物の価格 金 5000万円

貼用印紙額 金 217,600円也

請求の趣旨

- 一 被告等は各自、原告山口勝に対して金2500万円、原告山口豊子に対して金2500万円及び、これらに対する1996年8月21日以降完済まで年5分の割合による金員を支払え。
 - 二 訴訟費用は被告等の負担とする。
- との判決並びに仮執行の宣言を求める。

請求の原因

- 一 原告等は、1995年5月13日鴨川で溺死した山口倫弘（以下単に倫弘という）の父母であり、同人の相続人である。倫弘は当時、同志社大学の学生であった者である。
- 二 被告等は、いずれも山口倫弘が当時所属していた同志社大学グリーンテニス同好会（以下単に同好会という）の部員であった者であり、本件事故発生当時、被告[E前部長]は同好会の前部長、同志社大学4回生、

被告 [A 部長] は同好会の部長、同大学 3 回生、
被告 [B 副部長]、被告 [C 副部長]、被告 [D 副部長] 等は同好会副部長、同大学 3 回生、
被告 T、被告 M、被告 U 等は同好会の部員であり、同大学 2 回生、
被告 M [1 回生] は同好会の部員であり、同大学 1 回生、
であった者であり、いずれも倫弘の死亡について、以下の通り法的責任を負うべきものである。

三 倫弘が死亡するに至る経緯は、左記の通りである。

1 1995年5月13日は同好会の新生歓迎コンパが計画され、同好会では、毎年酒を飲んだあと、新生が鴨川に入るのが慣例となっており、この時も、事前に当日は海水パンツを持参してコンパに参加するよう、同好会の幹部から新生に指示されていた。この事実は、被告 [A 部長]・同 [B 副部長]・同 [C 副部長]・同 [D 副部長] 等は、同好会の幹部として、前部長である被告 [E 前部長] の指導のもとで、例年どおり、新生を鴨川に入れる方針を決定していたことを意味している。

2 5月13日の鴨川は、前日からの雨で増水しており、その水量と流れの速さから、入水すれば死に至る可能性があり、増水した水面に近づくこと自体が危険であることは、誰の目にも明らかであった。そして現に同好会員の中から、入水は中止すべきであるという意見が出ていたのであるから、被告 [E 前部長]・同 [A 部長]・同 [B 副部長]・同 [C 副部長]・同 [D 副部長] 等は、同好会の前幹部及び現幹部として、慣例の行事を中止することを決断し、これを部員に周知徹底すべきであった。然るに、同人等は、中止しないばかりか、倫弘ら新生を鴨川の川原に引率し、歓迎コンパを盛り上げるために、新生が入水する状況を作り上げた。

仮に、川原に行くこと自体に過失はなかったとしても、実際同好会では、三年前の新生歓迎コンパで、一人鴨川に流された(幸い無事救出)経験をもっているから、この事実を部員に知らせ、鴨川の水面に近づく等の危険な行動をとらないよう、部員に注意を喚起すべきであった。しかし、このような行動は一切とらず、同好会全体として、例年のように新生を入水させる雰囲気作りをさせていた。このような状況のもとで、部員の中から、入水する者が現れたり、増水した水面に近づく者ができることは、容易に予想されたが、右同人等は危険防止の措置は一切とらずにいたのであり、この点に重大な過失がある。

3 特に、コンパ会場で同好会前部長の [E 前部長] は歓迎会の場で挨拶し、「今日は、鴨川が増水しているので、流されてください」と、増水のなかでも、入水の慣例行事を強行する態度を示し、新生等を入水させる方針であることを公言し、新生が入水する雰囲気を作り上げ、これにより新生歓迎コンパを盛り上げようとした。そして更に、川原において、新生に対し入水するように勧誘した。

被告 [E 前部長] は、己れのこの言動により、入水して、増水した川に流され

る者ができることを予測していたのであり、この意味で、被告[E前部長]には、倫弘の死について未必の故意があったといっても過言ではない。被告[A部長]・同[B副部長]・同[C副部長]・同[D副部長]等は、このような被告[E前部長]の言動を受けて、同好会の幹部として、漫然、例年どおりの行事を続けたのであるから、この結果である倫弘の死について、被告[E前部長]と同様の責任があるというべきである。

- 4 右被告人等の同好会新入生歓迎会運営により、新入生を入水させる雰囲気が盛り上がる中で、新入生である倫弘を川に入れることを求めて同好会会員が、山口の名を囃子たてる所謂「山口コール」が沸き起こったが、倫弘はこれに抗し切れず、増水した水面の真近の斜面に立たざるを得なくなったものである。そして倫弘が増水した水面近くの斜面に立ったところ、同じくその場所において倫弘と手をつないでいた被告Uが足を滑らせて水中に転落する際、被告Uに手を引っ張られたため、深く流れの早い川のなかに放り出されて溺死した。

この「山口コール」の中心になって囃子たてたのが被告Tであり、被告M・被告U・被告M[1回生]はこれに同調し、倫弘が水面近くに行かざるをえない雰囲気を盛り上げた。増水して、流れの早い水面に近い斜面に立つこと自体危険な行為であるが(現に、被告Uは足を滑らせて水面に転落している)、同人等はこれを十分予測しながら、倫弘を敢えてその危険な場所に立たせるための「山口コール」を続けたのである。「山口コール」は「山口入れ」ということと同義語であり、これがなければ倫弘は水面近くに立つことはなかったのであり、死の結果は発生しなかったことは明白である。「山口コール」を囃子たてれば、倫弘が増水した水面に近寄り、場合によっては入水せざるを得なくなることは、容易に予測できたことであるから、この「山口コール」に参加した者は、その結果について、法的責任がある。

- 四 以上、倫弘の死は、被告等の不法行為に基づくものであるので、倫弘の相続人である原告等は被告等に対して、その損害の賠償を求めるものである。

倫弘の被った損害ははかり知れないものであり、到底金員にて評価できるものではないが、他に方法もないので、交通事故の場合の賠償額を参考に算定することとする。

倫弘は死亡時19才であったが、就労は大学卒業の22才からであり、就労可能年数は45年であるところ、賃金センサスによる年収324万8000円のうち生活費割合50%を差し引いた残額の逸失利益は3772万円(ホフマン式により算定)であり、慰謝料は2000万円であるので、損害額の合計は金5772万円となるが、事故に至る経緯と、被告等の殆どが学生であるという事情を考慮し、被告等に対し、うち金5000万円の請求をするものである。原告等は、右損害賠償請求権について、各二分の一宛相続した。

- 五 原告等は、1996年8月21日被告等に対して、書面で右損害賠償請求をしたが、

被告等のいずれからも、何らの応答もない。よって、原告等は、右金員及び右請求の日から完済まで年5分の割合による金員の支払いを求めて、本訴に及んだ次第である。

証拠方法

- | | |
|------------------------|----|
| 一 戸籍謄本 (甲第1号証) | 1通 |
| 二 請求書 (甲第2号証) | 1通 |
| 三 郵便物配達証明書 (甲第3号証の1~9) | 1通 |

添付書類

- | | |
|---------|-----|
| 一 訴訟委任状 | 2通 |
| 二 証拠書類 | 各1通 |

1996年9月13日

原告等訴訟代理人

弁護士 ◇◇◇◇

京都地方裁判所御中

以上、訴状を確認したが、その内容はわずかな部分を除いて以前に内容証明郵便で出された「請求書」と全く同一である。⁽¹⁰⁹⁾このうち、「請求書」とは異なる部分について下線を施してみたが、「損害賠償請求事件」に伴い記載が必要となった損害賠償額の算定にかかわる一連の定型文を除けば、それは以下の部分となる。

…被告 [E前部長] は、己れのこの言動により、入水して、増水した川に流される者ができることを予測していたのであり、この意味で、被告 [E前部長] には、倫弘の死について未必の故意があったといっても過言ではない。被告 [A部長]・同 [B副部長]・同 [C副部長]・同 [D副部長] 等は、このような被告 [E前部長] の言動を受けて、同好会の幹部として、漫然、例年どおりの行事を続けたのであるから、この結果である倫弘の死について、被告 [E前部長] と同様の責任があるというべきである。

- 4 右被告人等の同好会新入生歓迎会運営により、新入生を入水させる雰囲気
が盛り上がる中で、新入生である倫弘を川に入れることを求めて同好会会員が、山口
の名を囃子たてる所謂「山口コール」が沸き起こったが、倫弘はこれに抗し切れ

ず、増水した水面の真近(ママ)の斜面に立たざるを得なくなったものである。そして倫弘が増水した水面近く(ママ)の斜面に立ったところ、同じくその場所において倫弘と手をつないでいた被告Uが足を滑らせて水中に転落する際、被告Uに手を引っ張られたため、深く流れの早い川(ママ)のなかに放り出されて溺死した。

これに該当する部分を、改めて「請求書」から転記して以下に対照してみる。

… [E前部長] は、己れのこの言動により、入水して、増水した川に流される者ができることを予測していたのであり、この意味で、[E前部長] には未必の故意があったといっても過言ではありません。[A部長]・[B副部長]・[C副部長]・[D副部長]等は、このような[E前部長]の言動があったにもかかわらず、同好会の幹部として、漫然、例年どおりの行事を続けたのでありますから、その責任は軽いとは言えません。

4 倫弘は、倫弘が川に入ることを求めて山口の名を囃子たてる所謂「山口コール」に抗し切れず、増水した水面の真近(ママ)の斜面に立たざるを得なくなったものですが、同じくその場所において手をつないでいたUが足を滑らせて水中に転落する際、Uに手を引っ張られたため、深く流れの早い川(ママ)のなかに放り出されて溺死したものであります。

この対照から見れば訴状の内容は、被告学生らの責任が「倫弘の死について」の連帯した責任であることを「請求書」よりも明確な表現を用いて示す形となっており、また被告等の「同好会新入生歓迎会運営」と川入りをあおる「コール」との関連についても、これをより明確にする一文が新たに書き加えられていることを確認することができる。

この他にも訴状の内容については、より詳細な検討が必要となるが、それは後に改めて行うこととし、ここではひとまず概観にとどめて訴状提出＝提訴以降の展開を続けて見て行くことにする。

【31 第一回打ち合わせ：「辛苦」の始まり】

両親と弁護士との間で提訴後最初の打ち合わせが持たれたのは、10月9日(水)のことだった。このときから、新たに(110)もう一人の弁護士が代

理人として加わることになり、両親は着手金25万円・実費5万円の計30万円を支払っている。以後、訴訟は弁護士2人体制によって支えられていくことになる。

この提訴後最初の打ち合わせに際し、両親は、以前サークル学生たちから事故状況説明を受けた際に録っていた会話録音のテープ起こし資料を持参、サークル作成の事故記録と併せて弁護士に提出した。両親の思いとしては当然のことながら、倫弘さんの事故に関し、両親の手元にある資料をすべてありのまま弁護士に見てもらおうことで、裁判に役立ててもらいたいとの意図からであった。

しかし、この資料を受け取った弁護士からは両親に対して、「資料の重要な個所にだけ線引きをしてから、渡してほしい」という指示が返ってくることになった。このため、両親はその後約10日ほどを費やして、10月21日(月)に線引きし直した資料を再度郵送している⁽¹¹¹⁾。

このときを皮切りとして実は、以降の訴訟追行過程全体を通じて、両親が「裁判のための資料作り」に追われる日々が始まって行くことになる。それまで弁護士と言えば「テレビドラマの中で、たまに見かけることがあるかな、という程度の」縁遠い存在としてしかイメージのなかった両親だが、その後他ならぬ「自分たちの弁護士」との間でのやり取りを通じて、「裁判の現実は、テレビドラマのように『弁護士の先生が何もかもやってくれる』というわけには、いかないのだ」という印象を次第に持っていくことになる⁽¹¹²⁾。両親にとって以降の裁判の展開は、自分たちの弁護士との関係も含めて、「辛苦」の始まりでもあったのである。

【32 答弁書の内容】

提訴から一月半を経た10月31日(木)、被告サークル学生側からの「答弁書」が提出された。両親のもとには翌11月1日(金)に、弁護士を通じてそのコピーが届けられた。以下では、この「答弁書」の内容を確認しておこう。

〈答弁書〉

答 弁 書

〔*事件番号、当事者の表示等、略〕

第一 請求の趣旨に対する答弁

- 一 原告らの請求を棄却する。
- 二 訴訟費用は原告らの負担とする。
との裁判を求める。

第二 請求の原因に対する答弁

- 一 請求原因第一項は争わない。
- 二 請求原因第二項について、被告らが同志社大学グリーンテニス同好会の部員であり、原告ら主張のとおり回生であり、部長・副部長等であったことは争わないが、法的責任を負うとの主張は強く争う。

三 請求原因第三項1について

- 1 「1995年5月13日新入生コンパが計画されたこと」は認める。
- 2 「同好会では毎年酒を飲んだあと、新入生が鴨川に入るのが慣例となって」いたとの主張は否認する。(そのような慣例はなかった)

例年二次会に出席する部員を確認し二次会の場所の振分けをするため、取り敢えず、鴨川に集合することになっていた。ある年には、その際に酔いを醒ましたいために鴨川に入る者がいると言うだけであり、また鴨川に入るのは新入生に限っていた訳でも無い。新入生以外の部員も入りたい者は入っていたし、全く入る者がいない年もあった。あくまでも部員個人の自由意思に委ねられていたことである。従って、鴨川に入ることが行事となっていた訳ではないし、慣例でもなかった。いわんや上級生が下級生をしごくために鴨川に入れるというような強制的な、或いは無理強いを強いるようなものでは全くなかったのである。

鴨川に入ることを幹部が命令したり、指示したり、中止を指示するような性質のものではなかったことを強調して主張する。

- 3 「事前に、当日は海水パンツを持参してコンパに参加するように同好会の幹部から新入生に指示されていた」との主張は否認する。

幹部が指示した事実はない。実際に水着を持ってきた人は半分以下であったと思われる。

「前部長の指導のもとで例年通り新入生を鴨川に入れる方針を決定していた」との主張も否認する。

川に入ることを方針として決定した事実もないし、幹部が指導して行われたものでもない。

同項2について

- 1 「5月13日 川は前日からの雨で増水していた」ことは認めるが、「その水量と流れの速さから入水すれば死に至る可能性があった」との主張は争う。また「増水した水面に近づくこと自体が危険であることは、誰の目にも明らかであった」との主張も争う。

岸寄りの浅い所で足を漬ける程度等の入水の仕方によっては、さしたる危険はなかったと思われる。入水すれば、あるいは水面に近づくこと自体が危険で、死に至ることは誰の目にも明らかだとは誇張に過ぎる表現と考える。

- 2 「同好会員の中から、入水は中止すべきであるという意見が出ていた」と主張されているが、「誰が」「どのような機会」に述べたものか明らかにされた上で否認する。
- 3 前幹部および現幹部として慣例行事を中止することを決断し、部員に周知・徹底すべきであったとの主張は争う。(かかる作為義務があったか否かについての被告らの主張は後に詳述する)

- 4 「新生を鴨川の川原に引率し」との主張は否認する。

コンパの二次会前の集合場所を鴨川の川原としていただけであり、各自ばらばら三々五々に鴨川の川原に向かったものであり、幹部或いは誰かが「引率し」という事実はない。

- 5 「歓迎コンパを盛り上げるために、新生が入水する状況を作り上げた」との主張も否認する。

歓迎コンパは終えており、二次会への参加希望者のみが、集合場所であった鴨川の川原に集まったものであり、幹部に鴨川の川原では歓迎コンパを盛り上げる目的があった訳でもなく、新生が入水する状況を作り上げる目的があった訳では全くなかった。

- 6 「三年前の新生歓迎コンパで一人鴨川に流された」と主張しているが否認する。そのような事実はなかった。一人の学生が鴨川の中であつまずいて水に濡れたという程度のことはあったが、「鴨川に流された」というのは誇張表現である。それを個人的に記憶している者があったかも知れないが、同好会として「この事実を部員に知らせ、鴨川の水面に近づく等の危険な行動をとらないよう、部員に注意を喚起」するようなことでは全くなかった。

- 7 「例年のように新生を入水させる雰囲気づくりをさせていた」との主張も否認する。(雰囲気づくりをさせていたことを理由に、死亡の結果にまで責任をもてとの原告らの主張自体納得できない主張であるが、この点についての被告らの主張は後述することにしてここでは事実関係について反論する)

個人の自由参加が同好会の本質であり、幹部には新生を無理強いして鴨川に入れるという或いはそのような雰囲気づくりをさせていた意図・気持ちは全くなかった。

例年、新生であっても一次会で帰る者もいたし、川に入らない人も数多くい

た。当然ながら個人の自由意思にまかされている事柄であり、幹部がその様な雰囲気づくりをさせていたことはなかったのである。

- 8 「部員の中から入水する者が現れたり、増水した水面に近づく者が出ることは容易に予想された」との主張も争う。同好会は同志社大学の学生で、各部員は十分大人としての判断能力を備えた学生の集まりである。各自の判断で危険を判断し、各自の責任で行動すべき事柄である。幹部が危険を予想し、部員を指示・指導・監督すべき義務・立場にあるとは言えない。

また、仮に入水する者が現れたり、水面に近づくことが予想できたとしても、各人が危険のない方法で対応するであろうと予想するのが普通であろう。

同項3について

- 1 「[E前部長]は歓迎会の場で挨拶し『鴨川に流されてください』旨の発言をした」との主張は否認する。被告[E前部長]はコンパで挨拶したこと自体なかった。

従って、「入水の慣例行事を強行する態度を示し、新入生等を入水させる方針であることを公言し」たことなどない。(そもそも同好会はサークルであって、たとえ上級生であっても下級生に無理を強いたりすることはできない団体である。また「鴨川に流されてください」との発言を聞いてこれを真に受けて流されようと思う者がいるはずもないであろう。)

「新入生が入水する雰囲気を作り上げ、これにより新入生歓迎コンパを盛り上げようとした」事実もない。

- 2 被告[E前部長]が「己れのこの言動により、入水して、増水した川に流される者ができることを予測していた」ことは全くないし、「倫弘の死について未必の故意があった」など、とんでもない表現である。
- 3 [E前部長]が「川原において、新入生に対し入水するように勧誘した」との主張も否認する。(幹部の中には本件事故発生後に川原に到着した者もいるので、この点について、原告の主張が被告とされた幹部全員が勧誘したと主張するのか、被告[E前部長]だけがそうしたと主張するのか、また夫々がどの様に勧誘したと主張するのか不明であるので、明確にさせていただくことを求める。)

同項4について

- 1 「新入生を入水させる雰囲気が盛り上がった」との主張も否認する。
- 2 「同好会会員が山口の名を囃子たてる」為に山口コールがわき起こったとの主張も否認する。
- 3 「(山口コールに)抗し切れず、増水した水面の真近の斜面に立たざるをえなくなった」との主張も否認する。

倫弘が斜面に立ったのは、ふざけあい、じゃれあううちに、自然に斜面に立つ

ことになったのであり、「山口コール」に抗し切れずやむを得ず斜面に立ったわけではない。

「被告Uが足を滑らせて水中に転落する際、被告Uに手をひっぱられた為」かどうかは不明である。

- 4 「『山口コール』の中心になって離子たてたのが被告Tであり」との主張も否認する。被告Tは最初から集団の中心にいた訳ではない。盛り上がっているのを見て駆け寄っていったのであって、「中心になって」離子たてたということは事実反している。
- 5 「山口コール」は「山口入れ」と同義語であるとの主張も否認する。「山口コール」は「山口入れ」と同義語ではなかった。単に、その場を盛り上げる為自然発生的に「山口コール」が短時間起こり騒いでいたものであり、特定の目的等はなかった。(なお若者の同好会のかかるコールは強制的な意味合いはなく、「抗し切れない」心理状態になるものではない。)
- 6 被告Tらが水面に近い斜面に立たせること自体危険な行為であると予想しながら、敢えて危険な場所に立たせる為「山口コール」を続けたことなど絶対にない。
- 7 「山口コール」を離子立てれば水面に近付き場合により入水せざるを得ないことは容易に予想できたとの主張も否認する。
- 8 「山口コール」に参加しただけで、死という結果に法的責任があるとの主張は争う(後に詳述する)

四 請求原因第四項は争う。

五 請求原因第五項は書面にて損害賠償請求を受けたことは認め、その余は争う。

被告らは既に、法的賠償責任がないと考えることは原告らに通知〔注：サークル学生側弁護士からの内容証明郵便を指す〕していた(乙1号証)。それ以前から、被告らを含む同好会として、原告らと事情説明や話し合いをしていたが原告らは5000万円の金銭賠償を求めていた為解決に至らなかったものである。

第三 被告らの主張(過失責任がないことについて)

一 幹部の過失(作為義務がないこと)について

1 原告らの主張は

- (一) 幹部として
- (二) 慣例の入水の行事を
- (三) 中止を決断し、部員に周知・徹底すべき注意義務があったのに(訴外倫弘ら新生を川原に引率し、新生が入水する状況を作り上げた)そして
- (四) 部員の中から入水する者が現れたり、水面に近づくものが出るのが容易に予想できたのに、危険防止の措置を一切とらなかった過失があると主張している。

2 (原告の主張のうち「訴外倫弘ら新入生を川原に引率した」事実も「新入生が入水する状況を作り上げた」事実もないし、また「容易に予想できた」こともないことは既に答弁したとおりであるので) ここでは法律上の原告らの主張について被告ら幹部の責任がないことについて主張する。

(一) 原告らの右主張はいずれも幹部がある行動(危険防止の措置)をとらなかったこと(不作為)による過失の主張である。

(二) しかし、不作為が不法行為の対象となるのは一定の作為を命ずる義務(作為義務)が存在し、その義務に反して不法行為があった為にその不作為状態が違法と評価される場合のみである。

勿論、この作為義務はその違反による不作為が違法として評価されるのであるから、道義的なものでは足りず、法的な義務でなければならない。(人は行動の自由を持っており、不作為の自由も持っている。)従って、作為義務が認められるためには十分な根拠が必要である。

(三) 法律が特定の作為を義務づけている場合(民法820条、877条)があり、これに反すれば不作為は違法となるであろう。しかし、幹部にかかる法律上の作為義務がないことは明らかである。

(四) 確かに作為義務は慣習や条理に基づいて生ずることはあり得る。しかし、慣習や条理に基づいて生ずることに作為義務を認めることは、個人の活動や自由の制限になるおそれがあるので、その認定は慎重であるべきとされている。

(1) 判例上条理に基づいて作為義務が認められるのは、

(大学の空手愛好会に加入した学生が、退会に伴い集団暴行を受けた事例において、事情を知らずながら特別の対応をとらなかった当大学の学生課長、学生主事に条理上の作為義務を認めたケースがある。)……「東京地判昭和48年8月29日、判例時報717号29頁、最判昭和62年1月22日民集41-1-17」……

このケースにおいて示されているごとく、生命等に対する危険が切迫しており、しかもこれを知りかつ被害の防止しうる立場にある者に作為義務が認められているにすぎないのである。

(五) 本件について、幹部らに条理上の作為義務が認められるかについて検討するに、

(1) 本同好会は同志社大学の学生の集まりで、テニスというスポーツを通じ部員相互の親睦を図り、友情をあたため、実りある大学生活の一助となることを目的とする会である。同好会には厳格な規約がある訳でもなく幹部に重い責任が課せられている訳でもない集りである。^(ママ)しかも部員はいずれもが成人に達したか、あるいはそれに近い年齢の学生である。危険性をわきまえ、危険を回避するのに必要な判断能力を備える者ばかりの集まりである。(幹部であるからと言って他の部員と比較して危険性の有無・程度について特別の責任があるものではない。危険性の判断は他の部員とそう遜色がない)

- (2) そして、同好会の活動は部員の主体的な自主的活動に委ねられているものであり、幹部に他の部員の生命・身体の安全に配慮すべき義務や危険を防止すべき指導監督義務等の法的義務がある訳ではない。(幹部と他の部員との間は支配と管理の関係にないのであるから、安全配慮義務は成立する余地はないこと明らかである。)
- (3) また鴨川に入るというのは行事でもないし慣例でもなかった。例年、二次会に出席する部員を確認し、また酔いを醒ましたい者が自主決定・自由意思で入るだけであり、あくまでも部員の自主判断に任されていた事柄であった。幹部が命令したり、指示したり、中止すべき性質のものでもない。部員各自が自由意志にもとづき決定すべきものである。従って幹部らに中止を決断し、周知徹底すべき作為義務はなかったのである。
- (4) 従って、幹部らに他の部員の危険に的確に対処し、事故の発生を未然に防ぎべき作為義務がある訳ではないこと明らかと考える。

二 幹部の過失 (因果関係がないこと) について

1 不法行為が成立するためには、当該加害行為が損害発生の原因となっていなければならない。即ち因果関係の存在が要件となる。

- (1) 不作為による不法行為の場合、積極的に加害行為に出たわけではなく損害発生を防止する行動に出なかっただけであるから、損害の原因となる幹部らの行為は存在しないことになる。

そこで不作為による不法行為の場合には、作為義務を履行していれば損害が発生しなかったであろうという関係が認められる場合に因果関係があるとされている。(前田109頁、四宮414頁)

そしてこの因果関係は当該作為義務が尽くされておれば損害は発生しなかったかどうかによって判断されることになり、結果として過失の判断と接近したものとなると考えられている。(中井美雄編『現代民法講義』第6巻、112頁)

- (2) 本件に則して言えば(前述のとおり作為義務がない以上これだけで不法行為は成立せず、よって因果関係を問題にする必要がないか)仮に幹部らに作為義務があり、入水しないよう周知・徹底すべきであったとしても、入水するかどうかは部員の主体的、自主的判断に委ねられているものであり、部員の自己決定に委ねられていたのであるから、仮に部員に入水しないよう周知・徹底したとしても本件事故発生となったかもしれないのである。その意味では幹部の不作為と結果発生との因果関係は存在しない。

三 幹部の過失 (結果発生回避義務及び予見可能性もないこと) について

1 原告らは、部員の中から入水する者が現れたり水面に近づくことが容易に予想できたのに危険防止の措置を一切とらなかった過失があると主張するので、この

点について反論すると(幹部に危険防止すべしと言う作為義務がない以上、結果発生回避義務も予見義務もないことになり、幹部には不法行為責任がないこととなるので、結果発生回避義務及び予見可能性の議論は無用と考えるが、念の為、結果発生回避義務及び予見可能性に焦点を当てて反論する)

2 被告らに過失ありと言う為には結果発生義務及び予見可能性があることが要件であるところ、幹部らはこれらの義務違反はない。即ち、

(一) 幹部らは同好会を運営するメンバーではあるが、同好会は言わば一緒に遊ぶ仲間の集団であり、法令上はもちろん条理上も同好会のメンバーを監督する立場ではないことは前記のとおりである。しかも本件においては生命等に対する危険が切迫して[*傍線、原文。以下同じ]いた訳ではないし、幹部らは危険が切迫していたことを知りかつ被害の防止しうる立場にあった訳ではないのであるから幹部には結果発生回避義務は生じないと言うべきである。

(二) 仮に、幹部らが新生が入水するような雰囲気を作ったとしても(そもそも「雰囲気」を作り出したことのみで過失を認め法的責任まで負わせることはできないし、そのような雰囲気を作ったこと自体ないが)そのような雰囲気を作り出す言動をした時点で、幹部が同好会のメンバーが鴨川に滑り落ち、死亡する結果が生じることまで予見することは通常の一般人には出来ないと言うべきであろう。

(1) 部員はいずれも大学生であり、十分危険性は認識しうる能力を有していた。事故時の川の状況を見て自主判断において、入水しても危険が無いかどうか、入るにしてもどのような方法で入れば危険が無いかを決めるであろうと思うのが普通であろう。あるいは水面に近づくにしても危険のない方法で近づくであろうと思うのが普通であろう。幹部らは本件事故のような悲惨な結果まで全く予想しえなかった。

(2) 現に訴外倫弘は(靴や靴下を脱いだ形跡はなく)川に入水しようとして水面に近づいていった訳ではない。ふざけあいながら被告Uと斜面に立っていたところ、偶然被告Uあるいは訴外倫弘のどちらかが足を滑らせ川にずり落ちたものである。

(3) 幹部として一次会解散後、二次会出席者の確認(二次会出席準備の為)集合場所を鴨川に指定したことは事実であるが、これをもって結果発生回避義務違反の過失とは言えないことは明らかと考える。

四 被告T、同M、同M[1回生]の過失についての被告の主張

1 原告らは、被告T、同M、同M[1回生]は流れの速い水面に近い斜面に立つこと自体危険な行為であるが、これを十分予想しながら訴外倫弘を敢えてその危険な場所に立たせるために(山口コールで囃子立てれば、増水した水面に近寄り場合によっては入水せざるを得なくなることを容易に予想できたのに)山口コール

を続けたものであり、山口コールに参加したことが過失であると主張している。

- 2 しかし、山口コールに参加しただけで過失責任が発生するものではない。山口コールが短時間あったことは確かであるが、山口コールは「山口入れ」ということと同義語であるわけではなく、被告T、同M、同M〔1回生〕は川に入れと囃し立てたものではない。単にその場を盛り上げるために（山口に特定の行為を強制したり、期待・意図・容認したりする目的ではなく）騒いだけである。
- 3 従って山口コールを囃し立てれば山口が水面に近寄り入水せざるを得なくなることを予想しうるものではなかった。

「山口コール」により、訴外倫弘が実際に入水し死の結果が発生することまで予見することはできなかったといわざるを得ない。「山口コール」をすることによって、同人が斜面で足を滑らせ鴨川に落ち、死の結果まで生じるということを予見することは困難であったと言わざるを得ない。（現に訴外倫弘も山口コールによって強制され、あるいは強制を感じて行動したのではない。訴外倫弘は山口コールに抗し切れなかった結果、水面近くの斜面に立たざるを得なかったものでは全くないのである。訴外倫弘が被告Uとともに水面近くの斜面に立った際には既に山口コールは終わっていた。倫弘はにこにこ笑いながら被告Uとふざけてじゃれあううちに、お互いに体を持ち合い向かい合う形になり、しばらくその辺りでじゃれ合っていたところ、突然どちらかが足を滑らせお互いに引っ張り合うようにして立ったまま滑り落ちたのである。）

- 4 被告Uは右足が川にはまり体が止まったが、二人とも川の流れに足を取られ流された。被告Uは7～8メートル流されたところで斜面の石にしがみつき岸に上がったが、訴外倫弘が流されたので他の部員らは訴外倫弘を助けに川に入り、川の中でいったんは一人の部員が訴外倫弘を抱きかかえ、その人の手を別の部員がつかみ順次に人間ロープのようにして助けようとしたが、人間ロープが切れてしまい助けられなかったものである。

五 被告らのサークル仲間であり、直前まで楽しく過ごしていた倫弘が自分らの目の前で死亡したことは被告にとっても、また他の部員にとっても深く、大きな悲しみであり、慙愧の念にたえないことである。原告らの気持ちを察するにあまりあり、衷心より哀悼の意を表するものである。

しかし、本件は不幸の事故としか言えず被告らに法的責任・賠償責任があるとは思えず、事実を明確にし被告らの法的責任・賠償責任のないことを主張するものである。

以上、長くなったが「答弁書」の内容を確認してきた。その内容の個別具体的な点について検討は後に譲るが、その全体の論調は原告両親側

の主張を真っ向から否定するものであった。訴訟という場において、原告／被告双方の利害・主張が先鋭に対立するものとなることは、特に珍しいことではない。被告サークル学生側代理人弁護士としては、依頼者の利益を守るべくその職責を果たした結果としての「答弁書」の内容・法律構成であり、また倫弘さんの事故に関する被告サークル学生側の事実認識を示したものと言える。

こうした点は原告両親側代理人弁護士にとっても、内容の細部についてはともかくも、その概要においてある程度折込済みのこととして受け止めていたに違いない。訴訟は、その最初の「応酬」が始まったばかりなのであり、問題は以後の主張・立証の成否にかかっているからである。

しかし、そうした前提となる認識を、両親は持ち合わせていなかった。「答弁書」の内容に目を通した結果は、かつてサークル学生たちが両親に対して認めた事故の経緯をことごとく否定するものであった。「腹立たしい思い」に駆られながら両親は、「答弁書」の内容の事実関係についてその細部に至るまで徹底的にチェックし、かつてのサークル学生たちの説明との異同・矛盾を一つ一つ確認していく作業を始めて行く⁽¹¹³⁾。

このように両親が「答弁書」の内容と格闘を始める中で、いよいよ訴訟の第1回期日が開かれることになった。

【33 第1回期日と以降の訴訟展開・概観】

裁判の第1回期日は11月5日(火)、京都地裁で開かれた。両親にとっていよいよ始まった裁判であったが、その具体的な進行は型通り「訴状」の陳述および「答弁書」の陳述が行われたのみで、すぐさま次回期日の日程調整を行うだけの「拍子抜けする」内容であった⁽¹¹⁴⁾。

その後約1週間を経た11月13日(水)、両親はサークルの1回生3人(女性2名、男性1名)に電話をかけ、事故当日のコンパ前に行われたサークルのテニス練習終了後の様子について尋ねている。

サークルでは通常、一日の練習後に「アフター」と呼ばれるミーティ

ングを行うことになっており、事故当日の「アフター」には練習に参加した倫弘さんも加わっていたことが既にわかっていた。両親の思惑としては、この事故当日の「アフター」の席で、その後開かれることになっていた新生歓迎コンパや「恒例行事」であるコンパ後の「川入り」について、どのように話題となっていたかを知ろうとしたのだったが、倫弘さんと同じく当日の「アフター」に出席していた1回生3人からは期待したような返事を得られず、ただ当日の「アフター」に被告の一人であり事故状況に直接かかわりのあるMさんが参加していたことを、確かめることができたのみだった。

その後11月15日(金)には、両親と弁護士との第2回打ち合わせが行われた。打ち合わせのメインは、被告サークル学生側が提出した「答弁書」の内容について反論するための準備書面の作成にあてられた。「答弁書」が触れている事故の事実関係につき既に細かいチェックを始めていた両親は、このときの打ち合わせと後日・11月24日(日)に改めて弁護士宛に郵送した資料類により、この後第2回期日において提出される原告両親側「準備書面(第一)」の⁽¹¹⁵⁾実質的な作成に関与している。

さて、このようにして第1回期日を経て、原告/被告双方の裁判における基本的な主張である訴状/答弁書の陳述がなされ、裁判は実際に動き始めた。ここで、以降の裁判の展開を概略的に確認しておくことにしよう。

まず、続く第2回期日から第4回期日までの展開は、原告/被告双方とも訴状/答弁書における互いの主張について補足・反論を行うべく、準備書面の応酬を繰り返すことになった。その後、第5回期日に予定された事故現場での現場検証を皮切りに、裁判は具体的な立証の段階へと進み、第6回期日における進行協議を狭んで、以降第7回期日から第9回期日までの計3回の期日において、原告/被告双方の本人尋問・証人尋問へと展開して行く。そして、第10回期日において裁判長から和解勧誘がなされ、最終的に第11回期日において訴訟上の和解が成立、裁判

はその終局を迎えることになる。

このような裁判の概観的な展開を踏まえて、以下では裁判の具体的な展開につき、その要点を絞りこむ形で見て行くことにしよう。その際、裁判の期日進行と併せて、期日外における原告両親の訴訟追行へ向けたさまざまな「辛苦」についても、可能な限り追いかけて取り上げて行くことにしたい。

【34 第2回～第4回期日：準備書面の応酬と現場検証へ向けた準備】

第2回期日は、12月2日（月）に開かれた。この日は原告両親側による「準備書面（第一）」の提出のみとなり、裁判長は今後の進行につき、ともかく一度事故の現場を見る方向で考慮する旨の発言を行った。

12月25日（水）に開かれた第3回期日では、原告両親側が甲号証（甲4号証の1～3）として提出した両親とサークル学生たちとの会話テープ書き起こし記録について、被告サークル学生側は元テープとの照合・確認作業が済んでいないことを理由に、準備書面の提出を見送っている。裁判長は今後の進行について、「[事故] 現場での状況をイメージとして知りたいので、現場の地図・写真を提出するように」と原告両親側に対して促し、また「今までの書面について、証人を検討する」旨を述べた。この日の閉廷後、両親と原告両親側2人の代理人弁護士は事故現場である三条河原へ出向き、事故当日の現場でのサークル学生たちと倫弘さんの「動き」について、内輪の検証を行った。

この後年末年始を狭み、年明けの1月14日（火）になって被告サークル学生側の「準備書面」が提出された。それから約10日後の1月25日（土）には、両親と代理人弁護士との間で3回目の打ち合わせを行っている。既に原告両親側より提出している「準備書面（第一）」に対する再反論となった、被告サークル学生側今回提出の「準備書面」に対し、さらに具体的な反論を行うべく両親の手元にある資料をまたも両親が駆使し、それを下敷きに、次なる原告両親側「準備書面（第二）」の原案

が練られていった。

第4回期日は、打ち合わせから約2週間後の2月7日(金)であった。原告両親側は「準備書面(第二)」を提出。来る2月24日(月)に次回・第5回期日として、事故現場である三条河原での現場検証を行うにあたり、裁判長からは「その場の動きが知りたいので瞬間、瞬間の写真を撮りたい。証言については、後から聞く」旨の方針が示される。この次回期日での現場検証に関して原告両親側代理人からは、河原斜面の角度を測るために計測器の準備が要請された。

それから10日ほど後の2月19日(水)、両親と弁護士との4回目の打ち合わせが行われている。次回期日での現場検証を控え、事故当時の現場での「動き」についての確認が行われた。

以上が、第2回期日から第5回期日直前までの展開である。⁽¹¹⁶⁾

【35 第5回期日：河原での現場検証】

第5回期日は、2月24日(月)に開かれた。事故現場となった鴨川・三条河原での現場検証には、裁判長以下裁判所職員5名、原告両親と代理人弁護士2名、被告サークル学生側から学生8名および被告代理人弁護士らが出席した。

現場検証で解明されるべきポイントは、おおよそ以下の点であった。まず、①事故当日に倫弘さんが事故現場に到着してから川へ転落するに至るまでの倫弘さんの「動線」確認、②倫弘さんと一緒に川へ転落したUさんが、川辺の斜面で倫弘さんと2人になった際の状況、③「山口コール」を起こし、斜面にいる二人を「取り囲む」格好で二人の一番近くにいたTさん、Mさんらの立ち位置、④倫弘さんが川へ転落した場所付近の川辺斜面の傾斜角度、⑤流された倫弘さんを助けに入った場所の確認、等である。

これらのうち①～③については、前提となる事故状況を再度確認する意味合いも込めて、原告側作成の「現場検証・事実経過説明書」の内容

を確認しておくことにしよう。なお、④については計測の結果、川辺の斜面傾斜角度は36度と測定された。

〈現場検証・事実経過説明書〉

- 一 甲5号証の3添付図面（河原での山口くんの動き）の◇◇の地点を始点とし、A点とする。[注：ここでのA点・B点については、本稿冒頭掲載の(図①)を参照]
 - 1 A点で、山口くんの周りにいた先輩が[1回生・男①]にみそそぎ川に行くことを誘ったが、[1回生・男①]は「行きません」と断った。次は「山口か」という雰囲気であった。
 - 2 そこへ倫弘を呼ぶ何者かの声が聞こえ、これに呼ばれて倫弘はB地点にいった。そこで[1回生・男②]と思われる者と並んで、川の方を向いて座った（座ったところは、斜面に近い場所）。同時にM[1回生]もそこに着いた。
 - 3 その後そこへ、U、Mが来た。その後、Tがその場所に来た。
 - 4 「コール」が起きるのを察知して、[1回生・男②]はその場を離れた。
 - 5 その後、立っていたT、M[1回生]、U、M等が、Tを中心に「山口コール」を起こし、倫弘が川辺に向かわざるを得なくするような囃したてを起こした。これに抗し切れなくなった倫弘を立ち上がらせ、仲間の中では「オチ」に使われるUと共に、川辺の斜面に行かせた。
- 二 川辺の斜面での状況 [注：本稿冒頭に掲載の写真、〈事故現場・河原斜面に立つ倫弘さんと上回生(再現)〉、参照]
 - 1 Uと倫弘は向かい合い、倫弘はUに胸の辺りを持たれ、Uが上流を向いて、倫弘が下流を向いて、Uがやや川の流れの側で、蟹歩きで斜面を降りて行った。
 - 2 二人は、向かい合ったそのままの状態、斜面を2～3回降りたり上がったりした。
 - 3 斜面の上の方の、平らな河原部分に二人が来たとき、T・M[1回生]・Mの三人が、斜面と平らな部分の境付近ぎりぎりのところに立ちはだかつて、二人は平らな部分に上がることができなかった。三人と斜面の二人の間は、手を伸ばせば両者の手が届く距離であった。
 - 4 Uは、2～3回斜面の上下を行ったり来たりする間、その足のくるぶし辺りが川の流れに漬^(ママ)かった。
 - 5 Uが下、倫弘が上の状況で、Uが足を滑らせて直下の水面に落ち、Uに胸の辺りを持たれていた倫弘は、その瞬間沖の方に投げ出され、両名とも速い流れに流された。
 - 6 平面に立っていたうちの一人は、倫弘が流されて一段目の段差を過ぎた頃、その場を離れてトイレに行った。
 - 7 Uが落ちた場所は、岸辺に近かったので自力で岸辺に上がったが、倫弘は川の

中側であったので、そのまま流されて、溺死した。

以上、多少長くなったが「現場検証・事実経過説明書」の内容を確認した。ここに記載された内容は、原告両親がサークル学生による事故状況説明（口頭、文書）や、その他、両親宛に事故後送られてきたサークル学生たちからの手紙類等の資料すべてに目を通し、それらを丹念につき合わせて作り上げたものである。事故が発生するに至る直前／直後の状況を原告両親の目から再構成する形となっており、そのためにこの後、裁判が原告／被告本人尋問および証人尋問へと進んで行く過程で、参照されて行くことになる。

さて、事故現場で行われた現場検証に話を戻せば、検証状況は上記「現場検証・事実経過説明書」に沿う形で、ポイントとなるスポット毎に写真へと収められていった。このように現場検証の結果、視覚的に再現されていった事故状況は、この後に続く原告／被告本人尋問および証人尋問の過程において、改めて検証に付されていくことになる。

【36 第6回期日と新聞社の取材】

事故現場となった三条河原での現場検証を終えて、3月14日（金）に開かれた第6回期日は、その後に続いて行く原告／被告本人尋問および証人尋問を具体的にどのように進めて行くかを協議する場となった。その結果、次回・第7回期日にはTさんおよびUさんの尋問を行う予定となった。⁽¹¹⁷⁾

このころ、季節は折しも倫弘さんの事故から2年目を数える春となっていた。全国の大学で新入生歓迎コンパが開かれる季節を前に、イッキ飲ませで子どもを失った親が中心になって設立した市民団体「イッキ飲み防止連絡協議会」は、全国の大学生協等と連携して「春のイッキ飲み防止キャンペーン」を展開、東京で記者会見を開いていた。母・豊子さんも被害者遺族の一人として、この記者会見に参加した。⁽¹¹⁸⁾

その数日後の4月6日(日)、この記者会見・キャンペーンの関連記事という形で、両親は朝日新聞の取材を受けることになり、自宅にて記者の来訪を迎えた。このときの取材を元にして書かれた記事は、4月22日(火)付朝日新聞・朝刊(家庭欄)に掲載された。以下、このときの記事の内容を確認しておこう。

〈朝日新聞1997年4月22日付記事〉

「命の重さ」感じぬ学生

上級生ら相手取り提訴

同志社大1年だった山口倫弘さん(当時19)は95年5月13日、テニス同好会の新生歓迎コンパの慣例「川入り」で水死した。京都市内の食堂で約90人が参加し、ビール280本のほか日本酒を飲んで鴨川へ。川は前日からの雨で増水していた。

父親の勝さん(52)は同好会の幹部に何度も事故状況の説明を求めた。だが、学生たちは当初、「倫弘さんが足を滑らせて流された」と答えていたという。泳げない息子がなぜ川に入ったのか、納得できなかった。

2ヶ月後、同好会が連名で、当日の様子を文書にまとめた。上級生らは倫弘さんを川岸に呼び、名前を連呼して川入りをせきたてた。胸もとをつかまれた倫弘さんは、堤防斜面で足を滑らせた上級生に引っ張られる形で転落した。はやしたてた上級生の一人は、転落後、トイレに行っていた、ことなどがわかった。コンパ中、「飲まさないで下さい」と上級生に頼み込む倫弘さんの言葉もあった。

「命の重さを感じていない」。勝さんは妻の豊子さん(46)と昨年9月、同好会幹部とはやしたてた上級生ら計9人を相手取り、総額5千万円の損害賠償を求めて提訴。現在係争中だ。これに対し、学生側の弁護士は「はやしたてた行為と死亡との間に因果関係がない」などとしている。

[注：同記事には、事故の資料を座卓いっぱい広げてインタビューを受ける両親の写真が添付されている。写真の説明文は、以下の通り。「山口さん夫婦の息子の死を明らかにする作業は続く＝大阪府◇◇市で」]

記事に付された写真の説明文にあるとおり、両親にとってかけがえのない息子・倫弘さんの死を明らかにする作業は、続けられていた。「係争中の訴訟」は、「命の重みを感じていない」サークル学生たちに被告本人尋問の形で法廷の場において直接、問いただす段階に来ていた。両親の被告本人尋問へ向けての準備作業が進められていった。

【37 被告本人尋問への準備と飲酒事故防止「パンフレット」の存在】

原告両親への取材記事が朝日新聞に掲載された同じ日の4月22日(火)、来る被告学生本人尋問に備えて両親と弁護士との通算5回目の打ち合わせが行われた。その後10日ほどの準備期間を経た5月2日(金)、両親は打ち合わせの際に弁護士から出された指示に基づいて、次回・第7回期日に本人尋問が予定されていたTさん・Uさんの二人に対する質問事項や、コンパでの飲酒強要について資料としてまとめたものを、持参している。

また、この資料持参の際に両親は、倫弘さんおよびサークル学生たちが所属する同志社大学で学生向けに配られていた「飲酒事故を防ぐためのパンフレット」⁽¹¹⁹⁾を入手、持参している。「パンフレット」は2種類あり、ひとつは「全国大学生協連合会」作成のもの、もうひとつは同志社大学が独自に作成していたものである。これら「パンフレット」の配布対象は、クラブ・サークルの部長並びに新入生であった。

これら「パンフレット」の存在・配布の事実は、倫弘さんの事故に対するサークル幹部(とりわけA部長)の責任並びに大学側のサークルおよび学生に対する指導・啓発の責任を問う上で、重要な意味を持っていた。このため両親は、これら「パンフレット」がいつから配布されていたのかを明らかにすべく、資料持参の同日夕方、同志社大学・学生課に対し電話で尋ねている。

「パンフレット」のうち、同志社大学が作成していたものは、「同志社大学学生部」による編集、「同志社大学オリエンテーション委員会」による発行、と「パンフレット」に記されていた。このため両親は、この「オリエンテーション委員会」なる組織についても、いかなる組織であるかを尋ねた。

同志社大学・学生課の返事は、まず「オリエンテーション委員会」について「同志社大学教職員および事務員で構成されている」旨を返答した。また、「パンフレット」の配布時期および配布の対象については、

「3年前」から「サークル部長、クラブ部長、新入生」を対象に配布していると答えた。

この返答の内容について、両親は早速、弁護士へと伝えている。ここでは、「3年前」という配布開始の時期が具体的に「何年度」からであったかが問題となるのだが、倫弘さんの事故発生はこのとき（1997年／平成9年）から数えて2年前の出来事であった。常識的に考えれば、倫弘さんの事故発生に先立つ前年、すなわち1994（平成6）年には既に、これら飲酒事故防止を呼びかける「パンフレット」が配布されていたことになる。⁽¹²⁰⁾年度の関係から見れば、被告サークル学生の一人であるE前部長が現役としてサークル部長を務めていた年度から、そして事故状況に直接かかわったとされるサークル2回生のTさん、Uさん、Mさんら3人が新入生であった年度から、これら「パンフレット」は配布され、彼らの目にも触れていた可能性が高くなる。当然、倫弘さんの事故発生時、現役幹部としてサークル部長を務めていたA部長も、これら「パンフレット」を目にしていたはずである。

もしそうであるならば、そうであるにもかかわらず、倫弘さんの事故は起きてしまっていたことになる…。こうして明らかになった「新たな事実」は、来る第7回期日の被告学生本人尋問における尋問事項の中身として取り入れられて行くことになった。

【38 第7回期日：被告本人尋問の開始】

5月23日（金）に開かれた第7回期日から、いよいよ被告本人尋問の開始となった。この日は、Uさん、Tさんに対する本人尋問が行われた。このうちTさんに対する尋問は最終的に時間切れの形となり、次回・第8回期日へ続行されることとなる。

ここで、被告サークル学生側提出の「証拠申出書」から、この日2人に対して予定されていた「尋問事項」の内容を確認しておくことにしよう。

〈尋問事項〉(Uさん)

- 1 川岸の斜面に亡山口倫弘と一緒に立つに至った事実
斜面においてどのようにしていたのか
- 2 川に入るつもりだったのか
- 3 斜面を滑り、川に落ちた際の状況について
- 4 その他関連事項

〈尋問事項〉(Tさん、M〔1回生〕さん共通)

- 1 河原においてコールをしたか
その回数・態様・意向について
- 2 その前後の行動について(危険性の認識の程度について)
- 3 被告Uと亡山口とが斜面に立ち、滑るまでの様子について
- 4 原告との話し合いにおける被告の発言内容について
- 5 その他関連事項

【39 サークル1回生との接触】

前回・第7回期日におけるUさんおよびTさんに対する被告本人尋問を経て、両親は改めてもう一度、倫弘さんの事故状況について、事故当日に現場で倫弘さんの近くにいたとされるサークル1回生を中心に話を聞くことを試みる。事故当時には倫弘さんと同じく、サークル1回生(新入生)だったその立場に信頼して、事故状況および新歓コンパの状況について率直な証言を得ようとする試みは、すでに提訴以前の時点でもなされていたのだが、以前は失敗の結果に終わっていた。

両親が最初に接触を図ったのは、事故状況の中で倫弘さんが川入りをおおる「山口コール」を受ける直前まで、川辺に並んで座っていたとされるサークル1回生男子、[1回生・男①]さんだった。第7回期日から3日後の5月26日(月)、両親は[1回生・男①]さんに電話をかける。何度も電話をするが、留守。夜23時になってようやく電話はつながり、両親は「会ってほしい」と頼んだ。これに対する[1回生・男①]さんの返事は、6月1日(日)の夕方、折り返し電話するというものだった。

しかし、4日後の5月30日(金)、[1回生・男①]さんから両親宛に

電話が入る。内容は、「先輩に相談すると、弁護士が会う必要がないというので、会いません」というもの。それでも両親は、「倫弘にかかわった人とは、会っておきたい」と頼み、[1回生・男①]さんは「他の1回生と行きます」と答えてくれた。

だが、6月1日(日)に[1回生・男①]さんからは連絡がなく、再び両親の方から電話をかける。[1回生・男①]さんの返事は、「なかなか都合がつかず、みんなそろわない」という。両親が「何人でもいいから来てほしい」と改めて頼むと、「月曜日電話します」という返事となった。だが結局その後2日(月)、翌3日(火)とも[1回生・男①]さんの電話は留守電から切り替わることがなく、両親は「いつ来てくれますか」と伝言を入れるも、しばらく連絡が取れない状態が続いた。

こうした状況下で両親は、他のサークル1回生にも接触を試みて行く。6月4日(水)から翌週12日(木)にかけて両親は、サークル1回生=計7名(男性3名・女性4名)を相手に、1日に1名から2名のペースで電話をかけ続けた。この中で両親は、当時の1回生のうち男性3名・女性1名がすでに退部していたことを知る。他に電話の「成果」としては、最初に両親が話を聞こうとした[1回生・男①]さんについて、やはり倫弘さんの事故直前、川辺で二人並んで座っているのを見たとの証言が得られた⁽¹²¹⁾ほか、女性3名には、事故当日の新歓コンパの様子などを語ってもらうことができた。

両親はその後も、最初に接触を試みて以降、連絡が取れなくなっていた[1回生・男①]さんに対して、アプローチを続けた。6月23日(月)は、両親と弁護士との第6回目の打ち合わせ日だったが、打ち合わせを終えた後、[1回生・男①]さんの下宿を両親が訪ねている。だが、[1回生・男①]さんは留守だった。しばらく待ってみるも、結局会えないままとなる。

[1回生・男①]さんに対して最後に電話がかけられたのは、6月29日(日)。最初に接触を試みてから実に1ヶ月が経過していた。この日

は電話に出た〔1回生・男①〕さんだったが、結局何も話さずに「代理人に聞いてください」と話ただけだった…。

このように、両親のサークル1回生たちに対する再度の接触の試みは、事故当日のコンパ状況に関する証言⁽¹²²⁾を除いて、ついに不首尾に終わったのだった。

【40 原告両親による「陳述書」の作成と弁護士の「指導」】

サークル1回生たちとの接触が最終的に不首尾となり、両親は落胆の思いから立ち直れないでいた。そんな中で7月3日(月)には、弁護士との第7回目の打ち合わせが控えていた。この日までに両親は、次回・第8回期日に提出する「陳述書」を作成の上、持参することになっていた⁽¹²³⁾のである。

前日には徹夜をして、なんとかまとめ上げて持参した両親の「陳述書」だったが、弁護士からはあっさり「これでは、ダメです」と言われてしまう。この時点で初めて、「こういう書き方をしなさい」との具体的な指導が弁護士から両親に対してなされた。また、これまで両親が独力で調査してきた鴨川の水位や、コンパ会場での飲酒量などのデータを内容に取り込むことも、アドバイスがなされた。

打ち合わせから4日後の7月7日(月)、両親は改めて、できあがった「陳述書」計6枚をファクスにて弁護士事務所へ送信、弁護士の確認を求めた。弁護士からは折り返し「訂正を要する」旨の電話が入り、両親は再度一晩をかけて手直しをし、翌8日(火)、やっとのことで提出可能な「陳述書」の完成に至った。

両親はこれまでも、非常に多くの資料と格闘しながら、裁判を文字通り「闘って」きた。ここでみた「陳述書」作成経過での「辛苦の1コマ」も、やはりそれは文字通り「1コマ」に過ぎなかった。

【41 第8回期日：第2回被告本人尋問・証人尋問】

7月11日(金)、第8回期日が開かれた。この日はまず、前回・第7回期日から続行のTさんについて、残りの尋問が行われた。続いて行われたのは、被告側の証人である訴外〔4回生・女〕さんに対する証人尋問であり、その後、被告本人尋問に戻ってM〔1回生〕さん、E前部長、A部長と続けて行われた。なお、このうち最後の順番となったA部長については時間切れとなり、尋問は途中まで行われた後、次回期日において続行となった。

ここでも、被告サークル学生側提出の「証拠申出書」によって、それぞれに予定された「尋問事項」について確認しておくことにしよう。なお、M〔1回生〕さんに対する尋問事項は、前回期日におけるTさんと共通だが、改めて再掲しておくことにする。

〈尋問事項〉(被告側申請証人・〔4回生・女〕さん)

- 1 川の河原に着いてからの移動経路について。
- 2 山口君とU君が川辺でふざけ合っているのを見ていましたか。
- 3 川に落ちた瞬間も見ていましたか。
- 4 甲24号証〔注：原告両親宛手紙〕について
- 5 その他関連事項。

〈尋問事項〉(M〔1回生〕さん)

- 1 河原においてコールをしたか
その回数・態様・意向について
- 2 その前後の行動について(危険性の認識の程度について)
- 3 被告Uと亡山口とが斜面に立ち、滑るまでの様子について
- 4 原告との話し合いにおける被告の発言内容について
- 5 その他関連事項

〈尋問事項〉(E前部長)

- 1 新入生コンパにおいて「今日は川が増水しているので流されて下さい」と挨拶あるいは発言したことがあるか。
〔コンパ会場〕に至るまでの間に被告M〔1回生〕らにそのような話をしたことがあるか。
- 2 1995年度は前部長として同好会においてどのような活動をしていたのか。

- 3 三年前に川に流された者がいることは知っているか。
- 4 河原において新入生に対し、川に入ることを勧誘した事実はあるか。
- 5 その他関連事項。

〈尋問事項〉(A部長)

- 1 新入生コンパに先立ち、同好会幹部としてどのように説明していたか(海水パンツ持参を指示していたか)
- 2 コンパ会場でのもよう
被告[E前部長]が「今日は流されて下さい」等挨拶をしたか。
被告[B副部長]は出席してなかったか。
- 3 川の河原を集合場所とした理由
各部員は三々五々集まったのか。
この時初めて川の流れを見た幹部も多いか。
- 4 河原における亡山口倫弘の行動及び関係者の行動について
- 5 本件事故直前の亡山口倫弘の行動及び被告T、M、M[1回生]の行動
- 6 亡山口倫弘と被告Uが斜面に立ち、川に落ちるまでの行動
- 7 亡山口倫弘が川に流された様子及び助けようとした様子
- 8 事故後原告との話し合いの経緯
- 9 その他関連事項

【42 水位データの収集：情報公開の「壁」と塗りつぶされる「名前」】

前回・第8回期日を終えて、残るは被告本人尋問(A部長)の前回からの継続分と、原告本人尋問だけとなっていた。尋問の争点がいくつが存在する中で、両親には、事故当日の鴨川の水位をさらに詳しく検証したいとの思いが、引き続き残されていた。第8回期日の閉廷後も、雨により鴨川が増水している状況を確認するため川へと足を運び、増水の模様を写真に収めている。

それから約10日後の7月22日(火)、両親は、京都市役所・行政改革情報公開課へと電話をかけている。⁽¹²⁴⁾「平成7年5月13日午後8時ごろ、京都市消防レスキュー隊により、鴨川七条で息子が引き上げられたが、そのときの情報を公開してもらいたい。どのような手続をとればいいのか」と尋ねる両親に対し、電話口に出た担当者は「本人以外は非公開なので、消防局の方と相談して電話します」との回答があった。しかし、

待ってみても電話がないため再度両親が電話をかけると、担当者は「消防署と検討するのに時間がかかる」と答えるにとどまった。その後、折り返し京都市役所・同課よりの電話があり、「規則では公開できないので、直接、消防局庶務課広報係に電話して下さい」という返事となる。

翌日の23日(水)、両親は教えられた京都市消防局庶務課広報係へと電話、同じく情報の公開を求める。担当者の対応は、「直接聞いていただくか、電話での対応になります」というもの。両親は、得られた水位の情報につき裁判の証拠として活用することが念頭にあったため、文書による公開を求めた。これに対して担当者は、「法定代理人もしくは本人でないと、無理です。例外として公文書を正規のルートで開示する場合、プライバシーに関することは黒塗りとなります」との返答だった。

両親は、自分たちの知りたい情報について「引き上げられた場所、水位、時間」の3点であることを説明し、なおも公開を求める。すると担当者は、「名前も黒塗りになりますが、どうしますか?」と尋ね、続けて「情報公開より救急搬送証明書交付願の方が、いいのではないですか。水深は、口頭で聞いてください」と答えて、京都市中央消防署の担当者名と電話番号を告げた。

両親は続けて、教えられた番号に電話。中央消防署担当者の返答は、「公文書開示を願い出たい場合は、市役所で手続をして下さい」とした上で、倫弘さん救出時の水深は測っていないこと、また「水深が、救助に入った者の[体の]どの辺りまでだったかということについては、記載していない」と答えた。

このように一向に埒のあかないやり取りを繰り返した後、両親は、弁護士との9回目の打ち合わせをした7月28日(月)、帰りがけに中央消防局へと足を運んで、救出時の状況を改めて尋ねるとともに、「救急搬送証明書」の交付を受けた。⁽¹²⁵⁾その後、この日もまた鴨川・三条河原へと足を運び、一日中雨が振り続いた後の川の状況を確認して、自宅への帰途についている。

以上、一連の経緯から改めて感じられるのは、両親の「事故状況について、少しでも詳しく知りたい」という切なる願い、「こだわり」の深さではないだろうか。ひとまずここでは、それだけを確認しておくことにして、先へ進むことにしよう。

【43 第9回期日：父・勝さんの「陳述書」と原告本人尋問】

8月8日(金)に開かれた第9回期日は、まず前回期日に行われた被告本人尋問(A部長)の続行がなされ、その後、原告本人尋問として、父・勝さんへの尋問が行われることとなった。原告両親側より人証の申し出がなされた時点(第6回期日・3月14日)では当初、原告両親2人に対する本人尋問を行う予定となっていたが、最終的に採用となったのは父・勝さん1人であった。

原告両親側提出の「証拠申出書」によれば、父・勝さんへの尋問時間は60分を予定し、尋問事項としては次のような点が挙げられていた。

〈「証拠申出書」記載・尋問事項〉

- 1 本件事故当日および前日の倫弘の言動と、これに対する原告等の発言。
- 2 事故発生後の、被告等の態度について。
- 3 事故発生原因についての、原告等の調査と、同好会会員から寄せられた手紙や発言について。
- 4 右手紙や発言と、答弁書および準備書面における被告等の主張との食い違いについて。
- 5 原告等が本件提訴に至った心情について。
- 6 その他、右に関連する事項について。

尋問に先立ち、裁判所へは7月5日(土)付で原告両親の「陳述書」(父・勝さん名)が既に提出されていた。尋問は、この「陳述書」の内容に沿いながら、これを補足する形で行われた。よって以下では、まず「陳述書」の内容から見ておくことにしよう。

〈父・勝さんの「陳述書」〉

一. 息子の将来の希望

生きてる彼らに将来があるように倫弘にも夢と希望の将来がありました。大学入学という目標に向かって、クラブと勉強の両立で頑張ってきました。それが1ヶ月余りというあまりにも短すぎる大学生活でした。

何か物を作る仕事に就きたい^(ママ)そして人の役に立つものを作って、多くの人に喜んでもらいたいと希望を持ち同志社大学工学部に入学しました。

もう息子はこの世にいないのです、あなた達は生きています。

息子の死を無駄にしたくないためにも、死を引き起こした原因を明らかにし、責任を問いたいのです。息子の死後も4名の学生がコンパにおいて飲酒の事故により亡くなっています。原因、責任を明らかにする事により、将来のある若い人達が息子のように命を落とす事がないよう事故防止の歯止めにし、このような事故が再び起こらないように願っています。

二. 息子の性格

まじめで几帳面、慎重で用心深く、何事もコツコツするタイプ。いつも笑顔を絶やさずニコニコしている「笑っている顔しか思い浮かばない」と友人は言います。中学・高校とテニスクラブに所属し、縦の関係は体で覚え、先輩を信頼していました^(ママ)、又大学に入ってからわずか1ヶ月ではあったが、先輩を信頼して一生懸命陰日なたなく頑張っていたのです。サークルを信用していたから、その信頼する先輩にこういう性格を持つ息子が、山口コールを起こされれば何らかの行動を起こさずにはいられなかったのです。

三. 12日の夜 (コンパ前日)

倫弘は母親に「水着出して」^(ママ)言い、明日は新歓コンパと聞いていたので「飲酒して水に入ると心臓麻痺を起こし命にかかわる、そんな危ないことやめとき」と説得するとわかってくれ「そんなら酔いつぶれて先輩の下宿へ運ばれる方に回る、そしたら入らんでいいし」と言って翌朝元気に家を出ていきました。あの時サークルの実態、コールによる盛り上がりで危険な状態を無視して、事を進めてしまう怖さを知っていたならばと思うと悔やまれて悔やまれてなりません。

四. 大雨洪水警報

1. 5月11日、12日の両日共、たたきつけるような大雨で京都では大雨洪水警報がでて、12日のテレビニュースで鴨川の増水している様子が放映されていました。13日の鴨川はいつもとは想像もつかない状態でサークル幹部は十分予測できたはずですが。前以て新入生に恒例の川入りの説明をしておきながら、サークルの幹部はなぜ川入り中止の伝達ができなかったのでしょうか。

2. 事故当時息子が落ちた場所の水位が知りたいので、京都土木事務所に問い合わせたところ後日◇◇様より電話をいただき、三条に一番近い測定場所、北区上鴨、荒神橋の2か所での測定水位を教えてくださいました。なお、平成8年

(172) 345 飲酒にまつわる事故と責任(一) (小佐井良太)

11月5日12時頃、息子が落ちた場所、流された所の川に入りスチール製巻き尺で実測しました。実測場所は岸側、岸より2メートル中央より、どちらも1段目、2段目、3段目いずれをとっても12センチメートルで同時刻の荒神橋の水位は、17センチメートルでした。

測定場所

測定時間	北区上鴨	荒神橋	三条
18時	122	66	
19時	119	65	
20時	117	63	(58)
21時	115	62	
平成8年11月5日12時		17	12 (実測)

(単位センチメートル)

以上のことから、事故時(19時55分頃)落ちた場所の水位は、58センチメートル以上はあったと思われます。

五. 新入生歓迎コンパの様子と息子の死因

1. 新入生に飲ますのが目的の新入生歓迎コンパで90名弱の人数にビール280本、日本酒でお銚子8本という酒量でした。

90名弱の内約半数は女性で、酒量も男性に比べ女性は少なく平均すると、男性は一人当たりビール4～5本飲んでいると思われます。

それは私が、平成7年11月8日に[コンパ会場の料理店]へ事故当日(平成7年5月13日)行われた、同志社大学テニスサークルの新入生歓迎コンパで出された酒量を聞きにいきましたが、担当者の方がいなかったため後日(平成7年11月26日)会計係の◇◇様より電話を頂き酒量を知ることができました。(電話をするのが遅くなったのは、古い伝票を探すのに時間がかかったとのことです。)

4回に分けて出された酒量

1回目	お銚子	8本
	ビール	100本
2回目	ビール	100本
3回目	ビール	50本
4回目	ビール	30本

合計 お銚子8本、ビール280本を出しました。

2. (1) 1回生男子19名の内5名が酔いつぶれました。コンパ会場では、新入生でお酒に体が慣れていないため、多量に飲まされて吐いたり、飲まされるのがいやでトイレへ逃げたりしている状況の中、息子も「僕はもう無理です」と断っていました。

以上のことは手紙や1回生に聞き知りました。

(2) 毎年酔いつぶれる者が何人もでていながら、恒例行事として飲まれた後の川入り計画の強行は、あまりにも常識を欠いた危険行為です。

3. 息子の死因は心不全の溺死です。

平成7年11月18日死体検案を行った胃腸医院・医師に話を聞きに行きました。医師によりますと

(1) プンプン酒の臭いがしていた。

(2) 水は、少ししか飲んでいなかった。

(3) 溺死ではあるが、飲酒して水に入ったため心不全による死亡。

(4) 流されたため体に傷が多かった、流されても意識があったならば、これほどまでも傷がつかないでしょう。

(5) 1回生で酒に体が慣れていない、慣れない飲酒をして水に入ったことが、大きな要因でしょう。

(6) 飲酒していなかったならば助かっていたらろう。

この事故は幹部の心構え一つで十分防止できた事故なのです。

六、河原において

1. 増水し濁った流れの速い本流を前にして、息子は精一杯本流入りを回避しようとしていたのです。それは以下のことから明らかです。

(1) みそそぎ川に誰も入れと言っていないのに「僕も入ります」と叫んでいる。(みそそぎ川に入れば、もう本流に入らなくても済むという意思表示なのです。)

(2) 川入りの雰囲気の中、本流の方から山口と呼ばれても、川辺に行っても、すぐ座って危険な状況から避けようとしていたこと。

(3) 「コール」を囃し立てられても、一人では斜面に行っていないこと。

2. 泳ぎが苦手

息子は泳ぎが苦手で、前夜の会話を考え合わせると、自分から斜面を下りて行くなど考えられないのです。U君と服を持ち合って斜面に下りたということですが、息子の方から服をつかんだことは考えられません。それは入学して1ヶ月の新入生のほうから先輩の服をつかみにいくことはないからです。

3. 息子を川辺近くに行かせたもの — 飲酒による盛り上げ

川入れが目的の先輩3人に取り囲まれ、盛り上がりの中、先輩達の飲酒して、川入り目的の「山口コール」が起こり、オチ役までついて断っても聞き入れてもらえないぐらいの状況が起きたのだと思います。この状況で立たされ、息子は斜面に行かざるをえなくなったのです。

新入生を斜面に立たせ、ハプニングが起こるのを期待して盛り上がっていたとしか考えられません。これはいじめそのものです。

息子の心情を思うと胸が締め付けられます。

川岸に座っていた息子が先輩達にいったい何をしたのでしょうか、信頼とい

う心で接していて、なぜこんな形で死ななければならなかったのでしょうか、いくら考えても分かりません。「なぜ」という疑問が残るかぎり私共の悲しみと怒りは深いのです。

4. 助かる命

恒例、伝統という名のもとに川入りを目的としているから、多くの人が危険と感じる斜面へ追いやり、斜面では上がろうとしていたのに、U君は何故服を離さなかったのか、T君・M君・M〔1回生〕君らは何故平地から手を差し伸べてくれなかったのか、囃し立てておきながら何故落ちてすぐ助けに入ってくれなかったのか、命を救う機会を何度も見逃しているのです。

落ちるのを期待するかのように、M君、T君は（斜面を）「僕はずっとどうなるかみてました」と言ってますが、これは落ちるのを期待していたようにしか考えられません、落ちた時すぐに助けに入ってくれてたなら、息子は亡くなる事はなかったのです。

川に入れば目的を達したかのように後の事まで見届けない、あまりにも常識を欠いた彼らの行動、息子の命の尊さ重み、事の重大さを認識してほしいのです。息子の無念さを思うと自分が死ぬより辛いことです。

十分助けることのできた命でありながら亡くなった息子の命の重みを深く考え二度とこのような事が繰り返されない事を願っています。

5. 信頼

囃し立てておきながら、なぜ助けに行ってくれなかったのか。人命軽視も度が過ぎている。先輩を尊敬し信頼して出席し、楽しいはずである新入生歓迎コンパで息子を死に追いやったのです。

6. 救助

我が身も返^(ママ)り見ず救助に入って頂いた、当時1回生◇◇君・3回生◇◇君・4回生◇◇君、◇◇君、それに人間ロープに加わって頂いた方、救助に加わって頂いた方々に、助けて頂くことができなかつたのは、誠に無念ではありますが、心より厚くお礼申し上げます。

七. T調書14頁の証言

T君は

「お子さんを亡くさはってそういうご両親の前ではこういう返事をしてしまいましたけど、さっきも言いましたけど、皆ではしゃごうというコールだったので、コールを起こすというのは、入れということではないのです。」(T調書、14頁、後より2行目。15頁、1～2行目)と証言しました。

しかし「事故説明」においてT君は

父 コールを起こすということは、入れということですよなあ。そうですなあ。

T まあ。

母 まあってはっきりいってくれませんか。一番大事なことなんですから。

T そうです。(甲4号証の2、4頁、下より15～11行目)

と説明しました。私共夫婦は事故説明を受けたとき、学生達を自分の息子と置き換えて対応してきました。このような私達の気持ちは学生の方にも伝わっていたと思われま。サークル仲間10名の前で、姿こそ見えないが息子倫弘の霊前で話して頂いたのです。真実を見極めようと質問したのであります。T君の発言を真意あるものと聞かせていただきました。T君に対して事実と違うことを無理に言わせたということは絶対ありません。

後日、8月27日においても同じ意味のことを言っているのです。

母 「コール」が起こらなかつたら死んでないんですね。

T はい。

母 原因と結果は、はっきり出ているんですね。

T はい。(甲4号証の3、6頁、下より4行目より1行目)

八. まとめ

なれないお酒を飲み、増水した川に入ると、命にかかわる危険性を考慮しなかつたことは、常識では考えられないことです。又「山口コール」は川に入れではなく、皆ではしゃごうというコールだったと主張しましたが、学生らしからぬ素直さを欠いた主張を改め素直に、事故を引き起こした行為を認めてほしいのです。

命を救う折を何度も見逃してしまったことや、息子の無念さや、苦しみへの慙愧の念は、後輩を死なしたショックからの立ち直りと保身で霞んで親には届かないのです。

何をもってしても還らぬ命、どうか死を引き起こした原因、責任を明らかにし二度とこのような事故のないようにしてほしいと思います。

大学生では経験できないようなことを経験したのですから、この経験を社会に役立ててください。

右の通り相違ありません。

平成9年7月5日

山口 勝 [押印]

「陳述書」の内容は、原告両親の倫弘さんへの思いにあふれているばかりでなく、「息子の将来の希望」から語り始めている点が象徴的でもある。文中、「川岸に座っていた息子が先輩達にいったい何をしたのでしょうか、信頼という心で接していて、なぜこんな形で死ななければならなかったのでしょうか、いくら考えても分かりません。『なぜ』という疑問が残るかぎり私共の悲しみと怒りは深いのです」とつづられる箇

所には、倫弘さんの事故に対する原告両親の思いのすべてが、集約されているものと見ることもできよう。

さて、父・勝さんに対する原告本人尋問である。尋問は、最初に確認した「尋問事項」にそって、「陳述書」の内容を踏襲・確認しつつ進められていった。このうち以下では特に、原告両親が提訴の止むなきに至った「本意」⁽¹²⁶⁾についてのみ、確認しておこう。

(原告代理人)

今回、こういう訴訟を起こしたんですけれども、それは、あなたとしては本意でしたか。

(父・勝さん)

これは、息子は入学して1ヶ月で亡くなったんであります。だから、その原因と責任を明らかにしていただきたいのと、このような悲惨なことは二度と繰り返さないことを目的として、裁判をしました。

(原告代理人)

もし、事前に学生諸君が本当に反省して責任を認めるという態度だったなら、訴訟は起こしましたか。

(父・勝さん)

まず、できなかつたと思います、性格から。

以上、父・勝さんに対する原告本人尋問をもって、この日の審理は終わった。最後に裁判長は、「次回に和解勧告を試みたい」と発言する。この裁判長による「和解勧告」の意味について、弁護士の両親に対する説明は、次のようなものだったという⁽¹²⁷⁾。

「裁判長から和解勧告が出るということは、こちらにとっては、いい方向に進んでいる。学生たちにも責任を取りなさい、ということが言われるであろう」

こうして裁判は、被告／原告本人尋問・証人尋問を経て、裁判長による「訴訟上の和解」勧誘がなされる局面へと至った。最終的な和解成立へ向けて続いて行く局面を、次に見て行くことにしよう。

(6) 和解の成立

【44 裁判所による和解勧試：和解案の提示】

前回・第9回期日終了時の裁判長による和解勧試を行う旨の発言に従い、9月19日(金)に開かれた第10回期日は、それまでの法廷を離れて京都地裁・12号和解室へと舞台を移した。双方の出席状況は、原告両親側が両親と代理人弁護士、被告サークル学生側の出席者は代理人弁護士の外、Tさん、Mさん、Uさんの3名であった。

和解案の具体的な内容提示に先立ち、裁判長からそれまでの訴訟進行を踏まえた上での「心証」が開示されることになった。両親側の記録⁽¹²⁸⁾によればその内容は、

- ① 責任判断に関して、Tさん、Mさんは微妙、
- ② M[1回生]さんについては、責任判断から除外、
- ③ サークル全体の責任を考慮する、
- ④ 行事として行われていたが、強制の要素は難しい、

というものであった。そして、この心証開示を踏まえて裁判長から示されたのは、「和解により、サークル全体の責任を問うのが妥当ではないか。金額としては、請求額の1割、500万円ではどうか」という「結論」であった。

同時に、裁判長からは和解条項の「たたき台」となる原案が提示された。それは、以下のようなものであった。

〈和解案〉

被告らは、原告らに対し、本件山口倫弘君の死亡事故について謝罪し、次の通り合意した。

- 一 被告らは、原告らに対し、本件解決金として、各自金[注：空白]円の支払義務のあることを認める。
- 二 被告らは、原告に対し、各自前項の金[注：空白]円を、(支払い時期)限り、(支払い方法)により支払う。
- 三 被告らは、原告らに対し、自分たちの行動の危険性につき十分に配慮しなかったことが本件事故の一因となったことを率直に認め謝罪する。

すなわち、本件事故当時の鴨川の状況からすれば、「その場が盛り上がればいい」という安易な気持ちで下級生をはやし立てることの危険性を認識すべきであったのに、酔いに任せ、学生コンパ特有の高揚感に駆られてかかる認識を欠き、結果、亡山口倫弘君を本件事故に巻き込み取り返しのつかない結果を招来したことを認め深く反省する。

四 被告らは、本件事故の経緯をふまえ、飲酒した際の不注意かつ無軌道な行動が本件事故のような重大な結果を招来する危険性を、同好会「グリーン」の内外にひろく周知徹底するよう努め、今後、本件と同様の事故が起こらないようにあらゆる努力をする。

すぐに確認できるようにこの「和解案」では、最終的な金額（および、その支払時期と方法）がまだ書き込まれていない。条項の文言と併せて最終的な調整を前提とした原案であることが理解される。

この裁判長からの和解案提示を受けて、原告両親側は一度案を持ち帰り、最終的な金額の部分を含めて細部を調整する運びとなった。⁽¹²⁹⁾ 両親による「和解か、判決か」をめぐる最後の決断に対する苦悩が、始まった。

【45 和解案提示前後の出来事】

ところで、第10回期日での裁判長による和解案提示がなされた9月19日（金）から遡ること3日前の9月16日（水）、原告両親は弁護士事務所へ電話を入れ、来る第10回期日がどのように進行するのかを予め尋ねている。それというのも、この第10回期日には両親側の「関係者」として、一人の傍聴者が予定されていたからであった。

傍聴を予定していた「関係者」は、倫弘さんの両親と同じ立場にある一人の「息子を亡くした母親」であった。すなわち、倫弘さんの事故が起きた同じ年の1995年6月、大学の新生歓迎コンパにおけるイッキ飲ませにより、当時大学1回生の息子さんを亡くした静岡在住の一人の母親だった。

両親の問い合わせに対して、弁護士は「19日は裁判という形ではないので、当事者だけしか入れず傍聴はできない」旨を答えている。このた

め結果的に両親側「関係者」の傍聴は、実現せず⁽¹³⁰⁾に終わる。また、第10回期日の具体的な進行予定については、「裁判官の話を聞いたり、学生の態度をどのように示すかを聞き、その話を持ち帰り、後に答えを出す。その日に、こちらから金額の提示はしなくてよいだろう」というものであった⁽¹³¹⁾。

両親は、弁護士との間で事前にこのようなやり取りを経た上で、先に見た第10回期日に臨んでいた。この事前のやり取りの際、弁護士の説明の最後にあった言葉「こちらから金額の提示はしなくてよいだろう」という言葉が、母・豊子さんの耳には印象強く残っていた。ここには、既に和解案受け入れを規定路線として話を進めて行こうとする弁護士と、まだ十分納得の行く形で和解案を、和解による「解決」を、受け入れるだけの判断ができていない両親との間に生じていた齟齬を、見て取ることができるといえる。

「和解か、判決か」。その「選択」の前に両親は、そもそも和解案の意味する内容について理解を得る必要があった。このため両親は、これまでも大学生のアルコール教育に関する情報の提供を受けるなど、「間接的な支援」を受けてきた東京の市民団体「アルコール薬物問題全国市民協会 (ASK)」(以下、「ASK」と略)を通じ、同団体の顧問を務めるアルコール問題に詳しい一人の弁護士に⁽¹³²⁾、和解案の内容が持つ意味と、「和解か、判決か」による選択の結果がもたらす違いについての見解を求めた⁽¹³³⁾。

アルコール問題に詳しいこの弁護士からの回答は、両親の記録によれば⁽¹³⁴⁾、次のようなものであった。①和解案の第三項・第四項に関しては「まともな文」である、②1円でも支払うことは責任があるということ。後は金額の問題、③和解より判決の場合が金額は多いであろう⁽¹³⁵⁾、というものである。

また、同弁護士の見解を尋ねる「仲介役」となった「ASK」代表者の感想も、同じく両親に伝えられた。それによれば、①やはり金額が問

題であること、②「事故」を「事件」に変えられるなら変えた方がいいこと、さらに、③「強要」という言葉を入れられるなら入れたらどうか、というものであった。

このような「セカンド・オピニオン」的見解を踏まえて、両親は最終的になお、「和解か、判決か」の苦渋の選択を迫られて行くことになる。

【46 和解か判決か：ゆれる両親の思い】

和解案を、和解による解決を受け入れるかどうかを最終的に決めるための両親と代理人弁護士との話し合いは、10月9日(木)に弁護士の事務所で行われた。両親は、事前に得ていた「セカンド・オピニオン」を踏まえて、代理人弁護士に対して改めて和解条項の持つ意味について説明を求めるとともに、「和解か、判決か」を選択することの意味を併せて尋ねた。

これに対して弁護士は、「判決を選んだ方が、金額的には多く認められるだろう」との見通しを示した上で、判決になった場合に「責任あり」とされる対象者の範囲について、「2回生の3人[事故状況に直接かかわったTさん、Mさん、Uさんの3人]に、法的責任を認める判決になるだろう」との⁽¹³⁶⁾見解を示した。

両親の思いは、ゆれていた。和解案を受け入れる場合、認められる金額は500万円にしかない。しかし、被告となったサークル学生たち9人全員の責任を問えることで、ひいてはサークル学生たち全体の責任を問うことができる。対して、判決を求める場合、認められる金額は確かに和解の場合よりも多くなるのだが、責任を認められる範囲が事故状況に直接かかわった2回生・3人に限定されてしまい、サークル幹部を含めた他の学生たちの責任を問うことはできなくなってしまう…。

こうした「ゆれる思い」の両親に対し、弁護士は「お金が問題ではないですよ」としつつ尋ねたと、父・勝さんは語っている。また弁護士は、「これは勝訴だ」とも「500万円は、学生にとって負担だ」とも述

べたという⁽¹³⁷⁾。「やっと訴訟を引き受けてくれた」弁護士との関係において、両親が「和解案を蹴って、判決を求める」あるいは「判決を求めた上で、控訴で争う」…そうした選択を切り出す余地は、無きに等しかったのである。その上で、最終的に両親が決断して、和解案を受け入れる形での解決を求めることとなった。

こうして、提示された和解案を受け入れる方向で議論は固まったのだが、両親にとってはなお、和解に際して揺るがせにできない問題、和解条項に反映させてもらいたい問題が残されていた。

そのひとつは被告学生らに対して、裁判中の法廷で彼らがしばしば見せていた「ふざけた態度」について、謝罪を求めることであった。またもう一点は、和解成立後も倫弘さんの命日にお参りをするよう被告学生たちに求めることであった。

こうした「要望」に対して、まずその第一点、学生たちのふざけた態度への謝罪要求については、弁護士から裁判長に申し出て、裁判長から被告学生たちに口頭で謝罪を促してもらうこととなった。また、「命日のお参り」については、弁護士から「宗教上の問題とかかわることになるので、和解案の中に入れることも、文言として残すこともできない」との説明が両親に対してなされた。結果、これも裁判長の方から口頭で言ってもらうことで、話はまとまった。

この日の話し合いの結果を踏まえて、原告両親側弁護士は、10月13日(月)付けで裁判所に対し「和解案についての意見」を提出し、いよいよ裁判は、和解成立の時を迎えることとなった。

【47 第11回期日：訴訟上の和解成立】

訴訟上の和解成立の日となった第11回期日は、10月15日(水)に開かれた⁽¹³⁸⁾。前出、「和解案についての意見」を踏まえて、最終的な和解条項が確定、被告学生らが裁判中のふざけた態度を両親に口頭で謝罪、また併せて「倫弘さんの命日に、お参りに出向くこと」を口頭で確認の上、

和解の成立へと至った。

なお、「和解案についての意見」の内容は次のようなものであった。

〈和解案についての意見〉

- 一 別紙「和解案」(一部訂正意見書)上の手書き挿入部分のような字句〔注:「和解案」に原告側弁護士が加筆・修正した字句〕にしていきたい。
- 二 被告等は、倫弘の命日にお参りをする事を約束すること(和解条項としなくても、裁判所から口頭で伝達し、被告等の口頭の約束で可)。
- 三 被告等は、裁判所内において待機中、ふざけあっており、その態度から見て、厳粛な気持ちで、この裁判に臨んでいるとは考えられず、原告等はいたたまれない気持ちであった。裁判所より被告等に対して注意され、被告等が、反省の態度を示す(口頭で可)ことを求める。

なお、金額については、了承します。

〔*別紙、和解案(訂正箇所記入済み)、略〕

そして最終的な和解条項は、以下のとおりである。

〈和解条項〉

〔*冒頭、事件の表示、手続の要領等、当事者の表示、当事者の出頭状況等、については、略〕

被告らは、原告らに対し、本件山口倫弘君の死亡事故について謝罪し、次のとおり合意した。

- 一 被告らは各自、原告らに対し、本件解決金として、金500万円の支払い義務のあることを認める。
- 二 被告らは各自、原告らに対し、前項の金員を、平成9年12月15日限り、原告代理人事務所(京都市◇◇区〔*以下、地番表示〕)に持参又は送金して支払う。
- 三 被告らは、原告ら遺族に対し、自分たちの行動の危険性につき十分配慮しなかったことが本件事故の一因となったことを率直に認め、心から謝罪する。

すなわち、本件事故当時の増水した鴨川の状況からすれば、「その場が盛上がればいい」という安易な気持ちで新入生をはやし立てることの危険性を認識すべきであったのに、酔いに任せ、学生コンパ特有の高揚感に駆られてかかる認識を欠き、その結果、亡山口倫弘君を本件事故に巻き込み取り返しのつかない結果を生じさせたことを認め深く反省する。

- 四 被告らは、本件事故の経緯をふまえ、飲酒した際の不注意かつ無軌道な行動が本件事故のような重大な結果を招来する危険性を、同好会「グリーン」の内外にひろく周知徹底するよう努め、今後、本件と同様の事故が起こらないようあら

ゆる努力をする。

五 原告らは、その余の請求を棄却する。

六 訴訟費用は、各自の負担とする。

右は正本である。

平成9年10月16日

京都地方裁判所 第六民事部

裁判所書記官 ◇◇◇◇ [*署名、裁判所印]

【48 和解成立後の記者会見】

訴訟上の和解成立後、両親は京都地裁・司法記者クラブにて記者会見を行った。会見の内容は、当日の夕刊から翌日朝刊にかけて新聞各紙に掲載された。⁽¹³⁹⁾このうち以下では、地元・京都新聞の15日付夕刊記事を確認しておこう。

〈京都新聞1997年10月15日(夕刊)記事〉

同大生コンパ水死事故

両親と上級生ら和解

解決金と再発防止努力

同志社大のテニスサークルのコンパで当時1年生の山口倫弘さん(19)が一昨年5月に京都市内の鴨川で水死した事故で、両親の勝さん(53)と豊子さん(47)＝◇◇市＝が当時の4年生ら9人を相手に損害賠償を求めた訴訟は15日、京都地裁(◇◇◇◇裁判長)で和解が成立した。和解は、被告が再発防止に努力するなどの内容となっている。

和解条項は、被告の9人は両親に対し▽解決金として計五百万円を支払う▽行動の危険性につき十分配慮しなかったのが事故の原因と認め謝罪する▽飲酒した際の同様の事故が起きないようにサークル内外に対し周知徹底する――などが柱。

父親の勝さんは「コンパする学生の心構えが変わればと思う。息子が最後の犠牲者であってほしい」と話している。近く同志社大に、飲酒時の学生の同種の事故が起きないように要望する。

勝さんら両親は「毎年酒を飲んだ後、新入生が川に入るのが慣例になっていた。息子は上級生に増水している川に入るよう強要された」として昨年9月に提訴。同地裁が今年8月に和解を勧告していた。

学生へ指導続ける ◇◇◇◇・同志社大学生課長の話

事故後、大学が把握する団体にはアルコールに関する注意を呼びかけてきた。今回のような任意団体には限界があるが、今後二度とこの様な不幸な事故が起こらないよう、これからも指導していきたい。

記事の中では、父・勝さんの「コンパする学生の心構えが変わればと思う。息子が最後の犠牲者であってほしい」とのコメントが掲載されている。対して、大学学生課長のコメントには「今後二度とこのような不幸な事故が起こらないよう、これからも指導していきたい」とのコメントがある一方で、「今回のような任意団体には限界があるが」という「前置き」が依然としてなされていることに注意しておきたい。

最終的に訴訟上の和解に終わった倫弘さんの事故に関する裁判を、尊い「教訓」として今後どのように伝え、どう生かしていくのか。両親は、特に大学に対してそのことを訴えるために、後日、大学側へ「要望書」を提出するに至る。記事の時点でもこの点が触れられていることを、確認しておきたい。

【49 帰りの電車の中で：息子の命と引き換えた思い】

提訴から1年強の月日を経てたどり着いた、訴訟上の和解という裁判の結末。両親の胸中には、このとき、どのような思いが去来していたのだろうか。ここでは、筆者の聞き取りに対する父・勝さんの語り⁽¹⁴⁰⁾を紹介しておく。

「和解の当日は…帰りの電車の中で、ものすごく落ち込んだ、なんとも言えない…気分でした。◇◇先生 [=弁護士] は、『これは、勝訴だ』と言われたのですが、勝訴の意味が、親としてはピンと来なかった。こちらの請求の8割くらい認められたのなら、違ったのですが…。1割の500万円…。もらったからといって、それを使うわけではない。500万円では、何の痛みもない。軽すぎますよね？息子の、倫弘の命の値段と引き換えにしたのかと思うと、親として申し訳ない、息子に対して済まないという気持ちで、いっぱいでした…」

【50 大学への要望書提出：事故の再発防止に向けて】

訴訟上の和解成立から約2週間ほどを経た10月27日(月)、両親は弁護士とともに倫弘さん(およびサークル学生たち)のかつて在籍した大学を訪ねた。このとき両親は、倫弘さんの事故につき訴訟上の和解に終わった裁判の経過・結果を改めて直接大学側へ知らせたいという思いと、同様の事故再発防止への思いを込めて、和解条項の写しに添えて以下の「要望書」を大学へ提出している。

〈両親が大学へ提出した要望書〉

「グリーンテニス同好会の川での死亡事故について」

私共は、平成7年5月13日、同志社大学グリーンテニス同好会新入生歓迎コンパに於いて、急逝いたしました山口倫弘の両親でございます。死因は飲酒して川に落とされたための心不全による溺死です。

一 提訴理由

- 1 息子の性格、気質、物事の判断力からして、又コンパ前日に飲酒して川に入る危険性を話し合い息子の口から、水に入らないとはっきり聞いていた。

河原での息子の行動は怖さのあまり、息子なりに精一杯本流入りを回避しようとしていた。

- ① 誰も入れと言っていないのに、1、2回生がみそそぎ川に入るのを見て、手を上げ「僕も入ります」と叫んでいた。

(みそそぎ川に入れば、もう本流に入らなくてもよいと思っている。)

- ② 本流の方から呼ばれても、入らず足をなげだし座っていた。
- ③ 泳ぎは苦手である。

以上のことから、息子は自分の意志で川に入ろうとしていない。

2 川入りの無理強い。

- ① 1ヶ月しか経っていない新入生に、先輩が、囃し立て「山口コール」を起こすのは、無理強いである。

- ② 当時2回生のU君と胸のあたりの服を持ち合い、斜面にいったというが、新入生から先輩の服をつかむことは考えられない。

3 学生たちの誠意がみられなかった。

- ① 1回目の事故説明が、葬儀の始まる30分前に来て事故説明。いつから練習させてもらってもよいかと聞かれる。

- ② [E前部長]君は、現場で事故誘発の原因ともなるような行動をしていたのに、一言の挨拶もなかった。裁判で初めて顔を知った。

③ 事故説明で、事実を話さず、学生に不都合なことは黙っていた。

4 僕達は、「山口君を突き飛ばしたり、投げ込んだりしていないので責任はありません」と平然とA部長はいった。

学生たちの代理人より、法的責任は一切ありませんとの内容証明を受け取る。

5 裁判でもって、事実を明らかにし、一人でも多くの人に知って頂き、二度とこのような事故が起こらないことを願って。

以上をもって提訴を決意しました。学生が誠意を示し、ありのままの事故を説明し心から謝罪してくれていれば、裁判はできなかった。

二 平成9年10月15日、別紙のとおり和解しました。

三 大学に対しての要望

1 さらなるアルコールの知識教育の実施。特にクラブ、サークルの幹部達に。

① イッキ飲み防止。

② 飲酒事故を防ぐための豆知識、厚生館保健センター案内、という立派なパンフレットがあるのですから、配るだけではなく、学習することを義務付けて頂きたいのです。

③ 事故当日、鴨川が増水しているので危険であるという部員はいたが、飲酒しての川入りが、命にかかわる危険なことだと注意する部員はいなかった。

2 安全管理を徹底して頂きたい。事故が起これば、「公認団体」「任意団体」に関係なく、大学当局が責任をとって頂きたい。

① 学生の自主性を尊重した対応の放任では、あまりにも無責任であると思います。

② 学生達は、命の尊さを言葉では知っているが、生かされていない。伝統、恒例行事の名のもとに盛り上がり、乗りを優先してしまう。学生自体に管理ができないのは次々に起こった事故で明らかであります。

・1991年5月 マリンヨットクラブで琵琶湖に於いて、レース後慣例行事で琵琶湖に入れられ2名の水死事故。

・1995年5月13日 ◇◇硬式庭球同好会で琵琶湖での肝試し夜間水泳で1名水死。

グリーンテニス同好会で増水した鴨川で、飲酒後恒例の川入りで1名水死。

・1997年5月 ボート部で橋脚にボートが当たり二つに折れて投げ出され1名水死、救命具はつけていなかった。

③ クラブ、サークルにおいて、危険な慣習、恒例行事の改善を強く推し進めて頂きたいのです。

3 事実を明らかにした上で、厳罰をもって対処する。

① 死に係わるようなことをすれば、退学処分も検討して頂きたい。

4 事故を風化させないために、事故事例を学生に伝えていって頂きたい。

5 和解条項(四)にあるように、サークル会員、グリーンテニス同好会全体に伝

達し、各人が理解した上でサークル以外にも広く周知徹底するよう努め、今後、同様の事故が起こらないようあらゆる努力をするよう指導して頂きたい。

四 まとめ

私共の息子倫弘は、憧れの同志社大学入学を果たしたのもつかの間、わずか1ヶ月あまりで大学生活を終えざるをえなくなりました。グリーンテニス同好会の先輩、後輩の関係でなければこのような悲惨な事故は起こっていません。

貴大学には、「生きるために学び、学ぶために生きよ」という教育理念があるのに倫弘は生きることも、学ぶことも先輩達に奪われてしまいました。十分防げる死であるのに何度も見逃されたり、集団心理の恐ろしさを思い知りました。

「生きたかった」「学びたかった」倫弘の思いと、私共倫弘の死に対する思いを十分お受け止めくださり、貴大学のご尽力をお願い申し上げます。

平成9年10月27日

山口 勝
豊子

同志社大学 学長様
学生部長様

[*以下、添付の和解条項の写し、(略)]

以上に見た「要望書」の内容を、簡単に確認しておこう。最初に「提訴理由」の項目で、事故内容についての概略および事故後のサークル学生たちの対応を中心に、両親が提訴の止むなきに至るまでの経過が簡略にまとめられている。この簡略にまとめられた内容の中にこそ、両親が事故経過および事故後の経緯において重視していた点が何であったのかを、改めて確認することができると言えよう。

「大学に対する要望」も、アルコール／飲酒教育の徹底と、大学当局がより一層踏み込んで危機管理／安全管理に指導力を発揮することを求めている。「公認団体」「任意団体」というような都合のいい「使い分け」ではない、「教育機関としての大学」に対する自覚と責務を求めた内容と見ることができる。

そして何よりも、最後の「まとめ」の部分には、痛切な両親の思いが込められている。入学後まもなくの事故によって、「生きることも、学ぶことも先輩たちに奪われた」倫弘さんの「生きたかった」「学びたかった」

た」思い…。そして、そうした「わが子の死」に対する両親の思い…。形式はあくまで大学に対する「要望書」であるが、ここには、事故後のサークル学生たちとの様々な経緯／裁判での「格闘」を乗り越えてきた両親の、激しい「祈り」にも似た痛切な訴えが込められているのである。

注

(5) 以下、本件事件の記述にあたり、参照した資料の中で特に引用頻度の高いものを一覧の形で示す。これらの資料からの引用に際しては、例えばく資料1-1〉のように、原則として資料番号による対照を行う。

〈参照資料一覧〉

1. 原告両親とサークル学生たちとの会話テープ書き起こし記録
 - 1-1. 第3回事故状況説明記録：1995年5月21日
 - 1-2. 第4回事故状況説明記録：1995年8月6日
 - 1-3. 第5回事故状況説明記録：1995年8月27日
2. 母・豊子さんからサークル1回生男子全員および1回生女子1名に宛てた手紙
3. 事故状況説明文書（簡略版）「鴨川での事故の記録～山口君の行動を中心に～」
4. 事故状況説明文書（詳細版）「平成7年5月13日（事故当日）の様子」
5. 原告両親側・事故経過説明文書
 - 5-1. 原告両親側・事故経過説明文書（提訴までの動き）
 - 5-2. 原告両親側・事故経過説明文書（提訴から和解まで）
6. 被告学生側・事故経過説明表

(6) 概要作成にあたっては、上記注(5)〈参照資料一覧〉のうち、特に以下の資料を参照した。まず、原告両親が作成したものとして、〈資料5-1〉原告両親側・事故経過説明文書（提訴までの動き）及び〈資料5-2〉原告両親側・事故経過説明文書（提訴から和解まで）、また、被告学生サークルが作成したものとして〈資料6〉被告学生側・事故経過説明表、これらを中心にまとめた。

(7) この文章は、事故後、母・豊子さんがサークルの男子1回生全員（19名）および女子1回生1名に対して宛てた手紙〈資料2〉からの引用である。手紙が出された日付は1995年7月17日、事故状況について詳しく尋ねる目的で書かれたものである。なお、この手紙に対して返信したのは4名、また他に1名が電話をかけて返信に代えている。

(8) 病院からの連絡を受けた時刻について、手紙原文では「8時55分」となっ

ており、そのまま引用した。ただ、両親がまとめた他の記録では全て「8時50分」となっており、本文ではこちらを採用している。

- (9) このコンパ代に関する母親・豊子さんの語りは、倫弘さんの事件を地元テレビ局が取材し扱った際の放映録画、その冒頭からの再録である。関西テレビ制作「ほっとカンサイ」(関西地方ローカルのニュース番組。平日夕方18時20分～19時)において、「特集」として放映された。放映日時は2001年5月8日、当日朝刊の新聞欄(朝日新聞・大阪本社版)には「“イッキ飲ませ”で死者…くり返す学生アルハラ無意識が招く悲劇」と記載されている。
- (10) サークル「1995年度名簿」によれば、幹部学生の総数は26名。内訳は、部長1名、副部長3名、会計4名、渉外6名、総務12名。すべて当時のサークル3回生である。ここでの「幹部全員出席」とする記述は〈資料6〉「被告学生側・事故経過説明表」によるものだが、当日、大雨の天候にもかかわらず倫弘さんの自宅で行われたお通夜への参列者は数多く、同じく参列のため集まったサークル3回生たちも、実際には倫弘さん宅近くの公園にしばらく待機した後、結局お参りを果たせずそのまま引き返している。なお、この通夜「出席」に関する詳細は、当時のサークル3回生・3名(女性2名、男性1名)に対する筆者聞き取り(2003年11月22日/23日)の際に得られた証言に基づいている。
- (11) 〈資料5-1〉原告両親側・事故経過説明文書(提訴までの動き)、「第2回事故説明」の項目より。
- (12) 〈資料2〉母・豊子さんから1回生全員に宛てた手紙、2枚目。
- (13) 〈資料5-1〉原告両親側・事故経過説明文書、「第2回事故説明 5月15日」に関する項目。なお、この発言について、発言者のA部長は「後日否定」した旨の記載も併せてなされている。
- (14) 事故状況説明の際に両親宅へ出向く「人選」がサークル学生たちの間でいかになされていたかは、サークル学生たちの事故事実認識、当事者意識ともかかわって、重要なひとつの視点である。この「人選」問題並びにサークル学生たちの当時の事故認識については、後の検討で詳しく見ることにする。後に判明するのだが、この男子2回生3名こそが、倫弘さん川入り強要の「直接の当事者」として事故にかかわっていた。なお、この第3回事故状況説明に同行した残る1名の男子3回生は、流された倫弘さんの体を川に入って一度は捉まえることに成功した人物である。
- (15) この時を含め、続く第4回および第5回のサークル学生たちによる事故状況説明については、両親との会話のやり取りを記録した録音テープが存在する。これらの録音は全て、サークル学生たちには秘密のうちに両親の手によって行われた。これらの会話記録は後に両親の手により書き起こさ

れ(参照資料<1-1>ないし<1-3>)がこれに該当)、裁判の際「甲4号証1ないし3」として提出された。

- (16) この日の前日・5月17日(水)の晩に、サークル学生から両親に対して「5月21日(日)に、事故状況の説明に伺う」旨の電話連絡を受けていたことに伴う両親の行動である。
- (17) <資料2>母・豊子さんから1回生全員に宛てた手紙。その2枚目には5月21日の事故状況説明の要約として「説明を要約すると、[倫弘さんは]みそそぎ川へ入ろうとしたが本流の方より『山口コール』がおこりU君といっしょに入った。その前に◇◇君[1回生・男]が入ったが4回生に『危ないから早くあがれ』と言われた、との説明でした」とある。本文ではこの要約に加えて、<資料1-1>「第3回事故状況説明記録(1995年5月21日)」から若干の情報を付加し、4項目に整理した。
- (18) 後に明らかになった事故状況によれば、この1回生は倫弘さんが川へ転落した後、倫弘さんを助けようと川へ入っていたところ、二次被害の発生を危惧した4回生に「川から上がるように」と言われた…というのが実際のところである。だが、この時点でのサークル学生たちの事故状況説明及びそれを受けての両親の状況理解は、そうした時間的前後関係が十分適切に整理された形ではなかったため、こうした「誤解」が生じたと言える。ここでは、そうした「誤解」を含め、あくまで「当時の両親の理解」を記述することに努めた。
- (19) <資料6>被告学生側・事故経過説明表、「5月21日」の記載。
- (20) なお、朝日新聞は社会面のみ掲載、京都新聞は1面及び社会面(27面)の両方に記事の掲載がある。また、記事の引用にあたっては、固有名詞について筆者の判断により適宜伏字を用いている。なお、実際の新聞記事にできるだけ近い視覚的効果を再現するため、見出しの大きさ(活字ポイント)等に多少工夫を施している。
- (21) 記事の内容・見出しからもわかるように、実はこの日、同じ大学の2つのサークルで水死事故が起きており、鴨川での倫弘さん以外にも他のサークルが琵琶湖で1人の死者を出している。琵琶湖で起きたもうひとつの水死事故につき、ひとまずここで詳しくは触れないが、サークル学生たちの被害学生の両親に対する事故後の対応において、2つの事件は密接に関係していたことが後に明らかとなる。
- (22) 倫弘さんと両親との良好なコミュニケーションを物語る挿話として、例えば次のようなものがある。<資料1-2>「第4回事故状況説明記録(1995年8月6日)」、11頁、母・豊子さんの話。「以前から学校のこととか、バイト先でのことをいろいろしゃべってくれる息子だったので、塾のことも、塾の先生が『えー、そんなことまでしゃべりますか』というくらい、

よくしゃべってくれるんですわ…」。

- (23) <資料1-1>「第3回事故状況説明記録(1995年5月21日)」、4頁。
- (24) 筆者による両親への聞き取り記録(2000年5月14日)より。ほぼ同主旨の話が、<資料1-2>「第4回事故状況説明記録(1995年8月6日)」、10-11頁にも見られる。「…あの子、ぜんぜん泳がれないんです。小さな時から、幼稚園の時から。倫弘がこういう結果[注:本件事故を指す]になり、幼稚園の時から同級生のお母さんから一番に『なんで倫くんが水に入る』といちばん不思議がったんです。小さい時からプールが物凄く嫌いで、水が嫌いで、プールの日は『おなかが痛い』とって何か理由をつけて学校に、何か理由をつけて休まないといふので『おなか痛いを書いてくれ』言うて、いっつもそんな感じでした」。
- (25) 筆者による両親への聞き取り記録(2000年5月14日)より。この挿話は、「関西テレビ・2001年5月8日放映・ニュース『ほっとカンサイ』特集コーナー録画」の中でも語られている。
- (26) <資料1-1>「第3回事故状況説明記録(1995年5月21日)」、5頁。同様の趣旨を、母・豊子さんは筆者による聞き取り(2000年5月14日)の中でも話している。
- (27) この点は、水を怖がる倫弘さんが水着を持っていくことに積極的だったように、一見思われがちである。しかし実際は、「新入生男子の着替え持参」はサークルからの伝達事項であった。この点については、サークルの連絡事項を記入して配られたプリント(1995年4月22日付)の「新歓コンパ」について触れた個所に記載がある。なお、このプリントは後の民事裁判で原告両親側より書証(甲第6号証)として提出されたが、着替え持参の意味と強制の有無をめぐっては、裁判において双方の主張が対立した。後者の点については、また後で触れる。
- (28) NPO法人「アルコール薬物問題全国市民協会」(略称「アスク/ASK」)HPに掲載の母・豊子さんの手記(URL:<http://www.ask.or.jp/ikkialharayamaguchi.html>)より。なお、本件事件の被害者遺族両親・山口さんと同NPOとのかかわりについては、後にまた詳しく触れる。
- (29) 筆者による両親への聞き取り記録(2000年5月14日)より。
- (30) この間の経緯については、<資料5-1>原告両親側・事故経過説明文書(提訴までの動き)、および<資料6>被告サークル学生側・事故経過説明表、による。なお、サークル学生たちによるお参りの申し出は、電話でなされたものである。
- (31) <資料2>母・豊子さんからサークル1回生に宛てた手紙より。なおこれについて、<資料6>被告学生側・事故経過説明表、7月4日(火)の項目によれば、このとき両親からサークル学生たちに対して「事故の状況

に納得が行かない。49日も過ぎたのでこちらも言いたいことを言わしてもらおう」との発言があった旨記載されている。記載には続けて「双方の思惑の違いが分かった」とある。

- (32) 学生の内訳は、いずれも3回生4名(男性2名、女性2名)。このうち女性1名のみが、7月4日(火)と同じメンバーであり、男性2名はA部長とB副部長である。
- (33) 〈資料2〉母・豊子さんからサークル1回生に宛てた手紙より。なお、ここでの「保険加入の有無」に対する問い合わせは、サークルとして(あるいは個々のサークルメンバーにおいて)サークル活動に伴う事故を補償する傷害保険への加入を尋ねているものである。この点については後に詳しく見ることにしたい。
- (34) 筆者による両親への聞き取り記録(2000年5月14日)から。当時の様子について母・豊子さんが筆者に語る口調にも、抑えに抑えかねた感情が伝わってくるものであった。なお、このときの様子に言及する母・豊子さんの語りは、その後の筆者による聞き取りの際にも何度となく繰り返し登場する。このうち、別機会の筆者による両親への聞き取り(2004年7月4日)では、母・豊子さんは次のように振り返っている。「[訪ねてきた2人は]最初から玄関先に事故記録と手紙を置いて帰るつもりで、私と会って話をするつもりではなかったんじゃないかと、思うんですよね。それが偶然[母・豊子さんが]帰ってきてしまったもんだから、彼女たちも何を話していいのか、困ってしまったんでしょうね。結局、こちらが一方向的に怒鳴り散らしたので、何も言えなかったんだと思います…。」以上、筆者による両親への聞き取り記録(2004年7月4日)より。
- (35) なお、これらの文書では人名・地名等を含め固有名詞についても同様に適宜[]を用いて一般名詞化している。ただし、後の裁判で被告となるサークル学生のうち事故とのかかわりが深い3人(いずれもサークル2回生・男性。Tさん、Mさん、Uさんの3人)については、これまで既にイニシャル表記により記述していることとの整合性に鑑み、ここでも実名部分をイニシャル表記に置き換えただけの処理にとどめている。
- (36) この点に関連してサークル学生側は、事故記録提出3日後の7月15日(土)付で、改めて両親に対してお詫びと了解を求める内容の手紙を送っている。手紙の内容は、以下の通り。

前略、先月お伺いさせて頂きました際、私達の不備で明確な事故の詳細をお届け出来ず、誠に申し訳ございませんでした。現在、早急に不明な点を明らかにし、報告できるよう全力で調べている次第でございます。しかし、もう一度一人一人に事故当時の状況を確認するのに思わぬ時間がかかっ

てしまい、大変御迷惑をおかけしております。

私達は、これまでのいたらなさを深く反省し、今後御両親に少しでも御理解頂けるよう全力を尽くしていこうと思っております。

こんなにも遅くなってしまい、何とお詫びしてよいかわかりませんが、いましばらくお待ち頂けませんでしょうか。

取り急ぎ書面をもってお伝えさせて頂きました。

草々

同志社大学グリーンテニス同好会一同

この手紙では、文中、「私達はこれまでのいたらなさを深く反省し、今後御両親に少しでも御理解頂けるよう全力を尽くしていこうと思っております」という一文が見える。この時点で彼らサークル学生たちが認識していた「いたらなさ」が具体的には何であったのか、また、両親からの獲得を目指していた「御理解」の内容が何であったのかが、後に問われることになったと言えよう。この点についての検討は、後にまた行うこととする。

- (37) 筆者による両親への聞き取り記録 (2000年5月14日) より。
- (38) <資料5-1> 原告両親側・事件経過説明文書 (提訴までの動き)、2頁、平成7年7月14日の記載項目より。この訪問は、あらかじめ訪ねる旨を告げてのものではなかったことも、空振りに終わった原因のようである。
- (39) 1回生男子全員とともに手紙を出す対象となった1回生女子1名は、事故当日、コンパ会場から鴨川・三条河原まで忘れ物のカバンを倫弘さんに持ってきてもらった人物である。事故記録からもわかるように、倫弘さんが本流に呼ばれる前まで、紛失した定期券を倫弘さんと一緒に探すなど倫弘さんとの接触が比較的多かったことから、事故状況を尋ねる相手として選ばれている。
- (40) 本稿、Ⅱ. 2. (1) 事故発生とサークル学生たちによる両親への事故状況説明、【01 夜中の電話：「生きていてや！」の願いむなしく…】冒頭部分、参照。
- (41) 訪問した6名のうち [1回生・女①] は、注(39)で触れている1回生女子にあたる。またここでの [3回生・女①] および [3回生・女②] にあたる二人が、次回7月7日 (金) にも同じく両親宅を訪れている。
- (42) この手紙は、後の訴訟で「甲43号証」として提出されている。
- (43) この手紙も、後の訴訟で「甲42号証」として提出されている。
- (44) 「事故記録 (詳細版)」とともに同封されていた手紙には、以下本文中でその内容を確認する3通のほかに、サークル学生1人1人が個人として綴った手紙の束も存在していた。これら後者の手紙については、後にまたその内容について触れることにする。

- (45) なお、登場人物の表記については従来通り、後の裁判で被告となる人物についてのみアルファベットのイニシャル表記とし、残る人物についてはその学年(回生)毎に番号と男女の別を付した表記とする。ほか、必要に応じて伏字処理を行うのもこれまでと同じである。
- (46) 以下、「事故記録(詳細版)」の再現記述に際し、その原文において頁をまたいで記載されている個所がある場合には、見やすさの便宜を考慮して複数頁を一括して扱う。この場合、原文での改頁を文中において示すこととする。
- (47) 実際の記録には、この[その後着いた人]とする記載はない。ここでは三条河原への到着時刻毎に大きく3グループに分かれることを明確に示す便宜のため、敢えてこのように付け加えている。なお、到着順各グループ毎の人数内訳は、(1番に着いた人)=7名、(早くに着いていた人)=27名、[その後着いた人]=57名、である。総計91名。ちなみに、当日のコンパ参加者は店側の記録によると90名となっている。「事故記録(詳細版)」に添付の署名人数88名とは2名の違いがあるが、この2名はいずれも[1回生・女]であり、サークル会員名簿にその名の記載がないことのみを確認し得るだけである。
- (48) ここでの[1回生・女①]のコメントは、記録原文において直前のコメント(「この時の～」)と2つに分けて記載されているため、その形のまま記載している。
- (49) 記載されている人数は、合計12名。
- (50) 「事故記録(詳細版)」原文7頁は、改段落が行われておらず、かなり読みにくい。本来であればここでも原文の雰囲気尊重して改段落を行うべきでないのだが、やはり読み手の便宜を考慮して敢えて適宜筆者が改段落を行った。
- (51) 原文のこの個所は、文意がやや不鮮明である。おそらく「警察に対して山口君について説明していた時」という意味であると思われる。なお、この7頁には、本文で再現記述した文章による説明の下の部分に、倫弘さんの転落個所から倫弘さん救出に関するサークル学生たちの「動線」(人間ロープのできた個所や、加わったサークル学生たちがそれぞれ川から上がった個所など)を記した図が付されている。
- (52) 倫弘さんの自宅へ「倫弘さんが事故に遭った」という電話連絡を行ったのは、病院の職員であった。このことは、事件経過の冒頭でも触れている。なお、この点については後に「サークルの1回生に電話連絡させるのではなく、他の3回生幹部がすべきではなかったか」として、両親がその対応を批判している。
- (53) これら3通の手紙はすべて手書きによるもので、3通とも同じ便箋を使

用しているようだが、それぞれの筆跡は異なっている。なお、3通の手紙にはいずれも日付は付されていない。

- (54) この「みそぎ」云々を伝える新聞記事については、実は他にも、サークル学生たちから両親に宛てられた手紙の一部に登場する。しかし、筆者が事件を報じた新聞記事を地方版（京都版、大阪版）にわたって検索・調査した限りでは、該当する新聞記事を見つけることができなかった。この記事（およびその内容）に関する両親の記憶も、定かではない。ただその内容からして、「みそぎ」＝「禊」を指すものと思われる。なお、みそそぎ川が「禊川」と表記されている地図もあることから、新聞記者による取材の過程で「みそそぎ川に入る」というサークル学生たちのコメントが何らかの形で「禊」へと変化した…という可能性も考えられたが、この可能性について両親は「あり得ないだろう」と否定的だったことを付記しておく。
- (55) 前出、注(44)で触れたサークル学生たち1人1人が両親に宛てた同封の手紙の束のうち、1回生が書いたものを指す。
- (56) 同様に、前出、注で触れた手紙の束のうち、上回生が書いたものを指す。
- (57) この雨量についての検証は、事故当日における川の増水状況を知る上で重要なポイントとなる。この点について詳細は、後に触れることにしたい。
- (58) 〈資料5-1〉原告両親側・事件経過説明文書（提訴までの動き）、3頁、1995年7月29日の記載より。
- (59) 筆者による両親への聞き取り記録（2000年5月14日）より。
- (60) 〈資料5-1〉原告両親側・事件経過説明文書（提訴までの動き）、3頁、1995年8月4日の記載より。ここで弁護士が語っている「京都の法律相談」の意味は、「誰か京都の弁護士さんに頼んでみた方がいいのではないか」という、やんわりとした事件の受任拒否を伝える意図であったものと思われる。この点についての検証は、後に触れる。
- (61) この間の本文に取り上げた以外の動きとしては、7月30日（日）に両親が以前送られていた「山口君の思い出」にはじめて目を通したほかは、翌7月31日（月）にサークル3回生2名（男女1名ずつ）が両親宅玄関先に花を置いて帰っていること、また8月5日（土）までに先に取り挙げたサークル1回生からの手紙（母・豊子さんの手紙に対する返事）が3通届いていることなどがある。1回生からの手紙3通は、「寄せられた返事①～③」に該当するもの。「寄せられた返事④：1回生・男子C」のみが、第4回事務状況説明が行われた8月6日（日）より3日遅れた9日（水）に届いている。
- (62) 時刻について、会話の録音テープに両親が残した記録によれば、「午後2時～午後5時」となっている。
- (63) このうち〔4回生・男〕は、「事故記録（詳細版）」に〔4回生・男②〕

として登場する、倫弘さんの救出に積極的にかかわった人物である。

- (64) 1回生のうち、[1回生・男①]は「事故記録(詳細版)」中に登場する[1回生・男⑨]と同一人物、また[1回生・男②]は同じく「事故記録(詳細版)」登場の[1回生・男⑩]である。後者の[1回生・男②]=[1回生・男⑩]は、当初倫弘さんの救出のため川に入った学生である。
- (65) <資料1-2>「第4回事故状況説明記録(1995年8月6日)」、(甲4号証の2)。なお、その記載内容については筆者も録音テープ原本にあたって再度検証している。なお、書き起こし記録はB5版で21枚。録音テープは、120分の録音時間。ただし、書き起こし記録には記載されていない会話の部分もあるため、実際に書き起こした場合の分量はさらに増えることになる。
- (66) この点について象徴的なのは、「事故記録(詳細版)」で倫弘さんが転落する直前の状況を説明した箇所(6頁)において、この状況に直接かかわったTさん、Uさん、Mさんらのコメントが全く見られないことである。彼ら3人が事故状況説明の比較的早い段階で、第4回事故状況説明において両親に話したような事故状況の核心に触れる内容について語っていたならば、その後の事件の展開は多少変わったものになっていたかもしれない。この点については特に重要であると思われるので、後に改めて触れることにする。
- (67) ここでの「顔の表情云々」という部分は、両親宛にサークル学生たちから送られてきた手紙の中に、転落直後すぐの時点で、流されて行く倫弘さんの様子について書かれているものがあったことによる。このときの倫弘さんの顔の表情の解釈をめぐっても、両親とサークル学生たちの認識には違いが生じている。この点についても、後に改めて触れることにしたい。
- (68) 第4回事故状況説明の後より第5回事故状況説明までの間に、時期的にはちょうど倫弘さんの初盆を迎えることになった。この間、サークル学生たちは何度か両親宅にお参り等を行っている。8月13日(日)の月命日には、A部長ほか4名がメッセージを添えた花を玄関先に置いて帰り、15日(火)にはA部長ほか3名がお参りを行っている。また、18日(金)には事故の直接の関係者である2回生3人(Tさん、Mさん、Uさん)が両親の留守中、花を置いて帰っている。以上、<資料6>被告サークル学生側・事件経過説明表、各日付の記載より。
- (69) <資料6>被告サークル学生側・事件経過説明表、平成7年8月27日の記載項目では、単に「T、M、U、[2回生・男]お参りに行く」となっていることから、このことが理解される。ちなみに、第3回および第4回の事故状況説明がそれぞれなされた日付(5月21日、8月6日)の記載ではいずれも、「事故状況を説明」の言葉が使われていることから、サー

クル学生側の両者の位置づけが違うことを理解することができる。このことを踏まえた上で、本文ではあくまで両親側の視点から今回の4名の訪問を「事故状況説明」と捉えておく。

- (70) この点について父・勝さんは、筆者による聞き取りの中で次のように語っている。「彼らの説明を一通り聞いて、親としては倫弘の命の重さというものがわかっていただけていない、その悔しさでいっぱいでした。親としては、ここは何とか『ひと太刀』浴びせたい、このままにはしておけないという、ただそういう気持ちでした。ただ、法的には自分たちはまったくの素人で、無知でした」。以上、筆者による両親への聞き取り記録(2000年5月14日)より。
- (71) 1992年10月6日設立の市民団体。本部・大阪。さしあたり以下、その設立趣旨について示す(「イッキ飲み防止連絡協議会」のHP<URL:<http://www.ask.or.jp/ikkialharakyogikai.html>>より転載)。「イッキ飲ませで子どもを失った親が中心になって設立した市民団体です。もう被害者も、加害者も、悲しむ親もひとりも増やしたくない。そういう思いで、イッキ飲み・イッキ飲ませを防止する各種活動を行なっています」。同会と倫弘さんの両親とのかかわりは、この時を機縁として現在(2004年9月)に至るまで続いている。この点についての経過の詳細、特に、本件・倫弘さんの事件展開において同会が果たした役割については、後に改めて触れることにしたい。
- (72) この手紙については、後の筆者による聞き取りでも重ねて「あの手紙が、一番頭に來ました」という形で言及されている。筆者による両親からの聞き取り記録(2003年11月23日)より。
- (73) この一連の手紙のやり取りについて、手紙文面の具体的な内容にまで踏み込んだより詳細な分析は、重要な作業である。これについては、後に詳しく行うことにしたい。
- (74) 筆者による両親への聞き取り記録(2000年5月14日)より。父・勝さんの話の内容は、本文に引用した部分の後にも「とにかく学生課長さんは、サークルの公認/非公認ということを、ただそればかり言われていた」と続いている。
- (75) 以下の会話テープ収録部分は、両親による書き起こし記録(〈資料1-3〉「第5回事故状況説明記録(1995年8月27日)」)には記載されていない部分である。
- (76) 筆者による両親への聞き取り記録(2003年9月21日)より。「法律関係の本」の具体的な書名等は、不明である。なお、文中には倫弘さんの事故に関連する情報として、これまで触れられていない情報がいくつかある(具体的には、平成4年の新歓コンパでも鴨川で1名が流されたという前

例の存在、また、倫弘さんの事故が起きた年のコンパの席上、4回生が、「今日の鴨川は増水しているので、1回生は流されて下さい」との挨拶を行った、とされる部分)。これらについては、両親がサークル学生たちから受けた事故状況説明の際に明らかとなった情報であり、送られてきた手紙を含めたすべての資料類より知り得たものであることを、ここでは付記しておく。これらについては後に裁判の中で触れられることになるので、詳しくはその時点でまた見ることにしたい。

- (77) もちろん、一応はこのように言うことができたとしても、実際に大学学生課による事故の「解決」への関与が現実的にどこまで可能であったかは、きわめて難しいところである。実際に、その可能性はほとんど無きに等しいものであったであろう。ここではそうした大学側の積極的な関与の可能性を考えるよりも、両親の内容証明郵便による問いかけに対して、恐らくは困惑しながらも公式見解に徹することで逆に「逃げ道」をうまく見出す形となった大学側の対応を確認しておくにとどめる。
- (78) 両親作成の文書「質問事項への返答」(2004年4月25日)、1頁より。この文書は、事前に筆者が両親に対して質問事項をまとめた文書を送付(2004年3月31日付)したことに対する返答として作成されたものである。これら質問事項と返答の詳細については、後の検討において再度取り上げることにする。同文書は、筆者による両親に対する聞き取り(2004年4月25日)の際に筆者が受け取り、内容面での確認を行った。
- (79) なお、同日のこととして記載されているサークル学生たちのお参り訪問と内容証明作成・郵送の時間的前後関係については、両親に対する聞き取りによっても不明である。
- (80) <資料5-1> 原告両親側・事件経過説明文書(提訴までの動き)、4頁、平成7年10月13日の項目より。なお、A部長の発言については、筆者による両親からの聞き取り過程で何度も登場した「重要な発言」だったが、当初この発言があった具体的な日付は特定されていなかった。最終的に母・豊子さんの手元の記録によりその日付の確認ができたのは、(2003年11月23日)の聞き取りにおいてである。
- (81) この点についての裏づけは十分ではないが、<資料6> サークル学生側・事故経過説明文書、3頁によれば、「7年10月」とのみ書かれた「日」レベルでの日付記載がない項目において、「公機関の法律相談に2回、その後部員のバイト先の弁護士に相談をした」との記述を見ることができる。ここでの「部員のバイト先の弁護士」が、後の訴訟でサークル学生側の代理人弁護士を務めることになるのだが、同弁護士に対する筆者の聞き取り(2000年8月30日)においても、最初の法律相談を受けた時期について「1995年秋ごろ」という答えしか得られなかった。そのため、正確な前後関係を確

認することはできないが、A部長が法律相談を通して事故の解決をめぐって事前に何らかの法的アドバイスを受けていたことのみを、ひとまずここでは確認しておきたい。

- (82) 〈資料6〉サークル学生側・事故経過説明文書、3頁、平成7年10月13日の記載より。本文で触れた部分のほかに、「祖母が危篤なので年内は来ないでくださいと言われ」たことが記されている。
- (83) この点については、A部長の発言があったことについてそもそも触れられていないため、両親とA部長らのやり取りの流れを具体的に検証することができない。
- (84) その理由は、主として原告両親側の「家庭の事情」によるものである。前掲注(82)参照。
- (85) ただし、死体検案に際して倫弘さんの血中アルコール濃度がどれくらいであったかは、調べられていないとの医師の話であったという(〈資料5-1〉原告両親側・事件経過説明文書(提訴までの動き)、4頁、平成7年11月18日の項目記載より)。
- (86) 〈資料5-1〉原告両親側・事件経過説明文書(提訴までの動き)、4頁、平成7年11月26日の項目より。
- (87) 記事文中では「堤防」となっているが、三条河原・河川敷をさすものである。
- (88) 前出、【05 新聞により報道された事故の状況】において取り挙げた京都新聞1995年5月14日付記事、参照。
- (89) このときの経緯について両親の話(筆者による両親への聞き取り記録、2000年5月14日)によれば、該当する「目撃学生」が所属する大学の学生課を通じて連絡をとってもらい、後日(詳細な年月日は不明)「目撃学生」本人から両親宅に電話があったとのことである。直接会って話を聞きたいと希望する両親に対し、「目撃学生」は「別に話すことはない」と協力を断ったとのことである。
- (90) サークル学生たちからの手紙は、1995年10月13日(金)の月命日お参り以降も、11月13日(月)、12月12日(火)の2回にわたって両親宛届けられている。これらの手紙は、それぞれ便箋1枚の簡単なものだが、以下その内容を採録しておく。

〈1995年11月11日付の手紙〉

先月お伺いしてから1ヶ月が経ちますがいかがお過ごしでしょうか。お伺いした際にお花やお会いすることを遠慮するようにというお話でしたがお手紙だけでもと思い筆をとりました。

今私達はこのような事故が再び起こらないために私達の反省をもとに他のサークルや学生に呼びかけを行っており月に何度か総会を設けておりま

す。よろしければ近況をお知らせ下さい。

同志社大学グリーンテニス同好会 [* A部長、署名]

〈1995年12月12日付の手紙〉

寒さもいよいよ本格的になってまいりましたがいかがお過ごしでしょうか。

13日の月命日にあたりそちらの心情を察しお伺いさせて頂く代わりに手紙を送らせて頂きました。私達は年末にむけて学生がお酒を飲む機会も多くなるであろうこの時期に反省をふまえて注意を呼びかけようと考えています。来月の1月13日には直接家にお伺いさせて頂きたいと考えております。その際にはあらかじめ手紙を送らせていただきます。

同志社大学グリーンテニス同好会

これらの手紙は、一面では簡単な近況報告(および伺い)に過ぎないものであるものの、同時に他面では、サークル学生たちの反省内容や彼らが当時考えていたであろう「道義的責任の果たし方」をうかがわせるひとつの資料でもある。後者の面での検討は、後に改めて行うことにしたい。

- (91) ここでは、サークル学生たちがサークル活動再開についてその許しを両親に求めるのではなく、活動再開を既に決めたことについて報告しているという点に、留意が必要であるように思われる。この点も含め、手紙の文面のより仔細な検討も、サークル学生たちの考える自粛の意味や事故に対する彼らの認識を探る上で重要であると思われる。これらについても、後に改めて触れることにしたい。
- (92) 〈資料6〉サークル学生側・事件経過説明表、3頁、「平成8年1月13日」の項目記載内容。なお、両親側の記録である〈資料5-1〉原告両親側・事件経過説明文書(提訴までの動き)、5頁の同じく平成8年1月13日の項目には、「5名お参り」としてサークル学生たちの名前が記されているのみであり、示談の提示については特に触れられていないことを記しておく。
- (93) 以前にも触れたが、後の訴訟でサークル学生たちの代理人を務めることになる弁護士である。前掲注(81)参照。なお、〈資料6〉サークル学生側・事件経過説明表、3頁、平成8年2月13日の項目には、「サークルとして弁護士に依頼。書面で返事を書いてもらい、先方へ郵送する」との記載があり、この日が受任日であると推測される。
- (94) 〈資料6〉サークル学生側・事件経過説明表、3頁、平成8年5月13日の項目記載内容より。
- (95) 筆者による両親への聞き取り記録(2000年5月14日)より。両親の話の中では、時期的に「目撃学生」が就職活動で忙しい期間に重なっていたこ

ともあり、ゆっくりと時間を取ってもらえなかったことにも触れられている。

- (96) 筆者による両親への聞き取り記録(2000年5月14日)より。この地元市の弁護士が最終的に訴訟受任を断った経緯等については、また後に触れる。
- (97) 両親にとってこの弁護士は、一方で「やっとめぐり逢えた弁護士」であったことに間違いはないものの、他方で、受任の際の経緯やその後の訴訟追行過程を通じて「十分に自分たちの気持ちを汲んでくれる弁護士」とは、ついになり得なかった。この点については、後に詳しく検討する。
- (98) 定型用紙のタイトルは「会館内法律相談票」、用紙サイズはA4の大きさ。京都弁護士会が受け付けている一般有料法律相談の際に使われる用紙である。なお、「会館」は京都弁護士会館を指す。
- (99) なお、「相談要旨」についての記載は、2段目以降の「サークルに損害賠償請求したら云々」以下とそれ以前の部分では、他の記入項目(相談者氏名、住所、連絡先等必要事項)と比較してみても明らかに筆記者が異なることを見てとることができる。「回答要旨」記載の筆跡から、「サークルに損害賠償請求したら」以下の部分は、弁護士によって記載されたものであることを付記しておく。
- (100) 筆者による両親への聞き取り記録(2003年11月23日)より。
- (101) この間の経緯については、〈資料5-1〉原告両親側・事件経過説明文書(提訴までの動き)、6頁、各日付記載項目による。最初に訴訟委任を行った7月27日(土)時点で、その後の進め方について弁護士との間でどれだけの打ち合わせ(ないし説明)がなされていたかは、筆者による聞き取りの中でも明確にできなかった。
- (102) 筆者による両親への聞き取り記録(2003年11月23日)より。
- (103) 後の裁判において「甲3号証の1ないし9」として提出された「郵便物配達証明書」によれば、A部長のみ受取日が8月28日(水)となっており、他の8名はすべて8月22日(木)の受け取りである。A部長と他の8名との間には、「請求書」の郵送による受け取りに1週間の開きが生じているが、その理由は不明である。同時に、本文中で内容を確認したA部長宛「請求書」については、作成日日付が8月27日(火)と確認できるが、他の8名宛のものについてはその日付を確認することができないため、本文中のような推測とした。
- (104) このとき撮影された写真は、後に「検甲第6号証の1ないし11」として提出されている。なお、撮影時刻は「午後3時40分」となっている。
- (105) 京都土木事務所による水位のデータは、倫弘さんの事故現場である三条河原・三条大橋付近より約4キロ上流の荒神橋にて計測されたものが提供されている。これによれば(両親が手元に控えているデータによれば)、

平成8年8月28日(水)午後3時の水位は「139センチ」であり、午後4時の水位は「132センチ」となっている。写真撮影時刻が「午後3時40分」であることを考えれば、撮影時の水位は135センチ前後であったものと思われる。

ちなみに、事故当日である平成7年5月13日(土)の水位は、事故発生時刻にほぼ相当する20時で「63センチ」となっている。ところで、肝心の事故当日(発生時刻)・事故現場(三条大橋付近)での水位については、後の裁判の過程で父・勝さんが「おおよそ58センチ」とする推測データを出している。この点については、後に原告両親が裁判の中で提出する「陳述書」の中で触れられることになるので、詳しくはそこで確認することにしたい。

- (106) <資料5-1>原告両親側・事件経過説明文書(提訴までの動き)、6頁、平成8年9月9日の項目記載内容より。なお、記者の名刺によれば「毎日新聞 大津支局 記者」の肩書きとなっている。同じ新聞記者の名刺は、訪問・取材日時は不明であるが、原告両親側代理人弁護士の事件記録一件書類の中でもその貼付を確認することができた。
- (107) 毎日新聞(大阪版)1996年9月11日(水)付夕刊、記事(10面に掲載)。なお、見出しの「両親、仲間の学生提訴へ」の部分は網掛け処理がなされた大きな活字によるものとなっている。
- (108) 文中、「山口さんは衣服の下に水着を着ていた」とあるが、実際は水着を持参したのみで着用はしていない。
- (109) この点、若干文体が修正されている箇所を除けば、いくつか見受けられる誤字に至るまで、「請求書」と同一である。
- (110) 弁護士二人体制とすることについては、最初に訴訟を委任した弁護士から「作業量が多く、大変だから」という理由で両親に対し打診がなされた。この弁護士は滋賀県弁護士会の所属で、両親が最初に訴訟を委任した弁護士(京都弁護士会所属)の実息という関係にあった。以降は、その必要がある時にのみ二人の弁護士を区別することとする。
- (111) このとき両親が弁護士宛に同封した手紙の内容を確認すると、録音テープの書き起こし文書およびサークル提出の事故記録への「線引き」以外に、「川での事故内容」と題した文書(ワープロB5用紙4枚)が添付されているのを確認できる。これは、両親が複数の資料から事故経過の重要点とおぼしき箇所を整理してまとめたもので、うち数カ所に「親の所見」と題して自分たちの見解を付け加えている。この文書の内容については後に適宜取り挙げることにより、事故に対する両親の見方を検証するひとつの資料として用いることにしたい。
- (112) 筆者による両親への聞き取り記録(2000年5月14日)より。こうした発

言を手がかりに、両親が当初抱いていた弁護士・裁判イメージについて検討を加える作業は、後に行うことにしたい。

- (113) 筆者の手元にある「答弁書」コピーには、事故状況の事実関係につき両親が一つ一つ細かくチェックし、事故説明・事故記録等にあたってその異同・矛盾をびっしりと書き込んだ跡が残されている。こうした一面を見ても、両親の訴訟にかける必死の思いがひしひしと伝わってくる。なお「腹立たしい思い」についてより詳しくは、後に見ることにする。
- (114) 筆者による両親への聞き取り記録(2000年5月14日)より。母・豊子さんの話によれば事前に「第1回期日では通常、書面のやり取りしかしない」との説明を受けていたという。それでもやはり「あまりにもあっさりとしていて、拍子抜けする内容だった」との感想を語っている。その中で唯一、「裁判長が事故当日の倫弘さんの服装について尋ねる」発言を行っていたことが、〈資料5-2〉原告両親側・事件経過説明文書(提訴後～和解まで)、1頁、平成8年11月5日の記載項目として記されている。
- (115) 両親より弁護士宛の手紙(1996年11月24日付)の内容より。事故当日、倫弘さんが着用していた衣類の写真や、新入生歓迎コンパに際して「着がえ持参」を新入生に「伝達」するサークルの年間スケジュール表などの新たな資料、また再度「項目別に分けて線引きした資料」が郵送されたことを読み取ることができる。この後取り上げる「準備書面(第一)」の内容からも、「答弁書」に記されていた両親の書き込み内容と併せて両親の主体的な関与・寄与度の高さを裏付けることができる。
- (116) ここまでの展開は、〈資料5-2〉原告両親側・事件経過説明文書(提訴後～和解まで)、3頁、平成9年3月14日の記載項目より。
- (117) 〈資料5-2〉原告両親側・事件経過説明文書(提訴後～和解まで)、1-3頁、平成8年12月2日～平成9年2月24日までの記載項目をもとに、まとめている。
- (118) このときの記者会見の様子を元にした「イッキ飲み防止」を訴える新聞の特集記事は、中日新聞(3月28日付)、東京新聞(4月3日付)、毎日新聞(4月5日付)、赤旗新聞(4月9日付)、およびこの後本文中で取り上げる朝日新聞(4月22日付)として、新聞各紙(いずれも朝刊)に掲載されている。
- (119) これら「パンフレット」の存在・配布に関する両親の情報入手ルートは、「アルコール薬物問題全国市民協会(ASK)」であった。倫弘さんおよびサークル学生たちが所属していた同志社大学が独自に作成した「パンフレット」は、「ASK」の出版物を参考文献として作られていたことが経緯となっている。なお、「パンフレット」に記載されていた具体的な内容については、後に改めて触れる。

- (120) この点、倫弘さんの事故を報じた事故翌日付新聞記事(朝日新聞、京都新聞)は既に見てきた通りであるが(参照、【05 新聞により報道された事故の状況】)、その記事中でも「同志社大学学生課長のコメント」として触れられている。すなわち、「…酒の飲み方についてはパンフを配布したり」(朝日新聞)、「いっき飲みなど酒の飲み方については、新入生全員にパンフレットを配って注意を呼びかけている」(京都新聞)とある通りである。だが実は、これら「パンフレット」の配布時期をめぐって、本文中で触れた大学・学生課の返答が後にくつがえされることになるのだが、この点についてはまた後に触れることとする。
- (121) この証言をしたのは、事故後サークルを退部していた元1回生・男子だった。この証言とも併せて両親は、[1回生・男①]さんが倫弘さんの川への転落直前の事故状況を一番近くで見ていたのではないか、もしそうなら、その状況について話してほしい…との思いを強くしていたものと思われる。だが、このとき両親が電話をかけた当時1回生だった他の男子学生一人は、「そのこと [=事故に関すること] については、何もしゃべることができない」と答えているのみである。
- (122) この証言内容に関しては、後の原告本人尋問の際に「陳述書」の内容を裏付けるものとして一定の意味を持つことになる。
- (123) 以下の経緯については、〈資料5-2〉原告両親側・事件経過説明文書(提訴後～和解まで)、5頁、平成9年7月3日～8日の記載項目、および、筆者による両親への聞き取り記録(2000年5月14日)による。
- (124) 以下、鴨川の水位をめぐる「情報公開」に関する一連の経緯については、〈資料5-2〉原告両親側・事件経過説明文書(提訴後～和解まで)、6-8頁、平成9年7月11日～28日の記載項目による。
- (125) 結局、苦労の結果得られた「救急搬送証明書」であるが、その記載事項は、「被救護者名」、「救護年月日」、「救護場所」、「収容病院」のみであり、当初両親が期待した倫弘さん救出時の鴨川水位についての記載はなく、訴訟の場に「書証」(甲号証)として提出されることもなかった。なお、口頭で伝えられた倫弘さん引き上げ時の川の水位は50～60センチ(ひざの上くらい)、引き上げ場所は川の流れに向かって左岸、ということであった。
- (126) 抜粋部分は、父・勝さんの「本人調書」による。
- (127) 筆者による両親への聞き取り記録(2000年5月14日)より。
- (128) 〈資料5-2〉両親側・事件経過説明文書(提訴後～和解まで)、9頁、平成9年9月19日の記載項目より。
- (129) 両親の記録によれば、このとき原告両親側の代理人弁護士は、和解案の第三項・四項について「こちらの意思を汲み取っていただいた」と裁判長に礼を述べていたとのことである。〈資料5-2〉原告両親側・事件経過

説明文書 (提訴後～和解まで)、10頁、平成9年9月19日の記載項目より。

- (130) ただし、この「関係者」は傍聴こそできなかったものの、裁判所自体へは足を運んでいる。このとき、「関係者」と被告サークル学生たちとの間に「接触」が持たれた経緯があるが、これについては後に改めて触れることにする。
- (131) <資料5-2> 原告両親側・事件経過説明文書 (提訴後～和解まで)、9頁、平成9年9月16日の記載項目より。
- (132) この弁護士は当時、先に触れた「関係者」、すなわち、倫弘さんの事件が起きた同年6月、大学サークル新歓コンパにおけるイッキ飲ませにより息子を亡くした静岡在住の母親 (及び父親=被害者遺族両親) の代理人弁護士を務めていた。同弁護士について、詳しくはまた後に改めて触れる。
- (133) この間の経緯は、原告両親と代理人弁護士との関係を象徴するひとつの出来事でもあるのだが、これについて詳しくは後に見ることにしたい。なお、本文中に登場する東京の市民団体「アルコール薬物問題全国市民協会 (ASK)」は、先に注(119)でも触れている、イッキ飲ませで子どもを失った親が中心になって設立した市民団体「イッキ飲み防止連絡協議会」を生み出す母体となった市民団体である。
- (134) <資料5-2> 原告両親側・事件経過説明文書 (提訴後～和解まで)、9頁、平成9年9月22日の記載項目より。なお、本文中箇条書きの内容は、記載項目に書かれたままを記載している。
- (135) 本文中の「アルコール問題に詳しい弁護士」が語ったとされる、判決を求めることで認容されたであろう金額について、筆者による両親に対する聞き取り記録 (2000年5月14日) の中で父・勝さんは、「請求金額の3割程度、ではないだろうか」との見通しであったことを語っている。この点について詳しくは、後にまた改めて触れることにする。
- (136) 筆者による両親への聞き取り記録 (2000年5月14日) より。
- (137) 筆者による両親への聞き取り記録 (2000年5月14日) より。
- (138) なお、和解調書に記載された「当事者の出頭状況等」によれば、原告側は両親 (父・勝さん、母・豊子さん) と代理人弁護士の出席。被告側は、Tさん、Uさん、Mさん、M [1回生] さんの4名と、代理人弁護士の出席となっている。
- (139) 本文中に取り上げた京都新聞 (夕刊) 以外では、朝日、毎日、読売の全国紙各紙 (いずれも、大阪本社版) が記事を掲載している。このうち、朝日、毎日の2社は記者会見翌日の16日 (木) 朝刊、読売は15日 (水) 夕刊での掲載である。各紙記事の内容は、以下の通り。

<朝日新聞>

コンパで水死

賠償訴訟和解

同志社大生の両親

1995年5月、新入生歓迎コンパの後に京都市の鴨川に入って水死した同志社大1年生山口倫弘さん(当時19)の両親=大阪府◇◇市在住=が、川に入ることを強要したなどとして当時の同好会の上級生ら9人を相手取り、五千万円の損害賠償を求めている訴訟は15日、京都地裁(◇◇◇◇裁判長)で和解が成立した。

和解条項は、被告らが解決金五百万円を支払う▽増水している中で、新入生を川に入るようはやし立てる危険性を酔って認識しなかったことが事故の一因と認め、謝罪する▽危険性を同好会の内外に広く知らせ、再発防止のために努力をする——などとなっている。

<毎日新聞>

同大生側と

500万円で和解

コンパで川入り

死亡学生の両親

1995年5月、同志社大のテニスサークルの新入生歓迎コンパで飲酒後、京都市中京区の鴨川に転落して水死した新入生の両親が「『川入り』を強要された」として、当時の4～1回生9人に計5000万円の損害賠償を求めている訴訟は15日、京都地裁で和解が成立した。被告側が安易に新入生をはやし立てたことが事故の一因と認め、計500万円を支払う▽同様の事故が起こらないよう被告らが周知徹底に努める——などの和解内容。

亡くなったのは、当時工学部1回生の大阪府◇◇市◇◇町、山口倫弘さん(当時19歳)。訴状によると、同年5月13日夜、京都市内の飲食店でのコンパの後、新入生が鴨川に入る「川入り」という行事があり、雨で水位が上昇した危険な状態だったが、被告らは山口さんの名前を連呼。山口さんは足を滑らせた上級生と共に川に転落し、約2キロ流されて死亡した。

<読売新聞>

“コンパで水死” 和解

大学サークル部員9人 謝罪、500万円支払い 京都地裁

京都市中京区の鴨川で一昨年5月、大学のテニスサークルの歓迎コンパで水死した大阪府◇◇市◇◇町、同志社大1年生山口倫弘さん(当時19歳)の両親が「サークルの部長らに、川に入るよう強制されたのが原因」として、同サークル部員の学生9人(当時)を相手取り、五千万円の損害賠償を求めている訴訟が15日、京都地裁(◇◇◇◇裁判長)で和解した。学生側は「酔いにまかせて山口君を事故に巻き込み、反省している」と謝罪し、両親に五百万円を支払う。

訴状などによると、山口さんは1995年5月13日夜、三条大橋南側の鴨川右岸河川敷から川に落ち、水死した。山口さんが所属していたテニスサークルは新入生歓迎コンパのあと、鴨川に入るのが恒例。当時雨で増水しているのかかわらず、部長ら上級生を中心に山口さんの名前を連呼するなどし、山口さんは仕方なく堤防斜面に立ったところ、手をつないでいた部員が足を滑らせたはずみで川に転落した。

裁判長が和解を勧告、被告側が「学生コンパ特有の高揚感にかられて危険性の認識を欠いていた」「今後、このような事故が起こらないよう努める」としたため、両親も応じた。

(140) 筆者による両親への聞き取り記録 (2000年5月14日) より。

(未完)